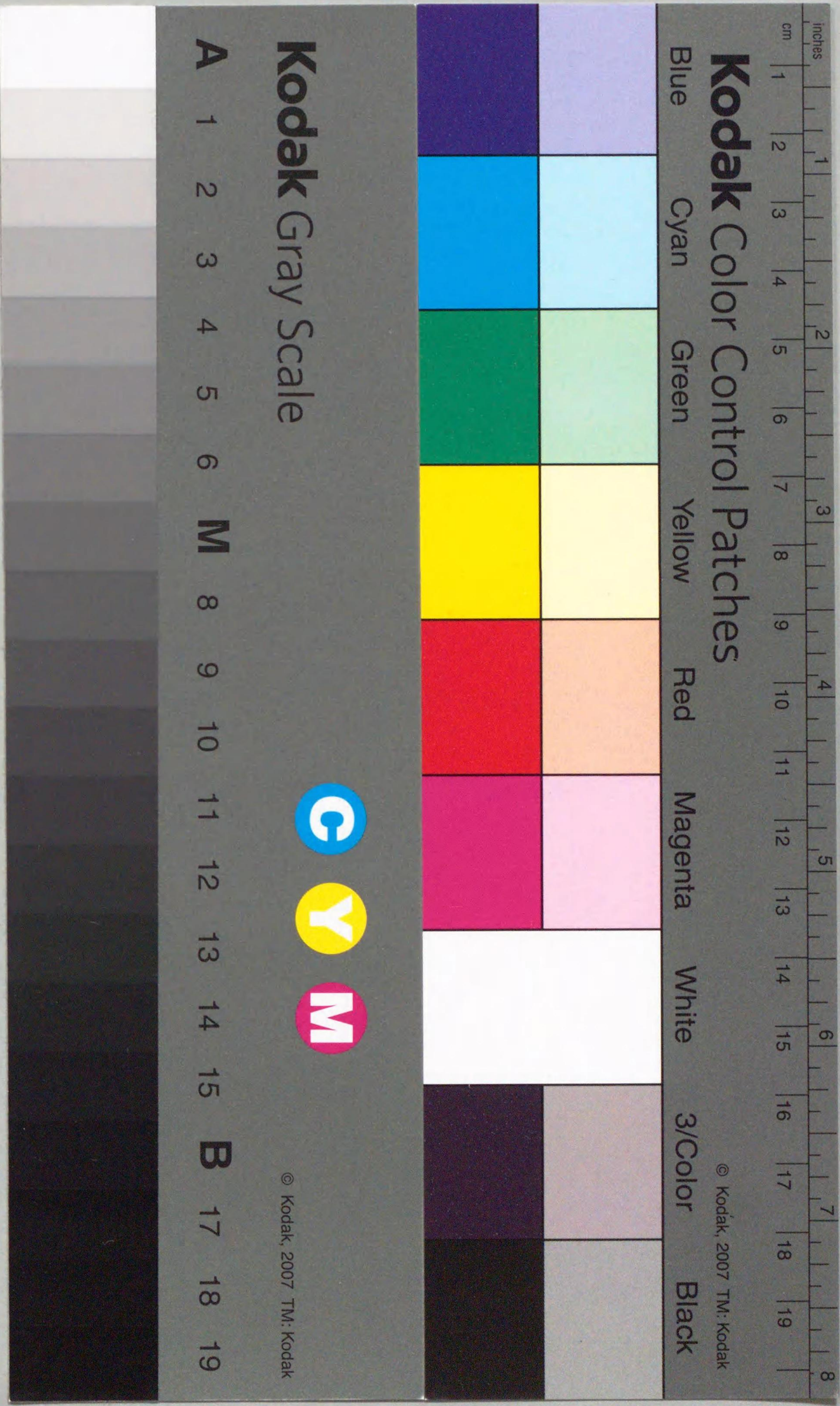



省政彙覽

第二輯

龍江省篇 (日文)

國務院總務廳情報處





省政彙覽

—— 第二輯 ——

龍江省篇

(日文)

京橋圖書印

康德二年十二月

國務院總務廳情報處

75W/11285

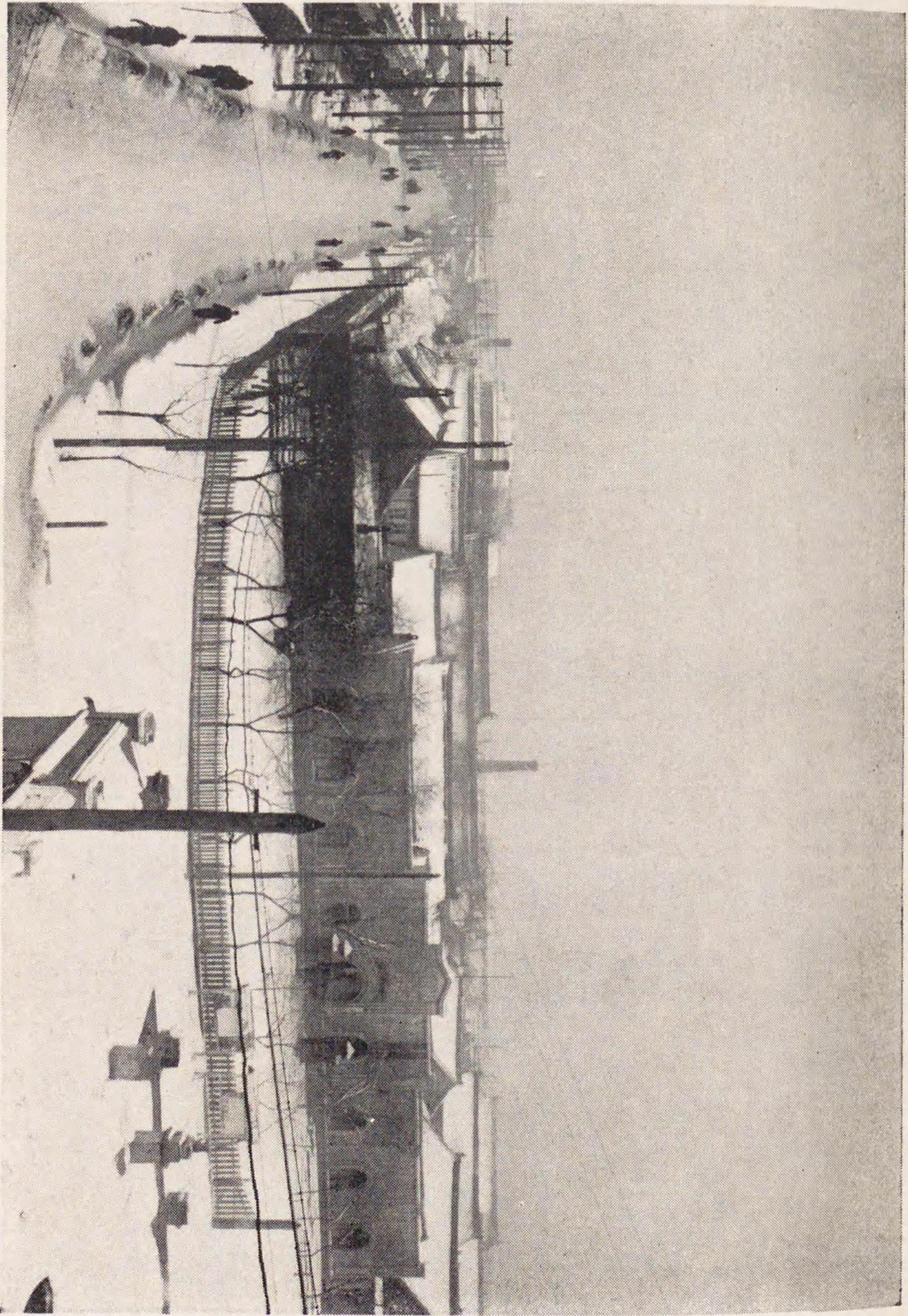
凡例

京橋圖書館

- 一、地方行政制度改革以來茲に一閱年、新制下の各省は今や省政更新の本格的軌道に乗出さんとしてゐる。此秋に當り各省々政の概要を明かにし以て將來の指標たらしむるは強ち徒爾ではあるまいと思はるゝ。本彙覽刊行の目的は此等地方施政の一般を江湖に紹介せんとするにある。
- 一、本彙覽は各省篇別して連續的に刊行し全滿十省並に興安各省を網羅して完璧を期せんとするものである。
- 一、本彙覽の篇別順位は康德元年十一月二十三日付國務院訓令に基く省排列順序に據る事とし、曩に吉林省篇を出し次いで第二輯として茲に本篇を編む事とした。
- 一、本篇編纂に就ては省制改革後日尙ほ淺き爲め資料未だ整はず完備を缺ぐの憾なしとしないが、中央關係各部龍江省公署、其他關係機關よりの資料に負ふ所が少なくない。

康德二年十一月

國務院總務廳情報處識



龍江省公署全景

繪 口

龍江省公署全景

龍江省公署

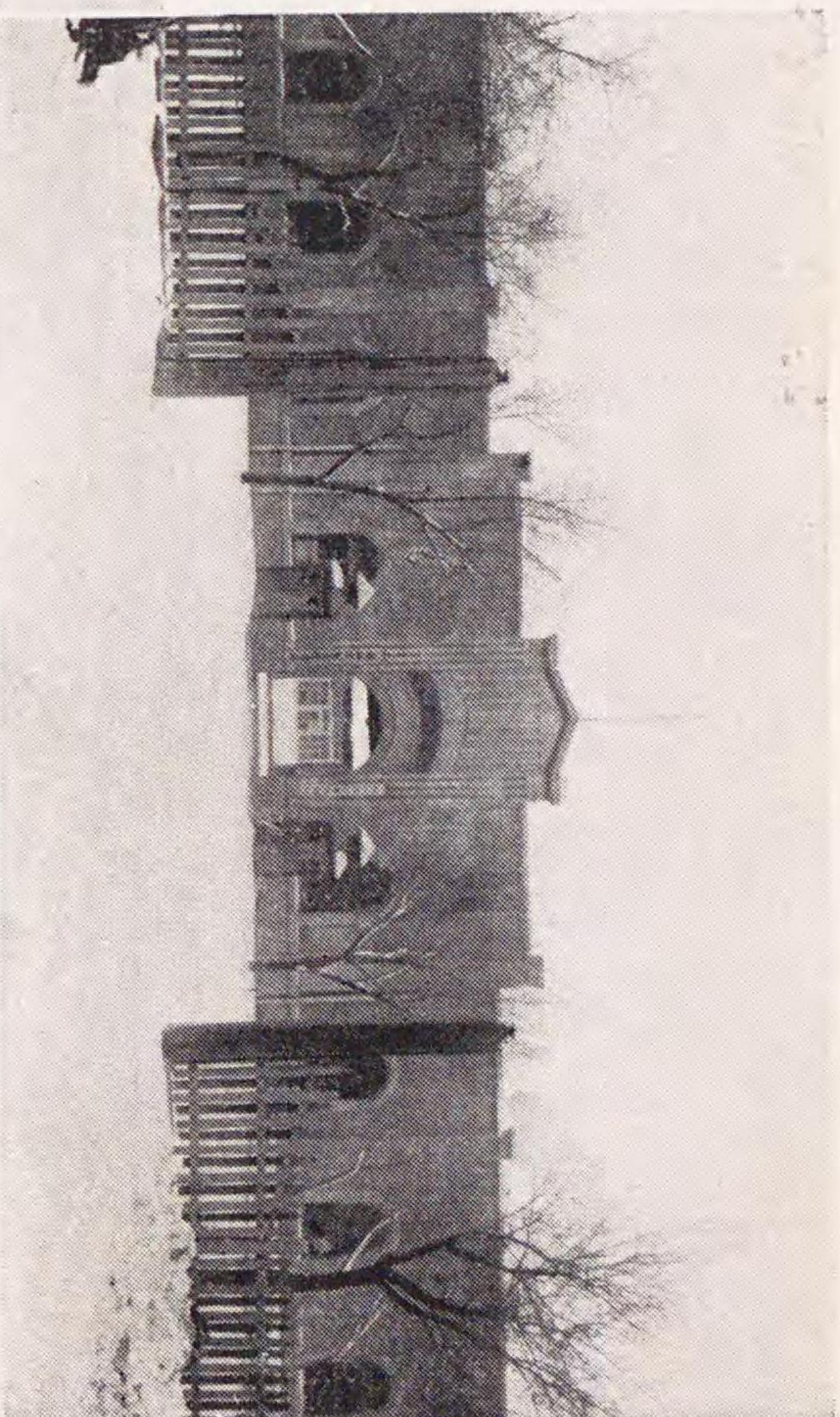
金龍江省長就任式紀念

龍江省公署主腦部

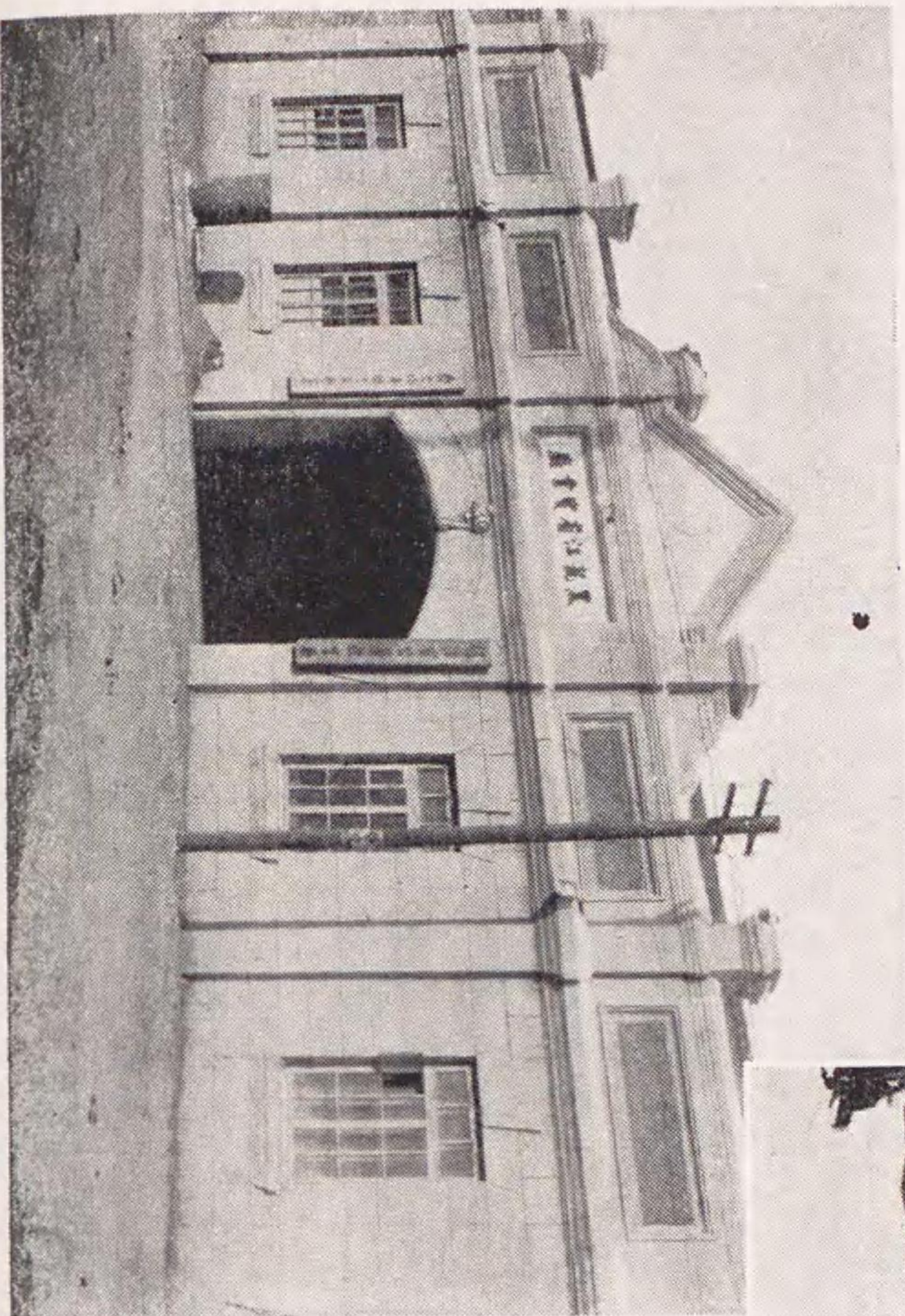
齊々哈爾所見

龍江省區劃圖

龍江省公署



警務廳 · 民政廳



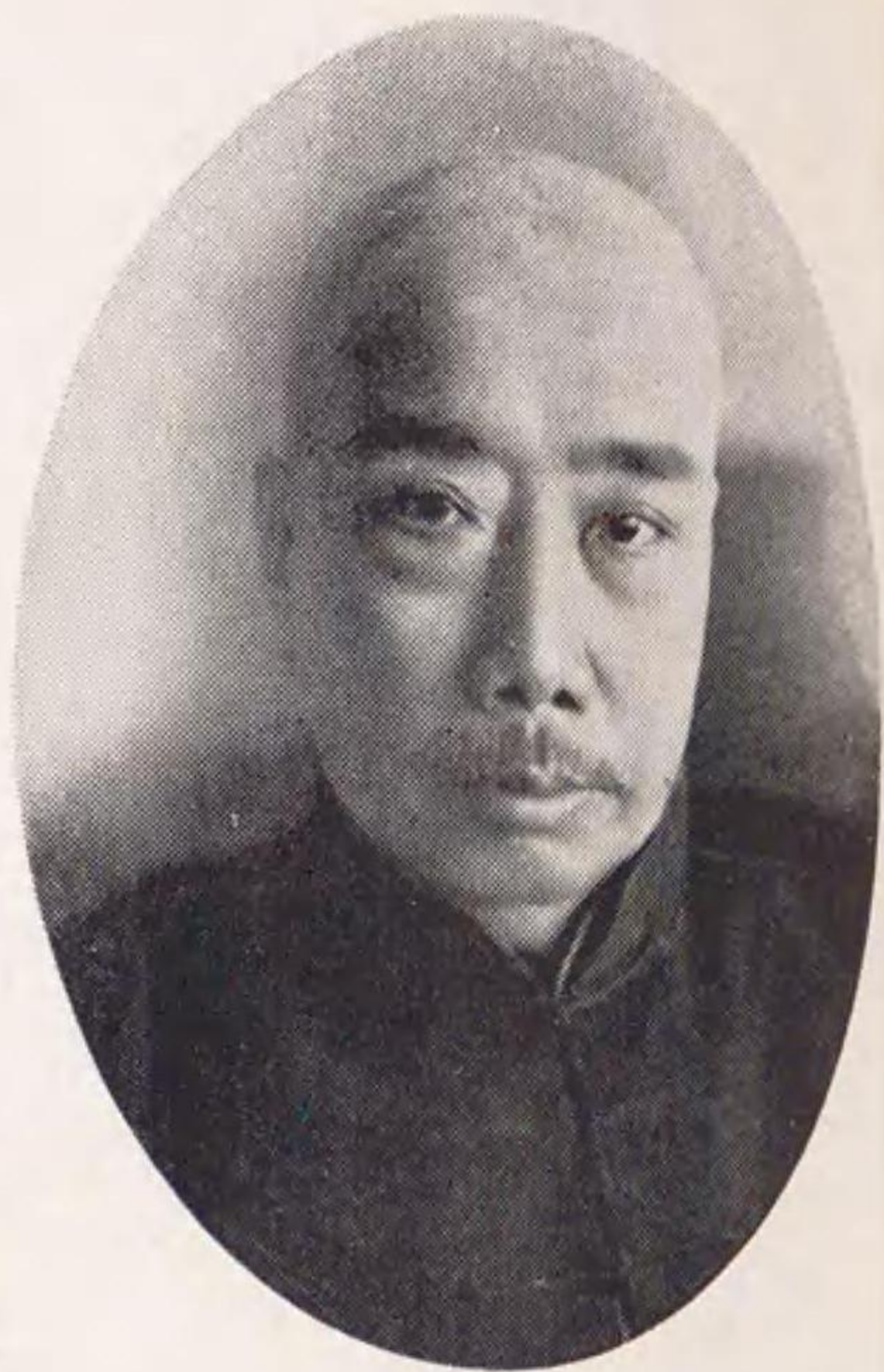
教育廳 · 實業廳



省長金公舉行就任式來賓職員攝影紀念



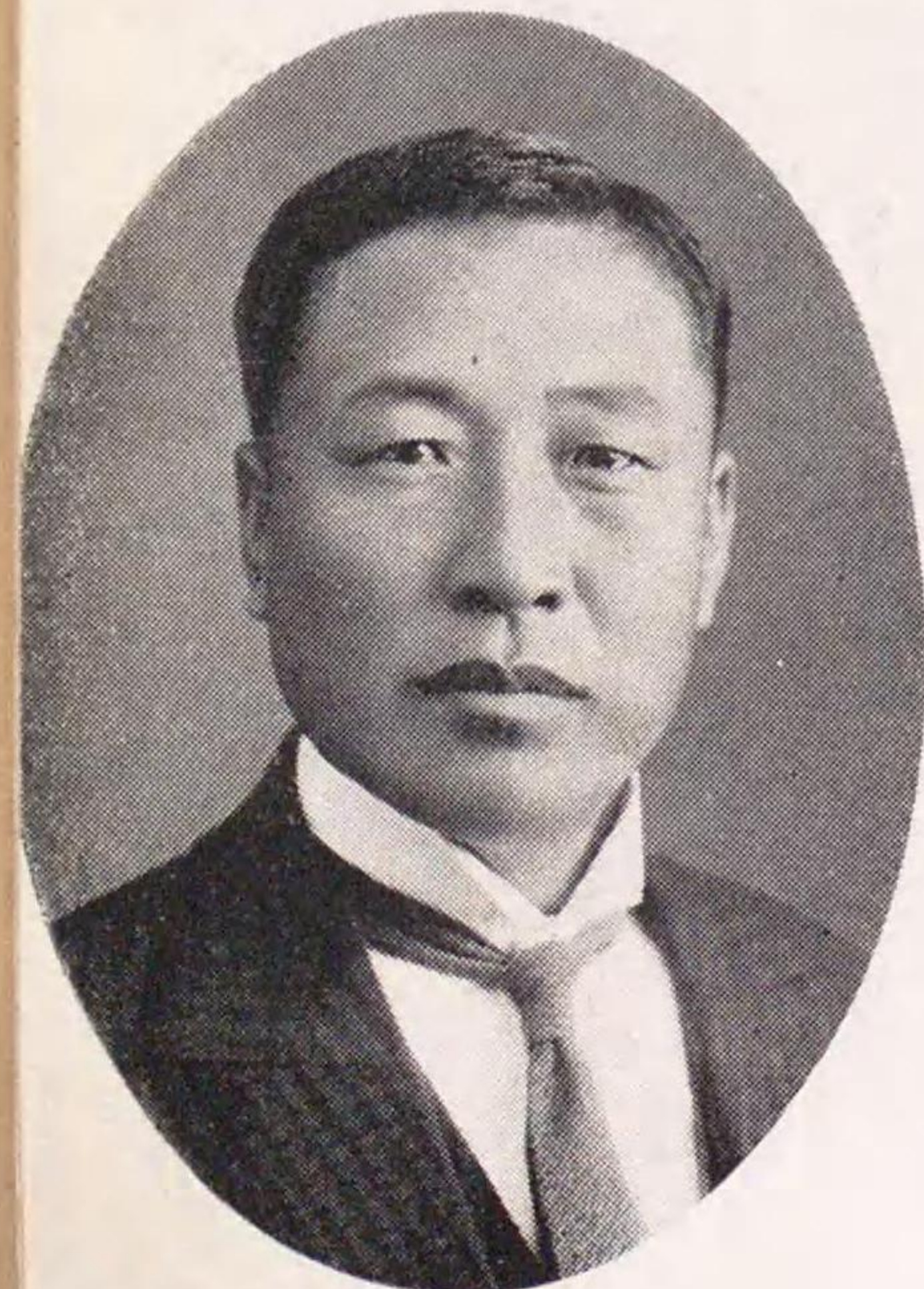
長廳務警
郎三辰澤赤



長廳政民
瀾紫陳



長廳務總
郎四井永

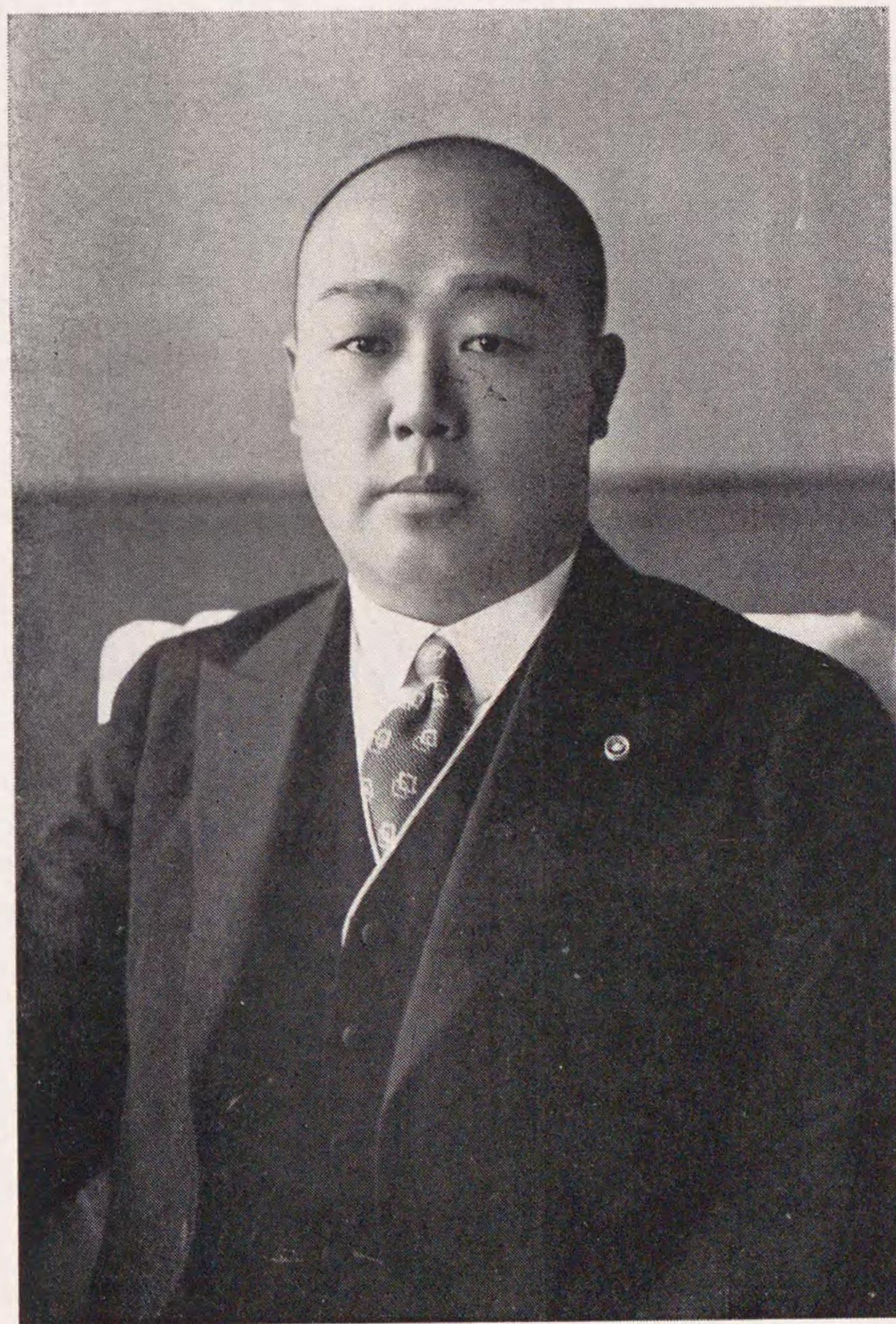


長廳業實
善元盧

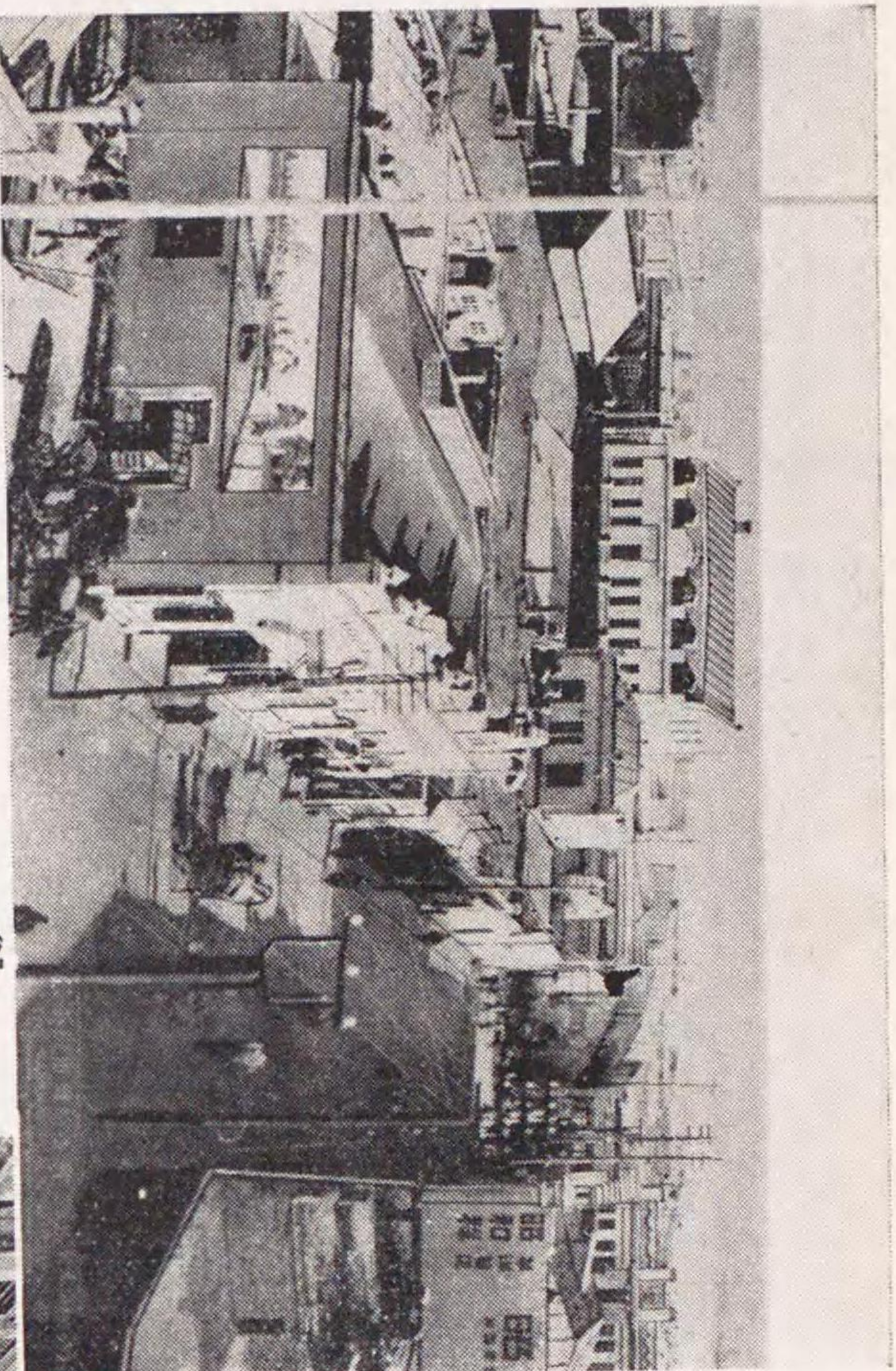


長廳育教
章賓王

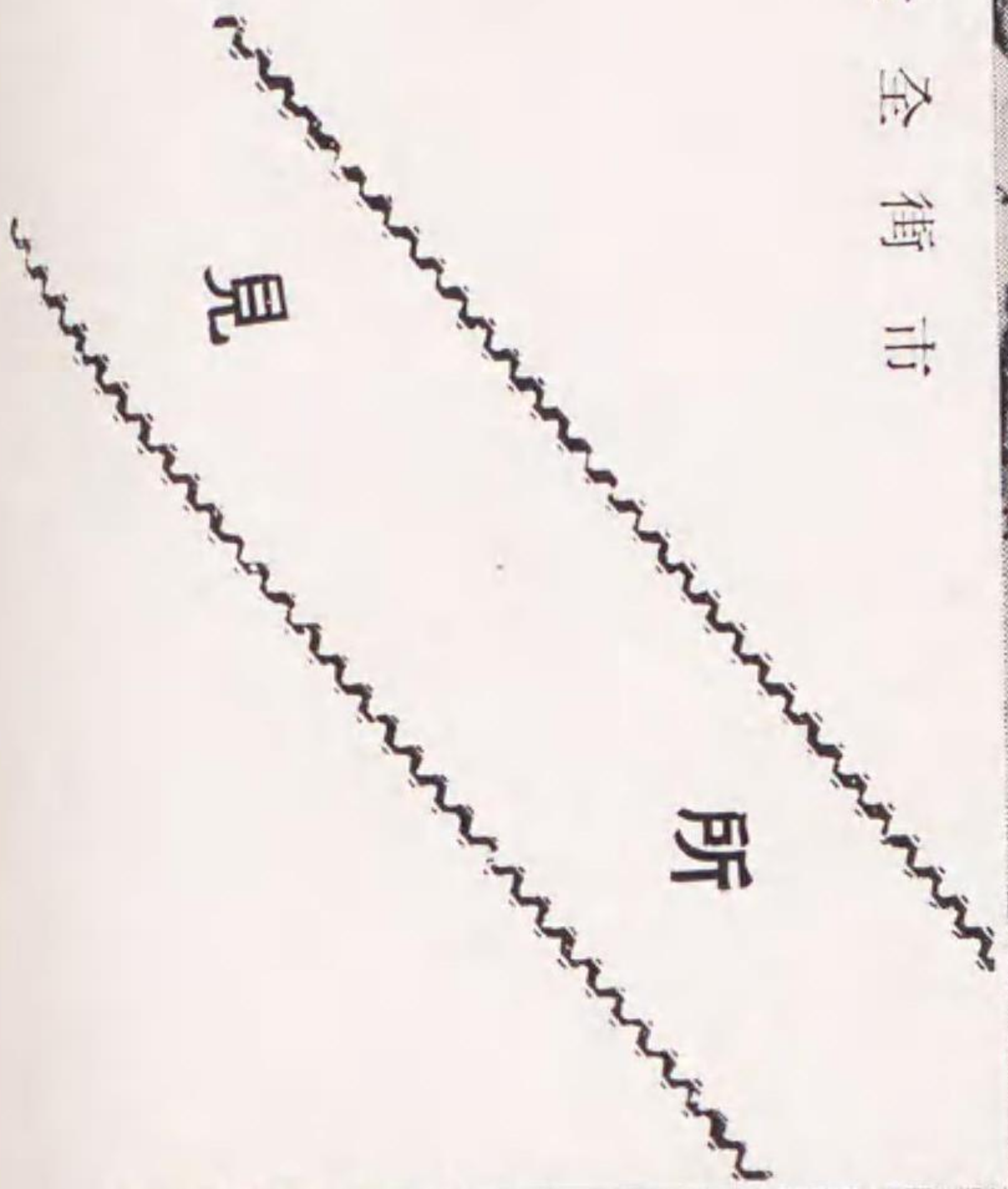
龍江省公署主腦部



省長
東壁金

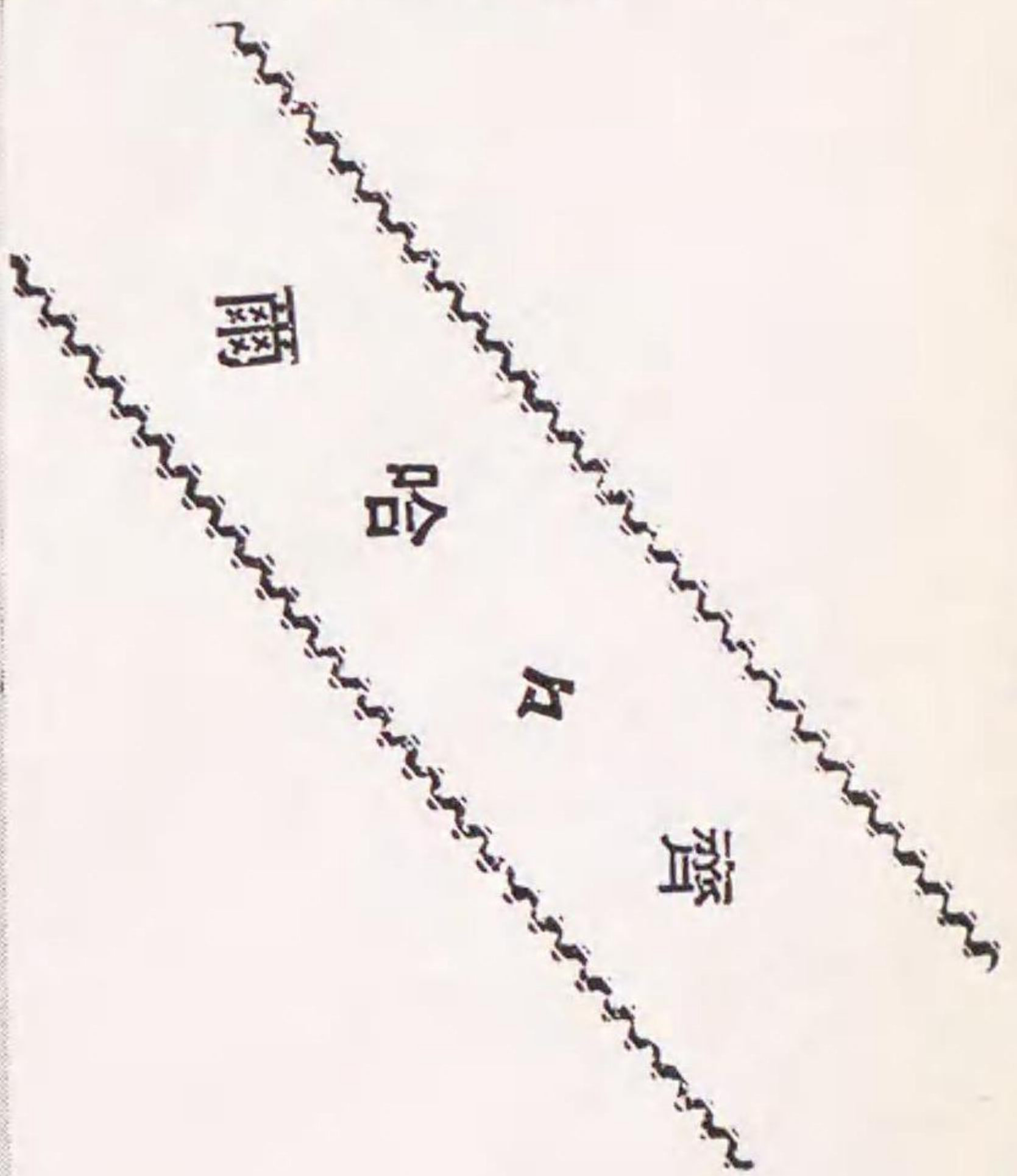


市街全景



見

所

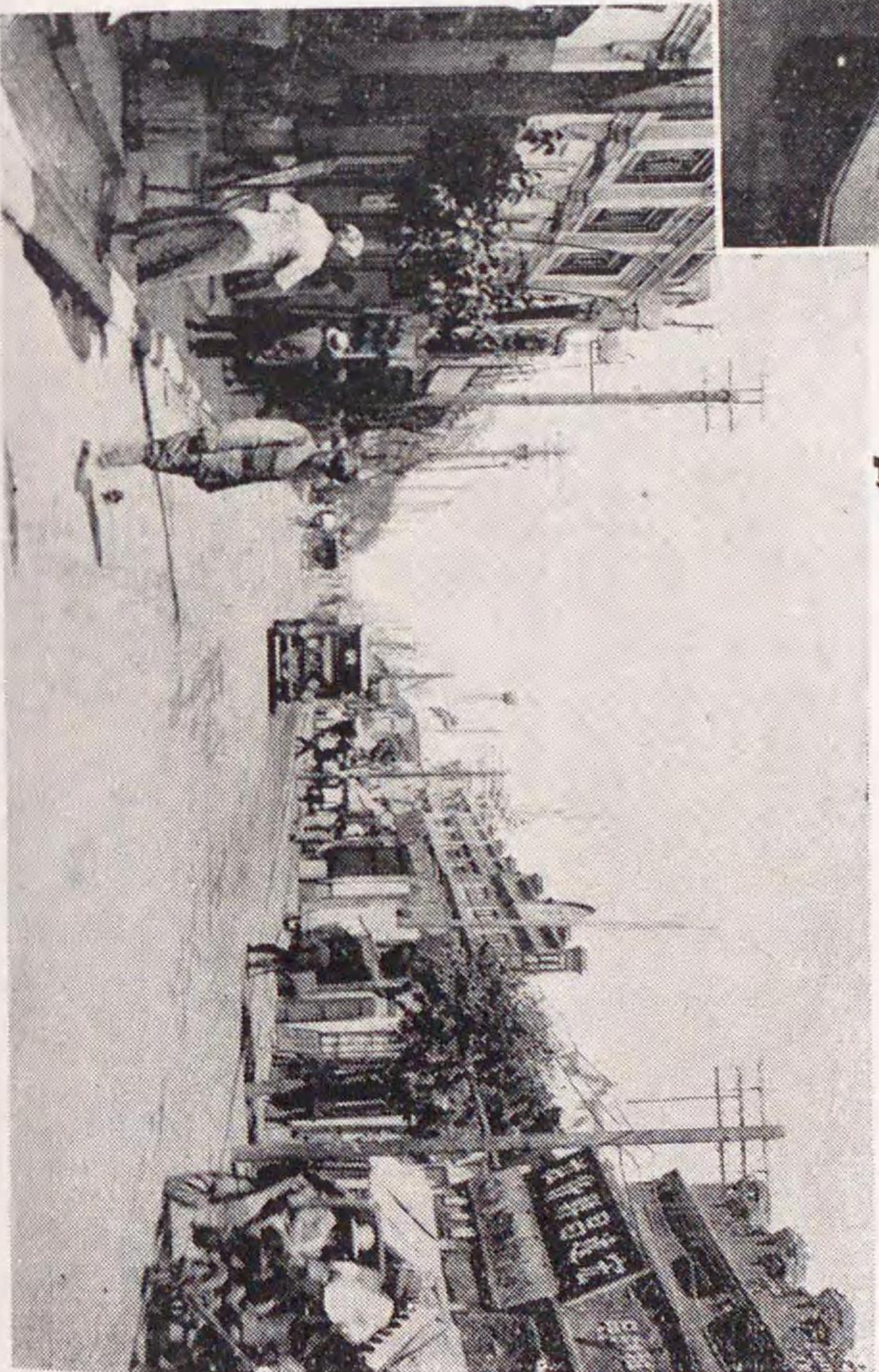


齊

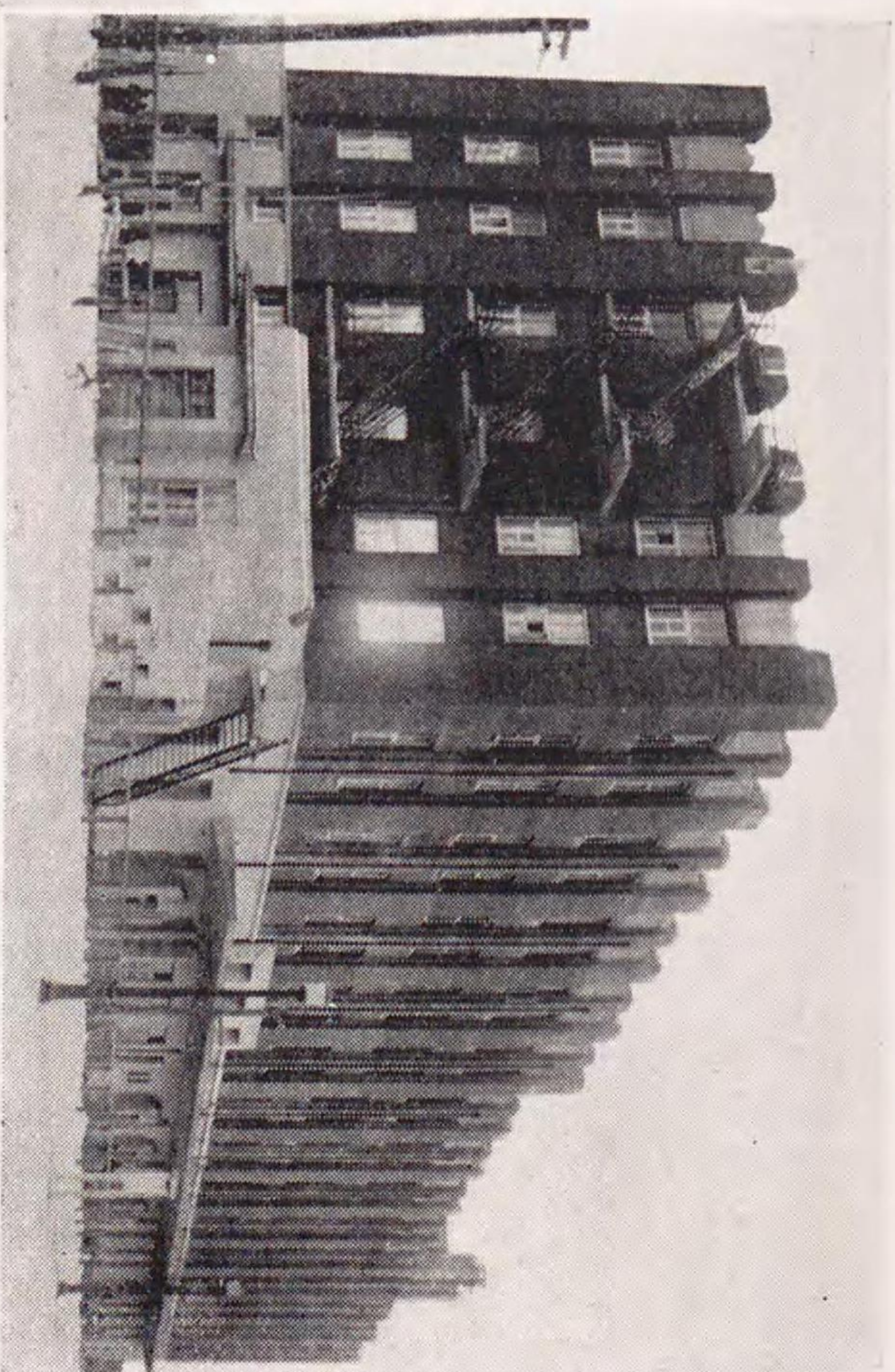
哈

爾

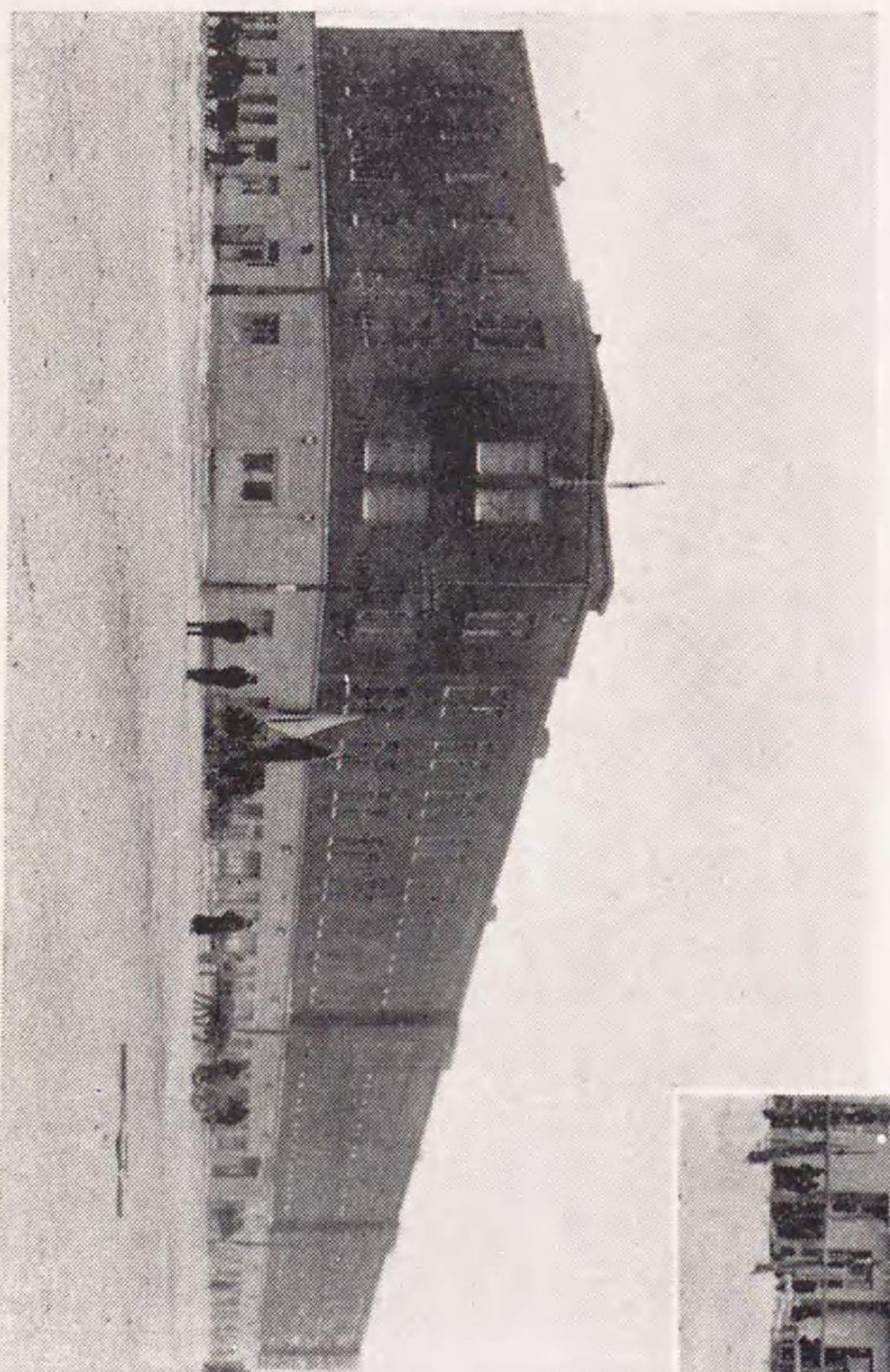
爾



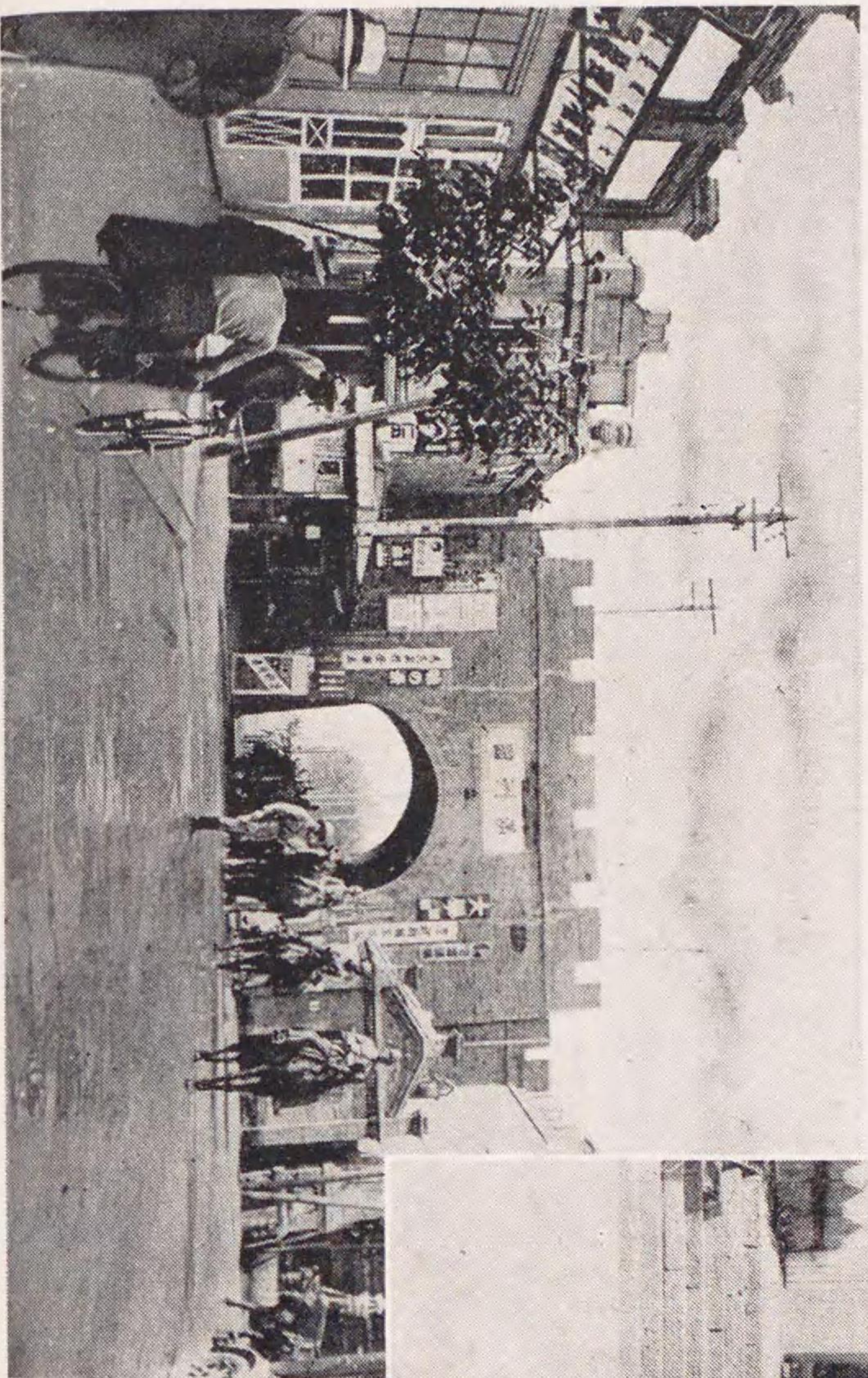
繁華街



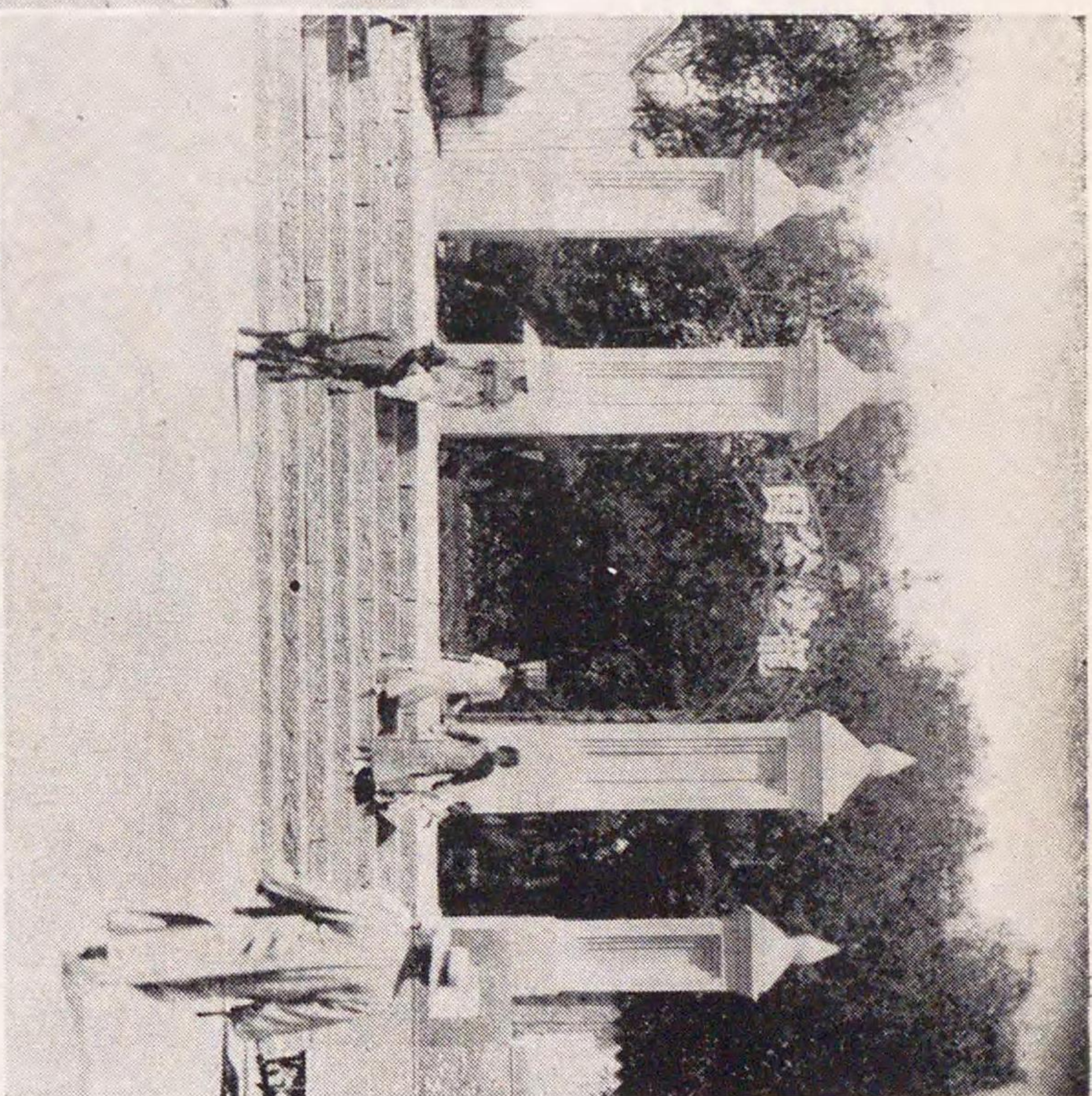
齊哈爾驛



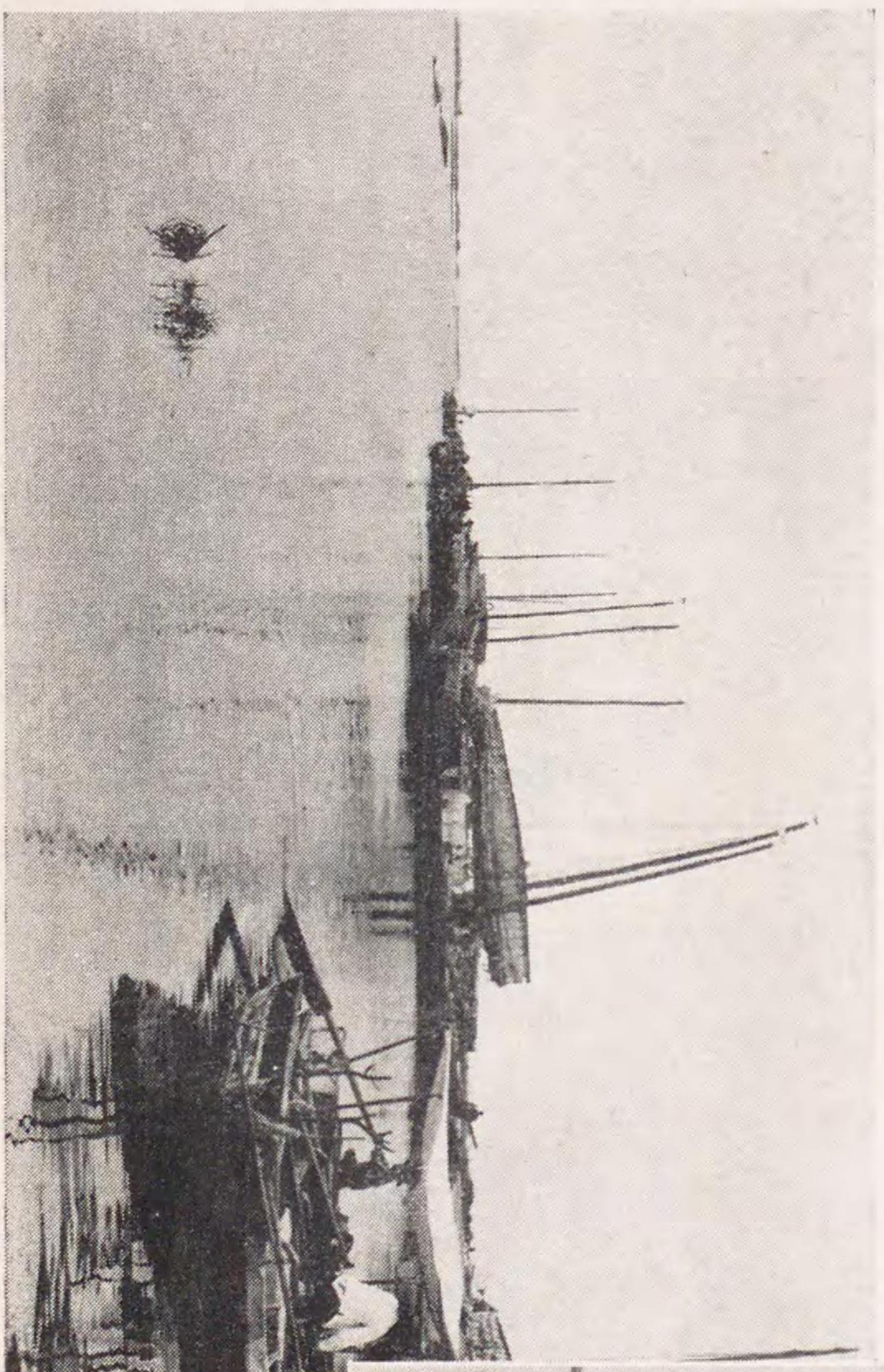
齊哈爾鐵路局



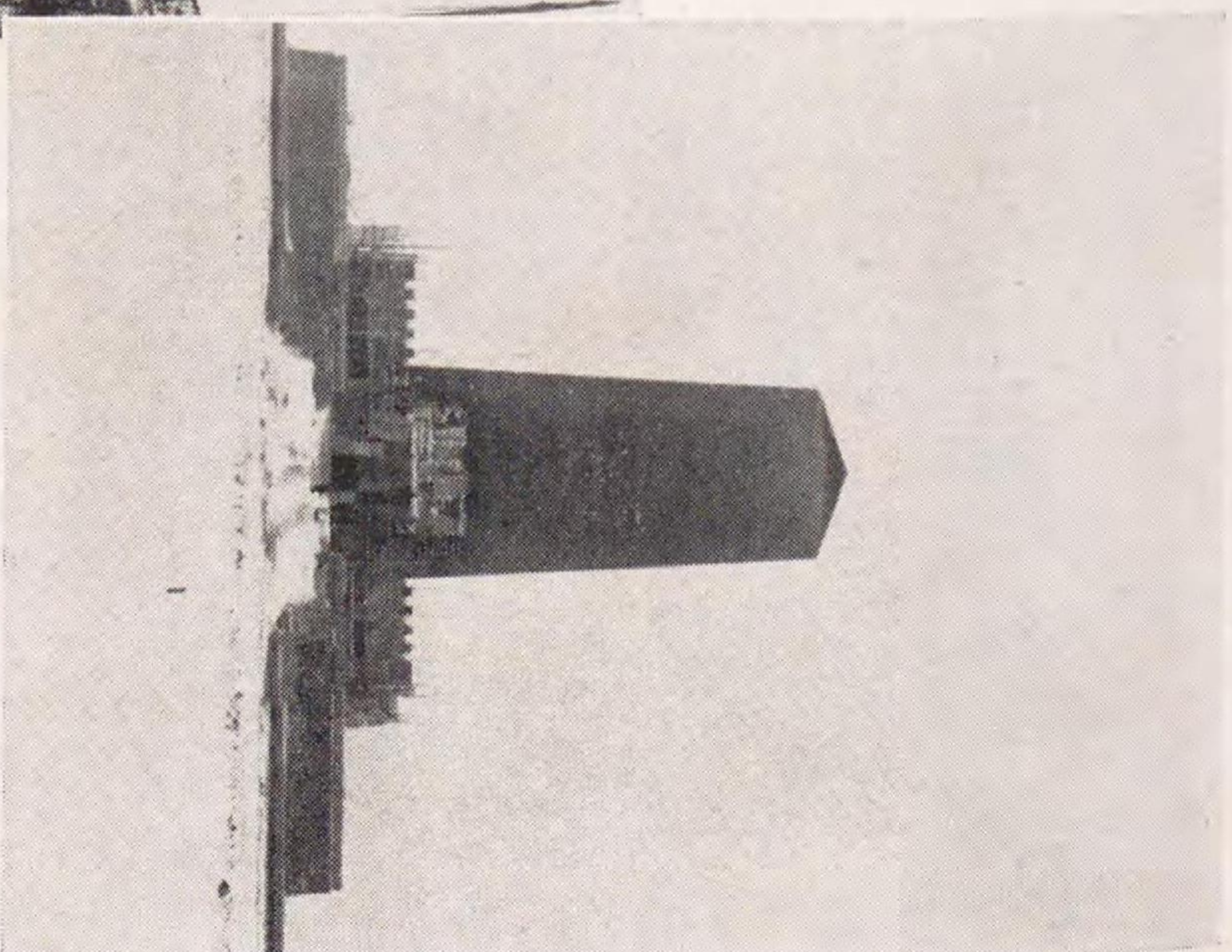
齊哈爾南門



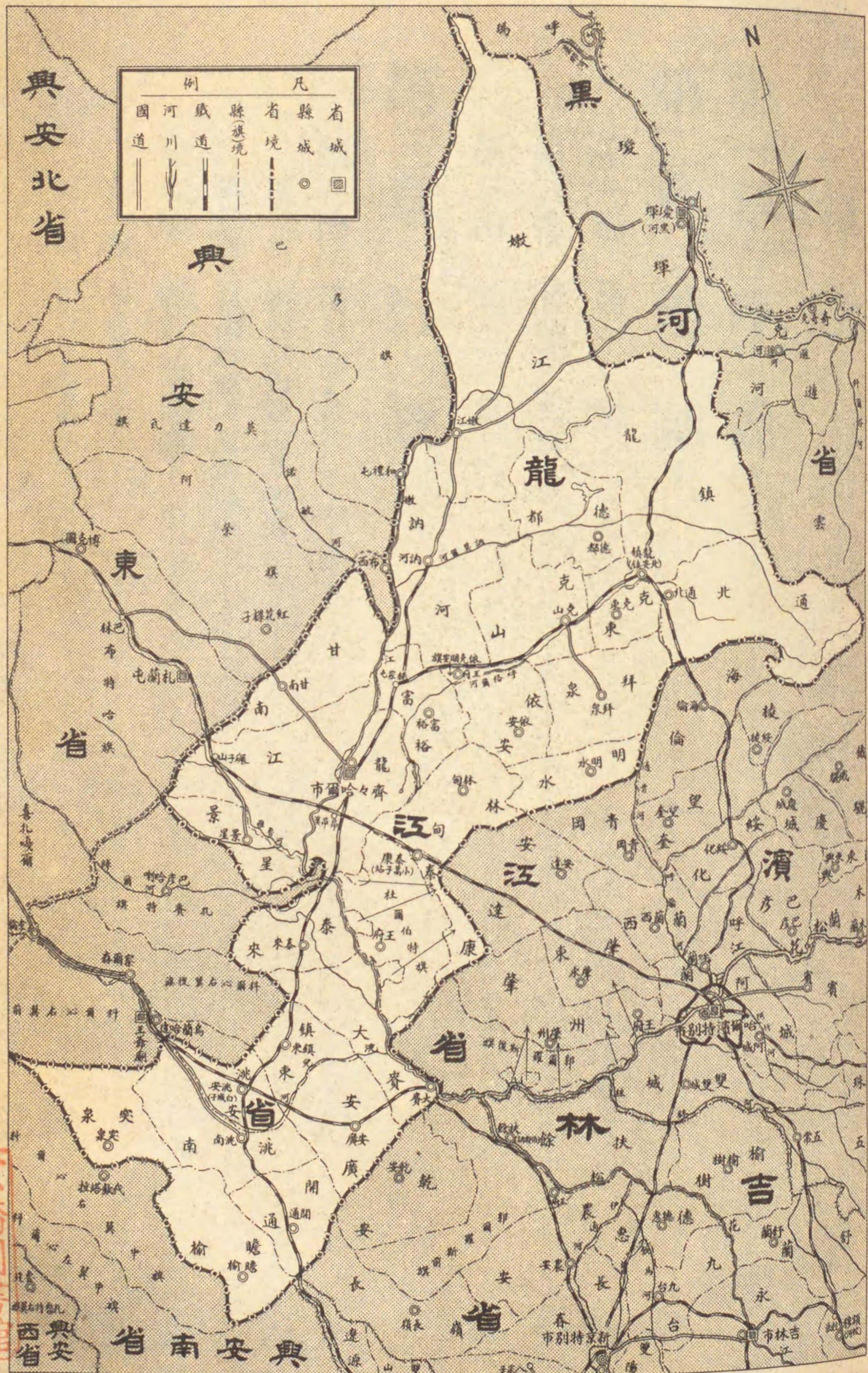
龍沙公園



夏嫩江河



忠靈塔 (完末)



龍江省區劃圖

京清圖書館

京清圖書館

目次

第一章 序說

..... 一

第二章 地誌

..... 三

第一節 地勢

..... 三

第二節 面積・人口

..... 三

第三節 氣象

..... 四

第三章 行政

第一節 沿革

..... 六

第一項 滿洲建國前沿革概要

..... 六

第二項 滿洲建國之省制改革

..... 九

第二節 省行政機構

..... 一五

第一項 省公署組織

..... 一五

第二項 省公署官制

..... 一六

第三項	省公署分科規程	二〇
第三節	管下地方行政	二九
第一項	齊々哈爾市政	二九
第二項	縣行政	二九
第三項	旗行政	三二
第四項	區村制	三五

第四章 財政・金融

第一節	財政	三六
第一項	概說	三六
第二項	縣別財政	三九
第三項	旗財政	四六
第四項	現行地方稅制と其改革	五五
第二節	金融機關	五九
第一項	概說	五九
第二項	滿洲國側金融機關	六〇
第三項	外國側金融機關	七七

第五章 産業・經濟

第一節	富源概要	八〇
第二節	農業	八〇
第一項	一般農業事情	八〇
第二項	主要作物作付狀況	九〇
第三項	農村事情	一〇三
第四項	農業施設及農業機關	一〇五
第三節	林業	一〇七
第一項	分布狀態	一〇七
第二項	出材狀況	一一〇
第三項	林場と林業公司	一一一
第四節	鑛業	一二二
第五節	商・工業	一一五
第一項	商業	一一五

第三項 工業……………一一七

第六節 其他產業……………一三一

第一項 畜產業……………一三一

第二項 水產業……………一三二

第七節 建國以降に於ける産業開發・施政概要……………一三四

第一項 大同元年度……………一三四

第二項 大同二年度……………一三七

第三項 康德元年度……………一四〇

第六章 交通・通信・土木

第一節 鐵道……………一四五

第一項 齊北線……………一四五

第二項 平齊線……………一四六

第三項 濱北線……………一四八

第四項 北黑線……………一四九

第五項 京大線……………一四九

第六項 濱州線……………一五〇

第七項 訥河線……………一五〇

第八項 齊昂線……………一五一

第二節 水運……………一五一

第一項 松花江……………一五一

第二項 嫩江……………一五四

第三節 空運……………一五五

第四節 道路……………一五七

第一項 路線……………一五七

第二項 自動車運營……………一五八

第五節 通信……………一五九

第一項 郵務……………一五九

第二項 電信電話……………一六三

第六節 土木事業……………一六四

第一項 康德元年以前施工概況……………一六四

第二項 康德二年施工概況……………一六五

第七章 文教

第一節 總說	一六七
第二節 學校教育	一六八
第一項 概說	一六九
第二項 學制及教科目	一七〇
第三項 學校現勢	一七二
第四項 留學生	一八一
第三節 社會教育	一八五
第一項 概說	一八五
第二項 民衆教育機關	一八六
第三項 文教團體	一九五
第四項 特殊教育	一九八
第四節 宗教	一九九
第一項 概說	一九九
第二項 諸宗教	二〇〇

第八章 社會・衛生

第一節 社會事業	二三五
第一項 概說	二三五
第二項 建國以降の本省內救濟事業	二三六
第三項 義倉制度	二三九
第四項 省内社會事業團體	二四一
第二節 協和會龍江省事務局	二五七
第一項 開設以來の沿革概要	二五八
第二項 開設以來の重要工作概要	二六三
第三項 衛生行政	二七五

第九章 司法・檢察	
第一節 概說	二八二
第二節 審判・檢察機關	二八三
第三節 司法警察概況	二八九

第十章 軍事・警察・治安	
第一節 第三軍管區警備軍	二九二

- 第一項 概説……………二九二
- 第二項 沿革……………二九二
- 第二節 警察概要……………二九五
 - 第一項 警察行政……………二九五
 - 第二項 一般警務狀況……………二九五
- 第三節 治安概況と肅清工作……………三〇一
- 第四節 保甲制度……………三一四

第十一章 都市・邑鎮

- 第一節 都市……………三二二
- 第二節 邑鎮……………三二三

第十一章 結論

- 第一節 産業開發方針……………三三三
- 第二節 警務機構の整備計畫……………三四二
- 第三節 文教刷新方針……………三五二
- 第四節 結語……………三五二

第一章 序説

京橋圖書館

民生の根幹は地方政治に在り、地方行政制度の確立は王道滿洲國の根本義である。由來東北四省は封建軍閥割據の足場として實質上獨立の形態をとり、中央は此等地方各省に對して立體的連絡並に監督の能力なく、統制の機能を缺如してゐたものであるが、我國は其の建國と共に斯くの如き地方行政の舊弊を根本的に除去するを急務とし、建國以來軍閥の殘滓たる地方行政制度の改革を企圖してゐたのである。然るに建國當初庶政の改廢刷新を要するもの多く、加ふるに牢乎として因襲久しき地方行政機構改革の如きは其の影響する處多く、輕々に斷行する事はもとより不可能に屬し、慎重なる研究と適切なる機宜を必要とする事は言ふを俟たざる處である。斯くして建國後一年有半を閱し建國の創業漸く軌道に乗ると共に昨年初頭國務總理の本件に關する諮問機關として民政部内に臨時地方制度調査委員會設けらるゝに及び之が具體化の機運熟し、爾來該調査會に於て慎重審議の結果、昨年十二月一日を期して之が改革を實施する事となつた。即ち之によれば従來の奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を吉林、龍江、黑河、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州、熱河の十省とし更に従來蒙古民族の特殊性に鑑み蒙旗行政を行はしめてゐた興安總署を改めて組織法上の部となし蒙政部を獨立し管下興安西省、南省、東省、北省の四省を管轄せしむる事としたのである。斯くして新省制度は實體としての地方自治の確立、制度としての中央統制の企畫により、新生十四省は各々中央集權制の下に省政更新の機運に向つてゐるのである。

翻つて龍江省を見るに本省は由來、尨大なる地域を擁し、殊に蘇聯と境を接して其の南進策謀の根據とされ、交通機關の發達見るべきなく、行政上幾多の困難輻輳し、邊疆一帶の外廓の如きは政令行はるべくもなかつた。

殊に滿洲建國以來馬占山、蘇炳文等の反逆に次ぎ、省長の數回に亘る更迭、未曾有の天災襲來等内外幾多の難局に遭ひ、全滿中最も深刻な懊惱を體驗し、萬般の設施は他省に比し少なからず遅々たるものがあつた。然るに省制改革により、

本省は舊黑龍江省より北部黑龍省、東北部三江省、東南部濱江省に分譲し、舊省中央部と新たに舊奉天省西北部、即ち遼七縣を加へて生れたもので區劃縮小せられて一市二十五縣二旗より成り、北滿の中樞を擁し、省城齊々哈爾を中心として省政の圓滑なる運行を庶幾し得る事となつた。

而かも今や省内には濱洲線の横斷するあり、齊北、海北、北黑、洮昂線等の縦に貫くあり、又嫩江は幾多の支流を集めて本省を貫流し、國道の開通、航空路の開設等水、陸、空交通網の整備と相俟つて文化の開発徐ろに進み、他面匪賊肅清工作一段落を告げ、豐穰なる穀倉は將來の開発を待つてゐるのである。

由來本省一帯は民國十九年好況以來屢々水災地變に遭ひ、民生日に萎微不振に趨き、滿洲事變後も兵匪の混亂跳梁と天災の續出、特産物價の下落等内外の影響を蒙り、耕地面積の如きも事變前五百萬畝に比し大同二年度は三割減三四五十萬畝に過ぎず、金融逼迫し、勞力不足を來し、農民衰微の極に達したのである。此に於て當局は銳意窮狀の打開克服に努め、水災救済の道を講じ、金融合作社の設置、春耕貸款の貸與、中央共販會設立等により資金の調達、勞力の供給、物資の購入、多角農業の奨励、農事の改善等萬般の應急施政に意を注ぎつゝあり、省政の前途は一に此等農村問題の解決に懸ると言ふも過言ではなからう。蓋し本省施政の根本方針は農村中心主義とし、農村復興を第一義とするも亦宜なるかなと言ふべきである。

第二章 地誌

第一節 地勢

本省は西北に大興安嶺山脈、東北に小興安嶺山脈、西南に松嶺無山山脈に圍まれ、大小河川は此等山脈の間を縫ひ、平原低地を辿つて海口に出づるものにして、其の最もなるものは嫩河である。嫩河は其の源を小興安嶺に發し、支流を合して省内を縦貫し吉林に入りて松花江と合流し日本海に注ぎ、支流としては雅魯河、努敏河、甘河、訥謨爾河、呼裕爾河、洮兒河、歸流河等がある。

平原は即ち上記各河川に沿ふて展開されてゐるが、齊々哈爾以南の各地は砂地乃至は曹達分多く耕地に不向の地多きに不拘、齊北沿線各地は腐植質黒土の沖積平野を藏し、土地肥沃にして國內特産屈指の産地として知られてゐる。

地方別面積人口一覽表

地方別	面積	人口	平方千米 平均人口
齊哈爾市	6,000	76,101	12,683.5
齊龍縣	10,073.756	80.2	113,788
齊江縣	2,268.194	18.1	42,675
齊景縣	4,730.805	37.7	41,719
齊甘縣	2,951.145	23.5	25,512
訥河縣	66,99.879	53.4	136,398
訥嫩縣	196,66.291	155.9	22,624
訥龍縣	42,22.331	33.6	21,976
訥通縣	109,02.288	86.8	19,106
克東縣	83,89.826	66.8	15,299
克山縣	19,99.002	15.9	43,284
克泉縣	40,47.855	32.2	159,402
克明縣	41,17.645	32.8	251,485
克安縣	23,52.940	18.7	107,086
克依縣	28,33.997	22.6	52,739
林甸縣	3,574.276	28.5	58,159
林來縣	1,759.720	14.0	15,094
林東縣	3,215.352	25.6	142,353
林鎮縣	2,074.519	16.5	44,568
林大縣	3,738.782	29.8	85,181
安廣縣	3,799.959	30.3	63,769
安南縣	2,089.479	16.6	87,671
安通縣	4,208.879	33.5	157,511
安開縣	2,957.186	23.6	66,805
安瞻縣	4,313.602	34.4	44,579
突泉縣	3,510.724	28.0	78,973
杜爾伯特旗	4,815.551	38.4	—
伊克明安旗	316.550	2.5	—
合計	125,536.551	1,000.0	1,974,857

第二節 面積・人口

本省は其の面積一二五、五三六、五五一平方
 料にして人口一、九七四、八五七人を擁し（二蒙

旗を含まず)一平方料に付一五、七の人口密度を有する事となつてゐる。今省内齊々哈爾市及各縣旗面積人口を列記すれば別表の如くである。(滿洲統計協會發行「滿洲帝國面積及人口統計」)

第三節 氣象

本省は北緯四四・一九度より南下して五一・〇八度に及び、東經一二〇・五五度より一二八・四六度の間にて南北に長く従つて南方北方の間には其の氣象自ら相違がある。今、省中心に位する齊々哈爾と南部洮南地方とに分ち、最近氣温を例示すれば次の如し。

齊 象 統 計 表 (康徳元年)

(鐵路總局發行「國鐵沿線事情」)

觀測地	月 別												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
齊	平均氣温	-20.6	-15.6	-7.0	5.0	13.6	19.7	23.3	21.4	13.6	4.3	-8.6	-18.2
々	平均最高	-	-	-	12.1	20.3	25.1	29.1	27.2	20.2	2.2	-2.5	-12.4
	平均最低	-14.3	-8.4	-0.1	12.1	20.3	25.1	29.1	27.2	20.2	2.2	-2.5	-12.4
哈	平均最高	-	-	-	13.6	20.3	25.1	29.1	27.2	20.2	2.2	-2.5	-12.4
	平均最低	-26.6	-22.3	-13.6	-2.0	5.9	12.8	17.5	15.7	7.5	-1.7	-14.1	-23.6
爾	平均氣温	-18.0	-13.8	-2.9	5.8	13.7	19.7	23.6	21.3	14.1	6.2	-5.8	-14.9
	平均最高	-	-	-	14.0	21.3	26.7	29.7	26.8	21.1	13.7	-0.5	-8.8
南	平均最低	-12.8	-6.9	5.6	14.0	21.3	26.7	29.7	26.8	21.1	13.7	-0.5	-8.8
	平均最低	-25.1	-21.0	-10.8	-1.6	6.7	13.6	18.6	17.1	8.7	-0.4	-11.8	-20.9

氣候は總じて大陸的にして寒暑の差甚だしく、冬季は齊々哈爾地方に於ても最低零下二六度に降り、十月上旬は河水結氷し四月中旬に入り解氷を見るのが普通である。

夏季は最高温度三二・二度内外に及ぶ事あるも、所謂大陸的氣候にして温度の高低甚だしく、晝間は三〇度を上下するにも

拘らず、夜間は布團を要する程に低下する事尠なからず。

又降雪降霜期節に就て同様鐵路總局の康徳元年度調査に徴すれば次の如くである

霜 雪 期 節

地 名	初 雪	終 雪	初 霜	終 霜
齊 々 哈 爾	十月十八日	四月十三日	十月二日	五月五日
洮 南	十月十三日	四月十四日	十月四日	四月十四日

降雨は一般に少なきも六月より九月に至る間は比較的降雨多く、殊に降雨に際しては猛烈なる雷を伴ふ豪雨ある爲、道路は一面に泥濘と化し、人馬の往來難澁を極め、河川は氾濫して田圃を淹没する事少しとせず。而して降雨日數は一年を通じて齊々哈爾方面八〇日、洮南方面七八日とを數へ、降雨量は一年平均五三八・五耗内外である。降雨日數に付前記鐵路總局の月別調査に據れば左表の如くである。

降 雨 日 數

地 名	月 別											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
齊 々 哈 爾	三	三	四	四	七	一二	一三	一二	九	四	四	五
洮 南	四	三	二	三	八	一一	一二	一五	一一	三	三	二

第三章 行政

第一節 沿革

第一項 滿洲建國前の沿革概要

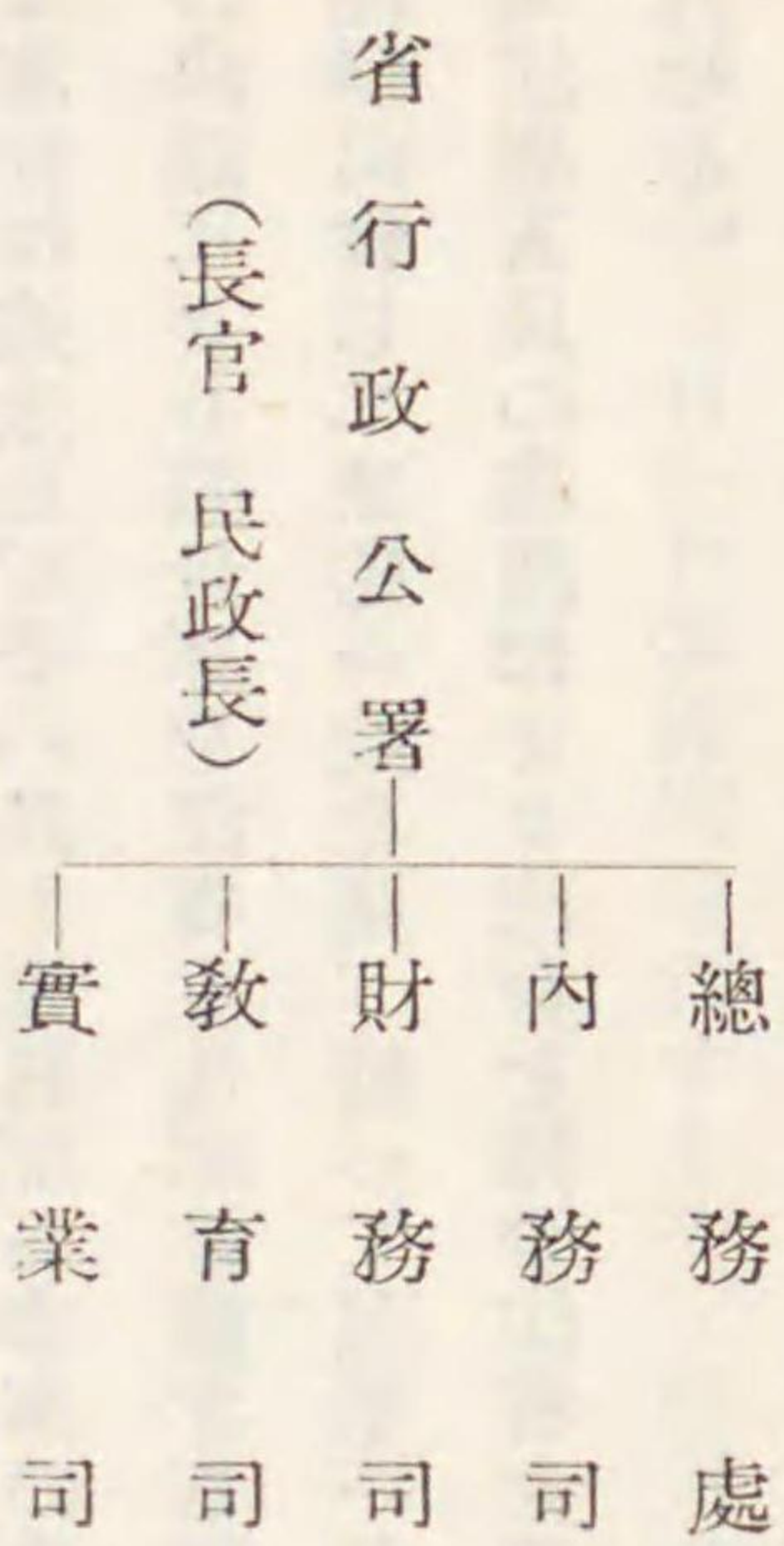
(一) 滿洲事變前の沿革

滿洲に於ける省制度の沿革を通観するに、清朝末葉光緒三十三年（西歷一九〇七年）の大改革により、一新機軸を出せるものと言ふ事が出来る。即ち當時日露戦争の勃發により平穩、肥沃なる曠野は兵馬倥傯の戦野と化し、匪賊、群盜蠢起横行して、治安の紊亂は當時頽勢に傾ける清朝政府をして狼狽せしめ、茲に局面打開の方途を講ずべく光緒三十三年の大改革を齎したのである。此の改革は軍政に替ふるに民政を以てせる意味に於て、滿洲行政史上特筆に價するものと言ふべく、即ち光緒三十二年に盛京省に於ける盛京五部及奉天府尹の兩機關廢止せられ、翌三十三年春東三省督撫辦事要綱及職司官職章鑑定められ各省の將軍を廢し、新たに東三省總督を置き、東三省に於ける軍事及一般行政を總攬せしむる事としたのである。而して各省に對しては、一般行政の最高機關として行省公署を設置し之が長として巡撫を置き、茲に軍、民兩政が明確に分劃せられ、省政務にして内容比較的重要ならざるものは巡撫之を專決し、其の性質緊要なるものに關しては總督に電請して之が指揮を仰ぐ事とした。

茲に黑龍江省に就て見るに省公署に民政、提學、提法、度支の四司を置き、各司の長を司使と稱し、民政司は民治、巡警、緝捕に關する事項を、提學司は教育に關する事項を、提法司は被刑事務を、度支司は財賦に關する事項を夫々掌る事とした。越へて宣統二年十月武漢革命の勃發となり翌年二月愛親覺羅三百年の社稷は覆つて、民國共和政府の樹立となつた。新

政府は萬機の庶政更新せられ、民國元年三月總督巡撫の制度は廢せられ、各省に都督を置き省内の文武兩政を統轄せしめたるが翌二年一月十八日教令第二號を以て劃一現行各省地方行政官廳組織令を發布し、都督をして専ら省内の軍政を總攬せしめ、新たに各省に行政公署を設置し、之が長として民政長を置き省内の民政を掌理せしむる事となり、軍民分治の本元

に還つたのである。斯くて黑龍江省に於ては同年七月十六日民政長を任命したのであるが、行政公署の組織を表示すれば次の如くである。



次いで民國三年五月二十三日教令第七十二號を以て省官制公布せられ、行政公署を巡按使公署に、民政長を巡按使に夫々改稱せられ更に五年巡按使を改めて省長と稱する事となつた。

更に民國十五年五月國民黨を中心とする國民革命軍は北進して平津に迫り、他方十七年六月四日張作霖の爆死事件は東北四省はもとより北支一帯に重大なる影響を齎し、同年十二月二十九日易幟により東北政權も南京國民政府の政令下に服するに至つた。斯くて十八年二月國民政府より省政府組織法公布せられ、省制の大改組を行ひ省政府を組織する事となつた。之によれば省政府は合議制の委員會に依つて組織せられ、委員會は國民政府任命の九名乃至十三名の委員によつて構成せられ之が長として省政府主席を置き省政府に秘書處、民政廳、財政廳、教育廳、建設廳及農墾廳の一處五廳を設置し又處、廳長は省政府委員中より之を任命する事とした。

(二) 滿洲事變より建國に至る沿革

民國二十年九月十八日滿洲事變勃發して、東北の時局混沌として無政府状態を現出せる時に當り、舊政權の暴政に虐けられた民衆の間には、各地に新國家建設の運動澎湃として起り、東北四省は相次いで獨立の烽を揚げ、糾然として新建國運動の傘下に集ふ事となつたのであるが茲に黒龍江省に於ける該運動の經過を概説するであらう。

先づ同年十月趙仲仁を中心とする一派の省人省治を目的とする新政府組織運動が開始せられた。又事變當時省長代理たりし萬國賓は舊政權を基礎とする新政權の樹立を企圖するあり、又當時洮南に在つた張海鵬は江省に新政權を樹立せんとする宣言を發して、齊々哈爾入城を企てたのである。此に於て、江省軍備會議は黒河軍備司令官馬占山を總指揮として齊々哈爾に集中、張軍と妥協交渉を行つたが決裂し、馬軍は嫩河橋梁を破壊した爲め遂に日本軍の出動となり、馬軍は敗退して海倫に逃走し、十一月十九日、日本軍の齊々哈爾入城となつた。次いで吉祥を會長とする地方自治會成立し、滿場一致の決議により張景惠を江省主席に推戴する事となり、馬占山を軍警總指揮に推薦した。斯くて十二月十一日張、馬兩將松浦鎮に會して意見一致を見、越へて翌年一月一日張景惠は哈爾濱に於て獨立宣言を發し、

「江省人民の懇請により已むを得ず江省主席に就任して諸事を整理し、奉天、吉林政權と共同して滿蒙新國家建設に努力せん」

と通電し一月七日主席就任式を擧げ、吉祥を省長代理に任じ自治會を解散した。然るに馬占山は吉祥の省長代理たるに反對し爾來紛糾を醸したが、結局二月二十日馬占山省長就任となつて落着し、茲に江省は實質的に獨立したのである。

一方新國家に對する民衆渴望の聲は益々高まり、各團體の請により、東北首腦部一堂に會して協議する事となり于沖漢斌式毅、熙洽、張景惠、馬占山等、慎重鳩議の結果、滿蒙全省は茲に完全に聯繫せられ一路新國家建設の本格的軌道に乗出したのである。此に於て二月十六日奉天張景惠邸に於て斌式毅、熙洽、馬占山、趙欣伯等民衆代表者集合し、歴史的

國家創立會議を開き、建國方策を決定し、東北行政委員會の成立を見る事となつた。斯くして會合數回建國に關する各種重要案件を逐一協議し、二月十八日委員長各委員連署を以て堂々中外に新國家獨立宣言を發し、諸般の準備を整へ、斯くて三月一日新國家獨立となつたのである。

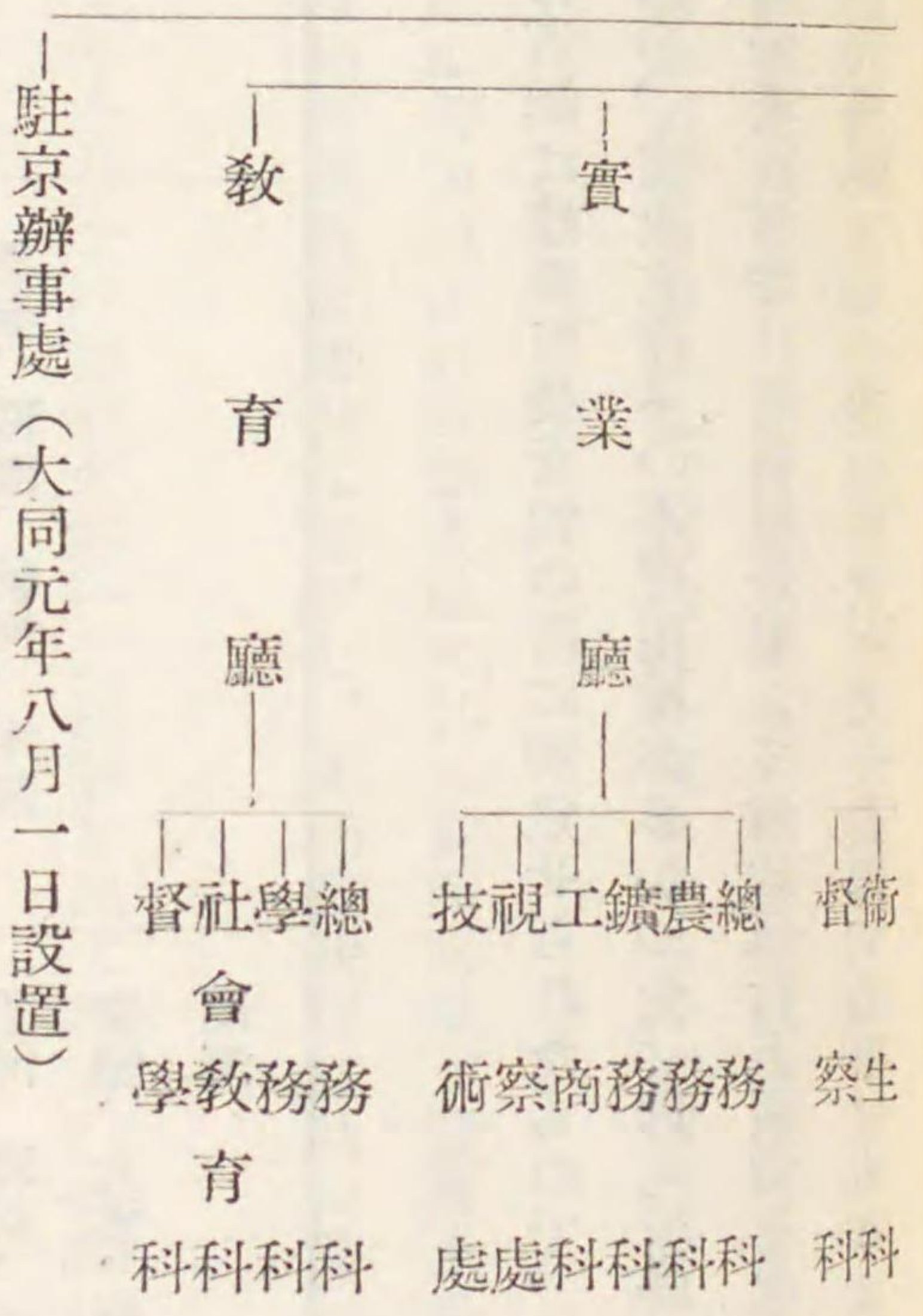
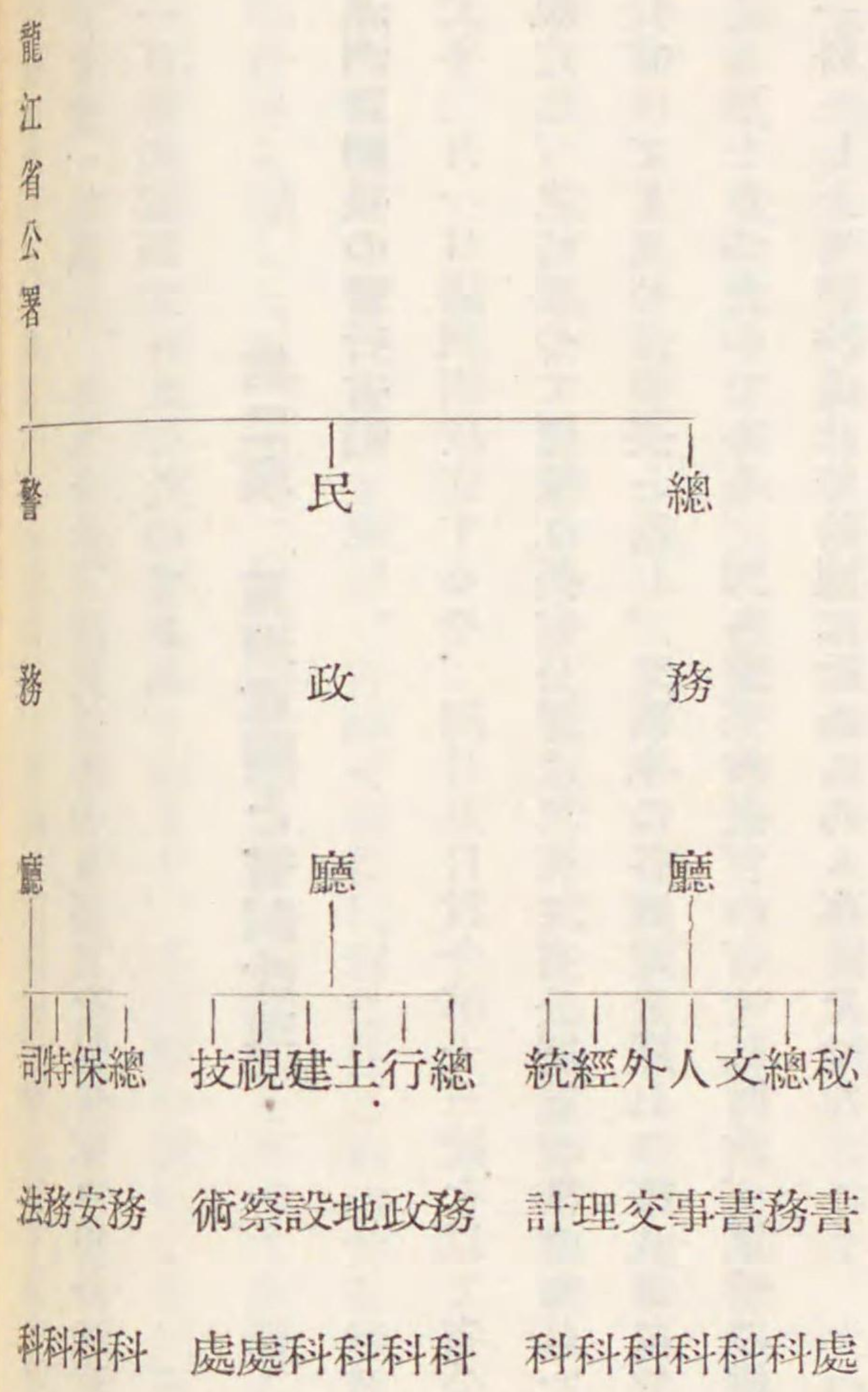
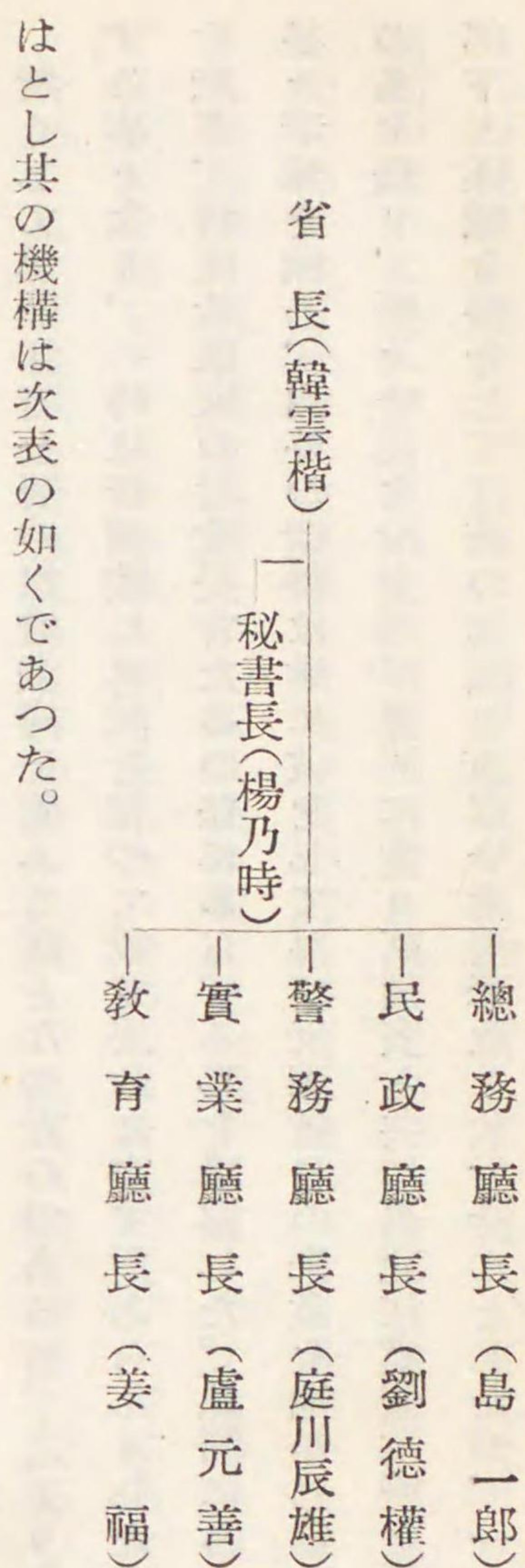
第二項 滿洲建國と省制改革

(一) 滿洲建國後の暫行省制

大同元年三月一日滿洲國成立するや、同月九日教令第十三號を以て省公署官制公布せられ其の第一條に於て、省公署の設置を規定し、之に従つて黒龍江長官公署は黒龍江省公署と改稱せられた。又第二條に於て省公署に省長を置く事とし、從來の長官は之を改めて省長となし、又舊來の各廳處を廢して第八條に於て省公署に總務、民政、警務、實業、教育の五廳を設くる事となつたのである。即ち舊來省長官の有せし財政、軍政の權は之を中央に移管され、建設廳は廢せられて民政廳の一科とし全省警務處は警務廳に改めらるゝ事となつた。

斯くして黒龍江省公署の組織機構を整ふる事となつたのであるが、之より先、逆將馬占山は初代省長として省政を掌理する事となり、一時は新國家に忠誠を裝つて銳意民政に盡す所あらんとしたが、如何せん舊軍閥の亞流にして素養、學識を缺ぎ、到底新國家の行政長官たるの任にあらざる事を曝露した。此間にあつて中國政府並に張學良一派の馬占山懷柔は益々辛辣を極め、内外の情勢は遂に彼をして再び反滿抗日の決意を抱かしむるに至り、大同元年五月四日拂曉、管内巡視の名を藉り、齊々哈爾を脱走再び黒河に走り萬國賓と共に黒龍江省假政府を樹立し、馬大洋と稱する軍閥私幣を發行し、部下と匪賊を糾合して反滿の旗幟をあげ哈爾濱奪取を敢行せんとしたが、一方日滿軍部は馬の脱走後徹底的に之を撃滅すると共に、中央政府は馬の省長職を剝奪し、後任省長として旅長程志遠氏を任命したが幾莫もなくして程は之を免ぜられ、當時の實業廳長韓雲階氏が拔擢せられて省長に就任する事となつたのである。韓省長は日本に於て新式高等教育を受けた

新進氣鋭の逸材として、其の人格、學識、手腕に於ては前任二者の到底追隨を許さざる處とされ、新制省公署官制も甫めて現實的に實施さるゝ事となつたので、建國後の江省々政は實際上之より初まるものと言ふ事が出来る。當時の省公署陣容

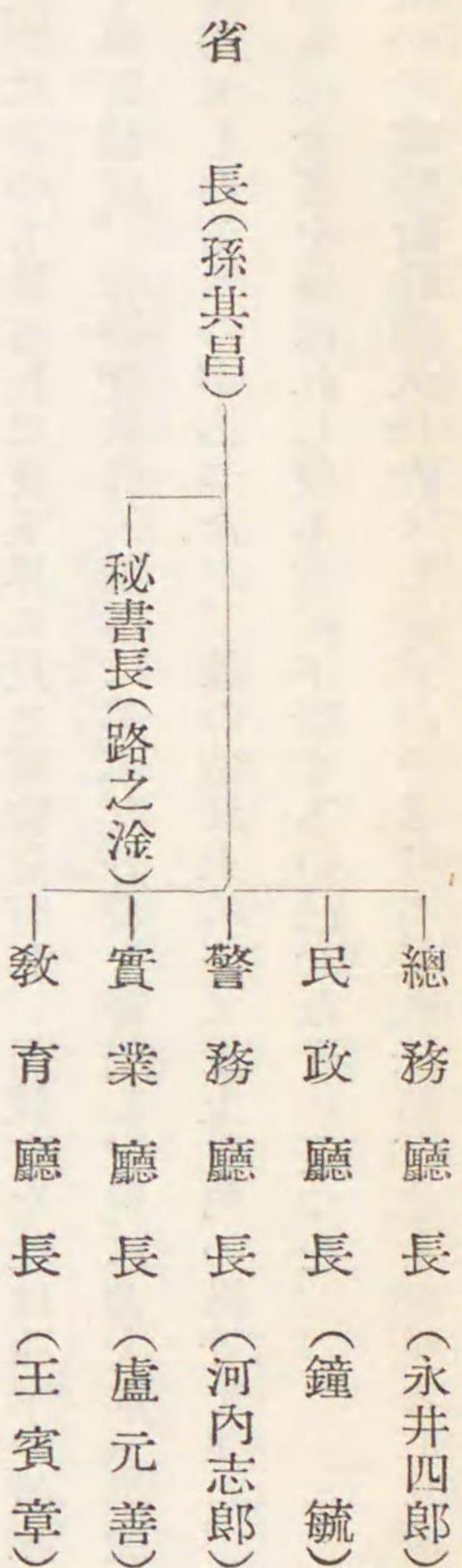


一方治安の狀況は省内各地に散在する馬占山舊部下の各地に蜂起するあり、一時收拾に由なき混亂状態に陥つたがよく日滿軍の猷身的果敢俊敏なる討伐により漸く梟將馬占山、蘇炳文相次いで逃亡の餘儀なきに至らしめ、治安漸く收まるを得たのである。

此間にあつて韓省長は實業界に長き經驗を有し、新教育を受け生來の敏腕卓識を以てして省政上治蹟見るべきものあり阿片專賣制度、春耕貸款等矢繼早に美事な計畫を實施し、更に老大な「黑龍江省施政大綱三年計畫書」を公にして、世人を驚愕せしむるものがあつたが、彼の施政上に於て世上兎角の風評を生じ、遂に中央部に於ける監察權の發動となり、さしにも令名を謳はれし彼も遂に下野するの己むなきに至つた。

次いで當時財政部次長たりし孫其昌を後任省長に任じ、之を契機として官紀振肅、人事刷新を斷行し島總務廳長相次いで引責辭職し、大連民政署長たりし永井四郎氏を起用して廳長後任たらしむると共に引續き孫民政廳長、姜教育廳長の退

任となり、茲に新省長就任と共に省公署陣容が刷新せられ、爾來省制改革に及んだのである。即ち



而して當時地方區劃として左の如き四等級四十五縣に分ち、縣制が布かれてゐたのである。

甲類縣	乙類縣	丙類縣	丁類縣
龍江、拜泉、克山、綏化、海倫、呼蘭、巴彥	肇州、肇東、泰來、蘭西、望奎、瑷琿、訥河、木蘭	青崗、安達、慶城、林甸、通河、湯原、通北、明水、依安、大賚、嫩江、蘿化、漠河	佛山、景星、龍鎮、綏楞、烏雲、奇克、鷓浦、呼瑪、甘南、泰康、克東、富裕、鐵驪、東興、遜河、鳳山、德都

(二) 省制改革の趣旨

建國直後に於ける暫行省制は建國直後蒼惶の際に制定せられたもので、省區劃に就ても舊東三省の區劃を其儘姑息的に踏襲せるものであつた爲め、省政上幾多の不便困難が多かつた。即ち當時黑龍江省は老大なる地域を包擁して遠く邊疆に及び、交通不備にして治安紊れ省城は西南部に偏して省政運行上圓滑を欠ぐのみならず、政令普く行はるべくもない状態にあり、斯くては中間行政機關として其の機能を充分發揮する事はもとより困難であつた。

故に滿洲國は建國以來萬般の施政を整ふると共に、地方行政制度の確立を急務とし、大同三年一月臨時地方制度調査會を設け臧民政部總長之が會長となり、同會成立するや鄭國務總理は臧會長に對し左の諮問を發したのである。

「現行行政區劃中省の區劃を廢止し、新たに全國を分ちて地方行政上最も妥當なる若干の行政區劃に劃分するを必要と認む。」

其の行政區劃及び之に伴ふ地方行政制度並に其の實施時期、實施上必要なる措置に關し會の意見を諮ふ」右諮問に對し同會は鋭意研究調査を重ねて答申し、鄭國務總理は此の答申に基き民政部總長に之が實施を示達したのである。

斯くの如くして康德元年十月十一日勅令第一二四號を以て地方行政制度改革公布せられ、同年十二月一日より之を實施する事となつたのである。

今該改革の要領に就て述ぶるに、區劃の改正に就ては

- (一) 各省の行政區劃は現在及將來に於ける交通、通信施設を參酌し各行政區劃相互に均衡を得る事
- (二) 自然の地理及歴史の沿革に適合する事
- (三) 交通經濟其他の關係に於ても最も適當なる行政の中心都市を存有する事
- (四) 中間行政機關としての充分なる機能を發揮し得べき組織形態を具有せしむる爲めには相當の地域を管轄せしむる必要ある事

- (五) 治安及國防上適當なる區域に配備せられたる軍事關係機關との連絡に便なる事
 - (六) 所管區域内の各縣の事務上及人事上の連絡統制を計るに便宜なる事
- 等を趣旨とし、又省制の組織及權限に就ては

- (一) 新省公署の組織に就ては急激なる變更を生ずるを避け、且つ各地方の情勢に適切なる機構を有せしむる事
- (二) 中央及地方相互の連絡を計り上意下達、下意上達の途を講じ殊に地方事情の把握を期する機能を持つ事
- (三) 省公署内各廳間の統制を計るに便宜なる事
- (四) 中央政府に對する隸屬關係を改め事務の連絡統制に資する事
- (五) 建國以來の經驗及び時代の進運に鑑み中央政府の所管すべき事務と地方行政機關の所管すべき事務とを明確に分別する事
- (六) 省長の權限を明確にし中間機關として充分なる機能を發揮せしむる事

以上の如く省政機構は舊制の弊に鑑み、特に各廳間管掌事項の確定、各廳間の統制を計り省長の下に一絲亂れざる統制を期し縦横共に聯繫を保つて省政の更新を期する事としたのである。

而して省長の權限に就ては、「省長は民政部大臣の指揮監督を承け、各大臣所管の事務に付ては其の指揮監督を承け法律命令を執行し、省内の縣長、市長及警察廳長を指揮監督し、省内の行政事務を管理す」る外人事に關する權、省令發布に關する權、出兵請求權を有するものである。之等は外見上舊制と大差なきが如くであるが内實は必ずしも然らず、即ち中央に於て所管すべき事項例へば薦任官以上の人事任免權の如きは中央が掌握し、中間行政機關として充分なる機能を發揮せしむる權限、例へば縣豫算の査定認可權所部委任官以下の進退賞罰の如きは省長の專決事項とし、又省長の認可を受くべき事項としては縣の手數料、使用料の新設變更、縣豫算各項の流用及豫備費支出並に縣の一時借入金等とし省長、權限の委任範圍を明確に規定し、他面國內治安に就ても萬全を期し得る様其權限を省長に附與したのである。

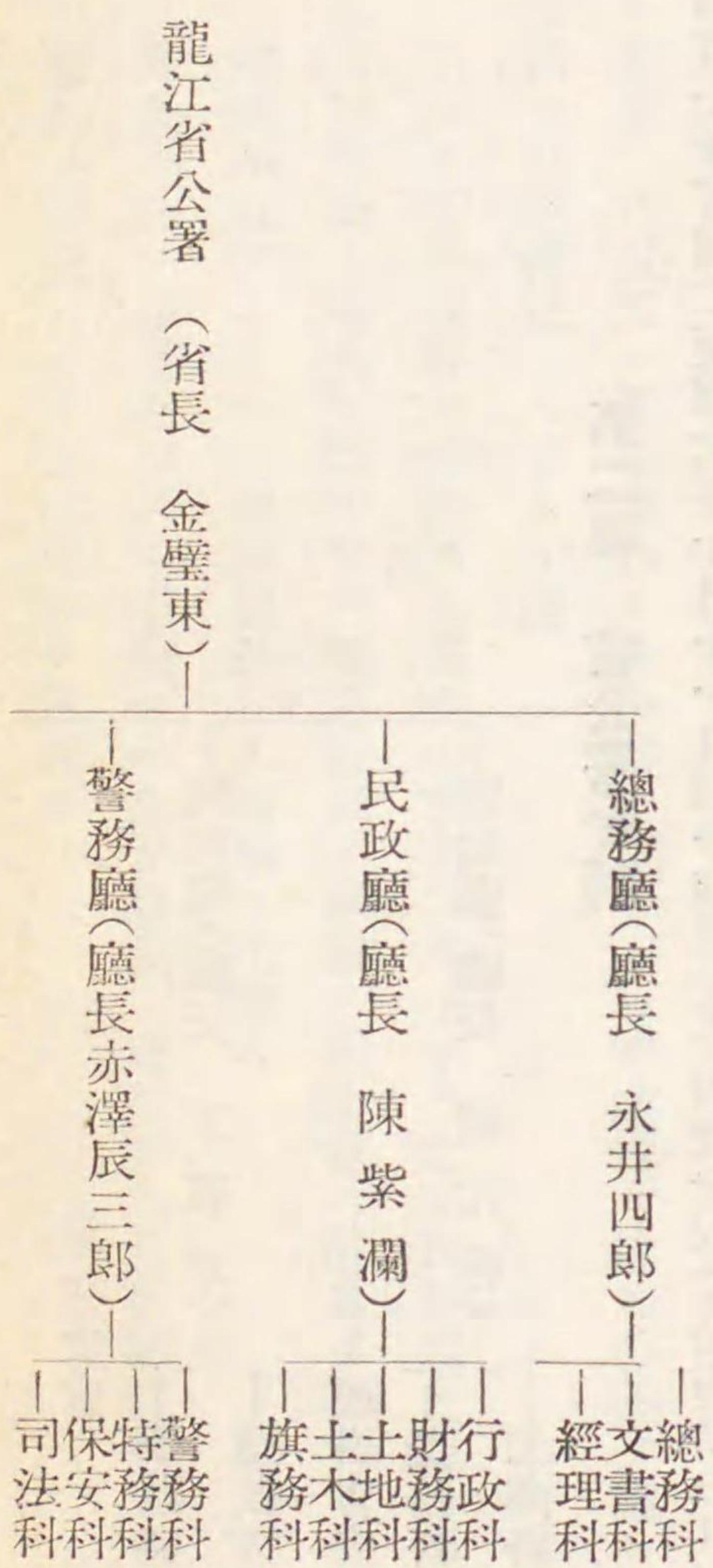
又各廳に於ける所管事項は従前と殆んど大差なきも、唯嘗て實業廳の所管に屬せる鑛山に關する事項は凡て鑛業監督署に移管せられ、國有林に關する事項は森林事務所の設置により該所に移管せらるゝ事となり、實業廳所管の森林に關する

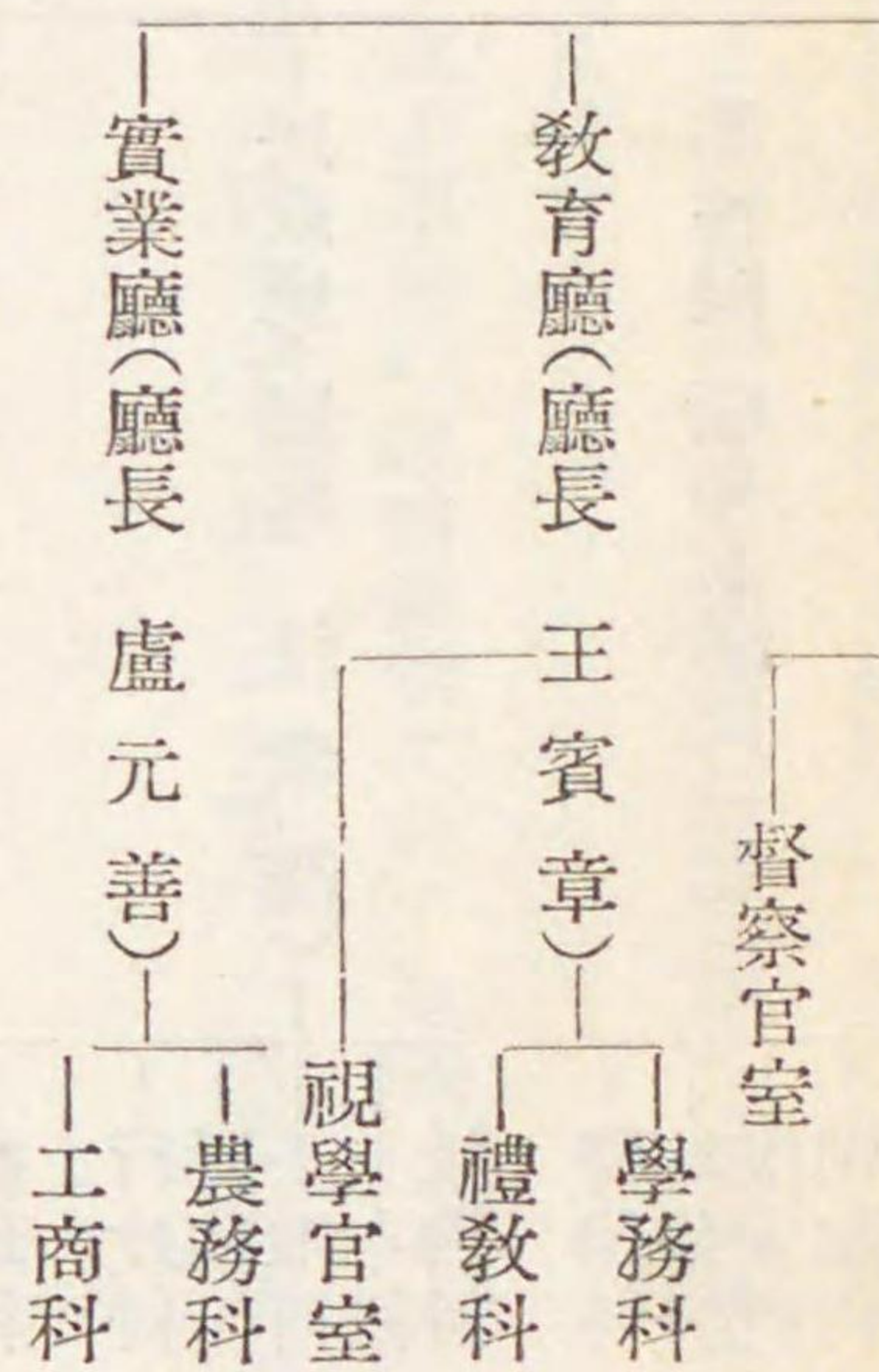
事項は公有林、私有林並に其の植林等の事項に止むる事としたのである。

第二節 省行政機構

以上の如き趣旨を以て地方行政制度の改革せらるゝと共に、本省は舊省より北部を黑河省に、東北部を三江省に、東し部を濱江省に分割し、殘餘の中央部と新たに舊奉天省の西北部所謂洮遼七縣を加へて生じたもので、一百二十五縣二南より成つてゐるものである。而して此等諸縣の内には相當財政的に苦境にあるもの多く、省政上少なからぬ困難を伴ふべしと思はるゝが他面區劃の縮少により蘇聯との國境線より遠ざかり特殊的紛糾を醸生すべき痛を除去し得たと共に、既に略々肅清工作成れる北滿の中心安全地帯であり、省内には平齊・齊北・北黑線の縦斷するあり、舊北鐵濱州線の横斷する等交通の便比較的開け、今後本省々政は圓滑なる運行を期し得べく中間行政機關として其の機能を發揮し得るであらう。茲に本省公署機構として其の組織及其の職掌を示せば次の如くである。

第一項 省公署組織





第二項 省公署官制

新制省公署官制は康徳元年十月十一日勅令第百二十四號を以て公布せられ、同年十二月一日より左の如く施行せらるゝ事となつた。

第一條 省公署ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

省長	十人	簡任(内四人ヲ特任ト爲スコトヲ得)
廳長	四十六人	簡任若ハ薦任
理事官	八十六人	薦任
技正	十八人	薦任
秘書官	十人	薦任
督察官	十人	薦任
事務官	百二十四人	薦任
警正	十四人	薦任

視學官	十七人	薦任
技佐	三十四人	薦任
屬官	千九人	委任
技士	八十四人	委任
警佐	三十二人	委任

第二條 前條ニ掲クル職員ノ各省公署ノ定員ハ民政部大臣之ヲ定ム

第三條 省長ハ民政部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各大臣所管ノ事務ニ付テハ其ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ省内ノ行政事務ヲ管理ス

第四條 省長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ進退賞罰ニ關シ民政部大臣ニ具狀シ委任官以下ニ付テハ之ヲ專行ス

第五條 省長ハ省内ノ行政事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得

第六條 省長ハ省内ノ縣長、市長及警察廳長ヲ指揮監督ス

省長ハ縣長、市長又ハ警察廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ超ユルモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第七條 省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ民政部大臣ニ具狀スヘシ

但シ非常時急變ノ場合ニ際シテハ地方駐劄ノ軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ請求スルコトヲ得

第八條 省長事故アルトキハ總務廳長其ノ職務ヲ代理ス

第九條 省長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ縣長、市長又ハ警察廳長ニ委任スルコトヲ得

第十條 廳長ハ省長ノ命ヲ承ケ職務ヲ掌理ス

警務廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ省長ノ命ヲ承ケ省内ノ警察廳長、警務局長及警正以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

第十一條 理事官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技正及技佐ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

秘書官ハ省長ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

察督官ハ上官ノ命ヲ承ケ省内警察事務ノ實況ヲ督察ス

警正ハ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ掌リ警察事務ノ執行ニ關シ警務廳長ノ命ヲ承ケ警佐以下ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ實況ヲ視察シ臨時命ヲ承ケ教育ニ關スル事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

技士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

警佐ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察ニ關スル事務ニ從事ス

第十二條 省公署ニ左ノ五廳ヲ置ク

總務廳

民政廳

警務廳

實業廳

教育廳

第十三條 民政部大臣ノ指定スル省公署ニハ實業廳及教育廳又ハ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ第十七條又ハ第十八條ニ掲クル事項ハ民政廳ニ於テ之ヲ管掌ス

第十四條 總務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 機密ニ關スル事項

二 人事ニ關スル事項

三 官印ノ管守及文書ニ關スル事項

四 會計及庶務ニ關スル事項

五 統計及調査ニ關スル事項

六 他廳ノ所管ニ屬セサル事項

第十五條 民政廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 地方行政ノ監督ニ關スル事項

二 賑災及救恤ニ關スル事項

三 土木ニ關スル事項

四 土地ニ關スル事項

第十六條 警務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 行政警察ニ關スル事項

二 司法警察ニ關スル事項

三 衛生ニ關スル事項

第十七條 實業廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 農林、畜産及水産ニ關スル事項

二 工商ニ關スル事項

第十八條 教育廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 教育及學藝ニ關スル事項

二 禮俗及宗教ニ關スル事項

三 史跡、名勝、天然紀念物ニ關スル事項

第十九條 省ノ名稱、區域及省公署ノ位置ハ別表ニ依ル (註―別表削除)

第二十條 省長ハ民政部大臣ノ認可ヲ承ケ各縣ノ分科及處務規程ヲ定ム

附 則

本令ハ康德元年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大同元年教令第十三號省公署官制、大同元年教令第十四號暫ク省公署ニ參事官ヲ置クノ件、大同二年教令第十七號省公署ニ秘書長ヲ置クノ件ハ之ヲ廢止ス

第三項 省公署分科規程

本省公署分科規程に就ては現に省公署に於ては舊來の規程を踏襲してゐるのであるが、之は中央民政部の認可する處にあらず、中央としては別に省公署をして分科規程を作成認可申請せしむる事としてゐる。従つて現に省公署に於て施行せられつゝあるものは非合法的ものたるを以て茲には近く現實に施行せらるべき民政本部認可案を掲ぐる事とする。

第一章 總 務 廳

第一條 總務廳ニ左ノ三科ヲ置ク

總 務 科

文 書 科

經 理 科

第二條 總務科ノ職掌左ノ如シ

一 機密ニ關スル事項

二 涉外及特ニ命セラレタル事項

三 省公署印及省長印ノ典守ニ關スル事項

四 人事ニ關スル事項

五 調査、統計及資料ニ關スル事項

六 情報及宣傳ニ關スル事項

七 視察竝連絡ニ關スル事項

八 他廳科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 文書科ノ職掌左ノ如シ

一 法令案及一般文書ノ審査、進達ニ關スル事項

二 文書ノ收發ニ關スル事項

三 公報及公示ニ關スル事項

四 但宿直ニ關スル事項

第四條 經理科ノ職掌左ノ如シ

- 一 豫算及決算ニ關スル事項
- 二 收支ニ關スル事項
- 三 國有財産ノ管理ニ關スル事項
- 四 用度及營繕ニ關スル事項
- 五 傭人ニ關スル事項
- 六 廳内取締ニ關スル事項

第二章 民政廳

第五條 民政廳ニ左ノ五科ヲ置ク

行政科
財務科
土地科
土木科
旗務科

第六條 行政科ノ職掌左ノ如シ

- 一 地方行政ノ指導監督ニ關スル事項
- 二 行政區劃ニ關スル事項

三 社會事業ニ關スル事項

四 他科ノ主管ニ屬セサル事項

第七條 財務科ノ職掌左ノ如シ

- 一 公共團體ノ豫算及決算ノ監督ニ關スル事項
- 二 地方稅ニ關スル事項
- 三 使用料及手数料ニ關スル事項
- 四 地方ニ關スル事項
- 五 其ノ他財務ニ關スル事項

第八條 土地科ノ職掌左ノ如シ

- 一 地籍ノ調査及整理ニ關スル事項
- 二 地冊ノ保管及整理ニ關スル事項
- 三 地照ノ發給ニ關スル事項
- 四 土地商租ニ關スル事項

第九條 土木科ノ職掌左ノ如シ

- 一 公共圖體ノ土木建築工事ノ監督及補助ニ關スル事項
- 二 直轄ノ土木工事ニ關スル事項
- 三 道路、河川、運河、港灣及砂防ニ關スル事項
- 四 鐵道、軌道及索道ニ關スル事項

- 五 水面及水利ニ關スル事項
 - 六 都邑計畫ニ關スル事項
 - 七 上下水道ニ關スル事項
 - 八 土地收用ニ關スル事項
 - 九 其ノ他土木建築ニ關スル事項
- 第十條 旗務科ノ職掌左ノ如シ
- 一 蒙古旗務ニ關スル事項

第三章 警務廳

第十一條 警務廳ニ左ノ四科及警察官室ヲ置ク

- 警務科
- 特務科
- 保安科
- 司法科

第十二條 警務科ノ職掌左ノ如シ

- 一 警衛及警備ニ關スル事項
- 二 警察規畫ニ關スル事項
- 三 警察職員ノ教養ニ關スル事項

- 四 警察統計ニ關スル事項
- 五 戸口ニ關スル事項
- 六 他科ノ主管ニ屬サセル事項

第十三條 特務科ノ職掌左ノ如シ

- 一 集會結社及多衆運動ノ取締ニ關スル事項
- 二 政治、經濟、教育及宗教ニ關スル警察事項
- 三 思想、勞働及社會運動ノ取締ニ關スル事項
- 四 出版及著作權ニ關スル事項
- 五 新聞紙、雜誌、其他ノ出版物及「フィルム」ノ檢閲ニ關スル事項
- 六 外國人ノ保護及取締ニ關スル事項
- 七 外國人ノ入國及移民ニ關スル事項
- 八 其他特務警察ニ關スル事項

第十四條 保安科ノ職掌左ノ如シ

- 一 安寧警察ニ關スル事項
- 二 風俗警察ニ關スル事項
- 三 營業警察ニ關スル事項
- 四 交通警察ニ關スル事項
- 五 水火消防ニ關スル事項

- 六 其他保安警察ニ關スル事項
 - 七 醫務ニ關スル事項
 - 八 保健及防疫ニ關スル事項
 - 九 其他衛生警察ニ關スル事項
- 第十五條 司法科ノ職掌左ノ如シ
- 一 犯罪豫防ニ關スル事項
 - 二 犯罪捜査及檢舉ニ關スル事項
 - 三 鑑識及指紋ニ關スル事項
 - 四 犯罪即決ニ關スル事項
 - 五 匪賊ニ關スル事項
 - 六 保甲制度ニ關スル事項
 - 七 其他司法警察ニ關スル事項
- 第十六條 警察官室ノ職掌左ノ如シ
- 一 警察事務ノ督察ニ關スル事項
 - 二 其他特ニ命セラレタル事項

第四章 教育廳

第十七條 教育廳ニ左ノ二科及視學官室ヲ置ク

學務科
禮教科

- 第十八條 學務科ノ職掌左ノ如シ
- 一 學校教育ニ關スル事項
 - 二 學校衛生及體育ニ關スル事項
 - 三 學藝ニ關スル事項
 - 四 留學生及育英事業ニ關スル事項
 - 五 他科ノ主管ニ屬セサル事項
- 第十九條 禮教科ノ職掌左ノ如シ
- 一 社會教育ニ關スル事項
 - 二 禮俗及宗教ニ關スル事項
 - 三 廟宇、廟產、古蹟古物、名勝及天然記念ニ關スル事項
- 第二十條 視學官室ノ職掌左ノ如シ
- 一 學事ノ視察ニ關スル事項
 - 二 教育ノ指導督勵ニ關スル事項
 - 三 視學ノ連絡統制ニ關スル事項

第五章 實業廳

第二十一條 實業廳ニ左ノ二科ヲ置ク

農務科

工商科

第二十二條 農務項ノ職掌左ノ如シ

一 農事ニ關スル事項

二 畜産ニ關スル事項

三 林産ニ關スル事項

四 水産ニ關スル事項

五 開墾及殖民ニ關スル事項

六 産業團體ニ關スル事項

七 他科ノ主管ニ屬セサル事項

第二十三條 工商科ノ職掌左ノ如シ

一 工商業ニ關スル事項

二 工商團體ニ關スル事件

三 電氣及瓦斯事業ニ關スル事項

四 公司ニ關スル事項

五 度量衡ニ關スル事項

第三節 管内地方行政

第一項 齊々哈爾市政

本省に於て市制を實施してゐるものは省城齊々哈爾市である。凡そ市制に於ては特別市と普通市の二に分つ事が出来るが、齊々哈爾市は後者に屬し、省長を以て第一次監督機關とし、自治行政を行つてゐるものである。滿洲建國後省公署は本市に獨立の市政局を設け、之が市政を掌理してゐるのであるが、總じて施設未だ整はず市として面目備はらざるものあり、市當局としても普通市制の公布を俟つて市政の基礎を確立せん事を待望してゐるのであるが、やがて新市制の下に其の新生面を發揮する事であらう。

第二項 縣行政

本省に於ける縣は總數二十五縣にして之を等級により類別すれば次の如くである。

類	別	縣數	縣名
甲類	縣	三	龍江縣、克山縣、拜泉縣
乙類	城	三	泰來縣、訥河縣、洮南縣
丙類	縣	七	林甸縣、依安縣、明水縣、嫩江縣、通化縣、大賚縣、洮安縣
丁類	縣	一二	泰康縣、瞻榆縣、景星縣、甘南縣、富裕縣、克東縣、德都縣、龍鎮縣、突泉縣、安廣縣、鎮東縣、開通縣

凡そ縣制は市政と共に地方自治團體として重要な行政單位をなし、縣政の整備刷新は地方行政の基礎確立上緊要不可缺の問題である。

滿洲建國後に於ける縣制は其の端を自治指導部に發するものである。即ち滿洲事變直後動搖混亂の渦中に於て先づ奉天省有志相諮り、奉天地方自治委員會組織され治安及金融の維持に當り、後省政府の職權を代行し省政府再組織の基礎となつたが、中央に於ける此種運動の進展に伴ひ、地方に於ても自衛自治を目的とする地方維持會、自治委員會續々として設立せらるゝ事となつた。斯くの如くにして各縣の維持會が漸次其の自治機能を發揮し、縣の行政を行ふに至れる爲め此等自治機關を細胞として有機的結合を十分ならしめんとして、其の中央機關設置の必要を痛感し、茲に十一月十日于沖漢を主腦とせる自治指導部を奉天に組織するに至つた。自治指導部の精神は滿蒙の天地に極樂土を建設し、以て興亞の經綸を行ひ世界正義の確立を目指すもので當時混亂鼎の湧くが如き各縣に自治指導員を派し、治安、財政、教育、産業等一般行政の再建に當らしめ、又各縣に縣自治執行委員會を置き、縣自治指導委員會をして之を指導監督せしむる事とした。縣自治執行委員會は自治組織章程により設置せられたもので、縣内の達識名望ある者に付縣自治指導委員會の推薦した委員を以て組織し、委員の互選による委員長を縣長に代る執行機關とし、行政諸般の事務を掌理する事としたのである。

次いで十二月十五日奉天省政府成立し、翌年一月縣公署組織暫行條例を發布して縣公署を復活し、從來の自治執行委員長を廢して新たに縣長を任命した。而して縣長は同時に自治執行委員會の委員長にして、自治執行委員會は縣自治行政に關する重要事項を審議決定し、縣長をして之を執行せしむる事としたのである。

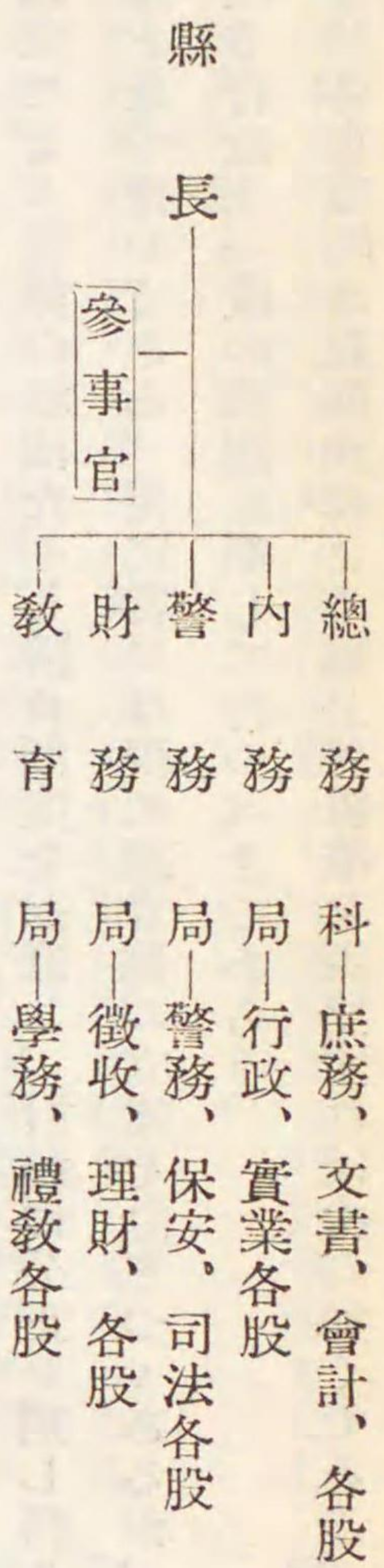
越えて滿洲國成立後自治指導委員會、自治執行委員會解組せられ、大同元年七月教令第五十四號「縣官制」及同第五十五號「自治縣制」の公布せらるゝ事となつた。尤も之は、事實上施行せらるゝに至らず、從來の自治指導員が縣參事官並に之を補佐し代理する屬官として任命せられたるのみであつたが、二年八月民政部は訓令第五三三號を以て各縣臨時改組辦法に依り、縣公署の改組を命じ、茲に縣は統一ある組織を有するに至つた。

右縣制並びに縣官制定の趣旨は(一)自治縣の確立(二)縣行政組織の改革(三)請負制度の廢止(四)縣財政紊亂の肅清(五)參事官制度の採用にあり、同法によれば(一)縣は法人として國の監督を受け、法令の範圍に於て其の公事兵務及法令に依り縣に屬する事務を處理し(二)縣に縣長參事官以下各職員を置き(三)縣長は縣を代表し、省長の指揮監督を受けて縣の行政を統括し、參事官は縣長を補佐して縣政の機務に參畫するものとし(四)縣公署に總務科、內務局、警務局、實業局の一科三局を置き各々其の所管事項を掌らしむる事としたのである。

然るに該縣制及縣官制は其の後各省より種々なる意見の具申し來るものあり、民政部も各種情勢に鑑み改正の要あるを認め立案審議する事としたが、何分本問題は地方制度改正の重大案件たり、之が審査修正にも尙ほ相當時日を要し、他方建國後一年有半を閲したるも各縣の組織は依然舊慣に依り各省も亦前例を踏襲するの已むなき情勢にあつた爲め、新制度實施前に於て、速かに臨時之が規準を明かにする必要あり、取敢へず大同二年八月公布せられたるものが前記各縣臨時改組辦法であり當分縣政は之に依らしむる事としたのである。

舊黑龍江省に於ける縣行政制度も右改組辦法制定までは、事變前の舊制を踏襲して來たものであるが、該改組辦法に依り統一ある組織を確立するに至り、逐次參事官を各縣に配置して縣行政の整備に向つて來たのである。而して現在に於ては縣公署と各局との分立は一元的に縣公署に統制包括せられ、事務の運行は合理化せらるゝと共に他面豫算制度、會計制度の確立により舊弊の根源たりし請負制度を撤廢し、財務は公正を期し得る事となり、縣政は甫めて其の面目を一新せらるゝ事となつたのである。更に當局は現に縣官制の立案を急ぎつゝあるが、近く之が公布せられて縣制の實施を見るに至らば地方行政上一段の飛躍は期して待つべきであらう。

今該各縣臨時改組辦法による縣公署組織を表記すれば次の如くである。



更に茲に附記を要するは各縣に日丞官吏たる參事官を設置せる事である。

凡そ參事官制度の初めて法制上規定せられたるは、大同元年七月五日教令第五十四號「縣官制」並に同日教令第五十五號「自治縣制」であるが、實體としては、自治指導部より派遣せられた自治指導員の後身である。尤も該指導員は舊奉天省にのみ派遣せられたもので舊吉、黑兩省には配置せられなかつたのであるが、後濱江縣初め附近數縣に救済員として派遣せられたものが參事官或は屬官として任命せられ、大同元年十月以來逐次各縣に配置せらるゝに至つたものである。

參事官の權限は「縣官制」第八條及「自治縣制」第十三條に於て「參事官は縣長を輔佐し縣行政の機務に參畫し及其の命を承け事務を掌る」と規定されてゐる。即ち一面縣職員として縣行政の事務的刷新を計ると同時に、他面縣行政の機務に參畫し治安、財政、文教其他萬般に亘る縣行政の指導機關であり、其の使命とする處は地方政治に於ける建國理想の挺身的實踐具現である。而して今や入縣以來既に三年民心の宣撫、作興、治安の確保、財政の確立等其實績顯著なるものあり既に平和建設の第二工程に入り、地方僻陬の地にあつて縣政の指導者として其の使命を遂行してゐるものである。

第三項 旗行政

旗は舊來土地制度並に民族の特異性により蒙古人の自治を認められた地域で、建國後興安總署との間に其の管轄明瞭を缺いてゐたが康徳元年十一月地方行政制度の改革により、蒙政部の成立と共に第一次監督官廳を所管省長とし、第二次に

蒙政部大臣の監督を受くるものと規定されたのである。

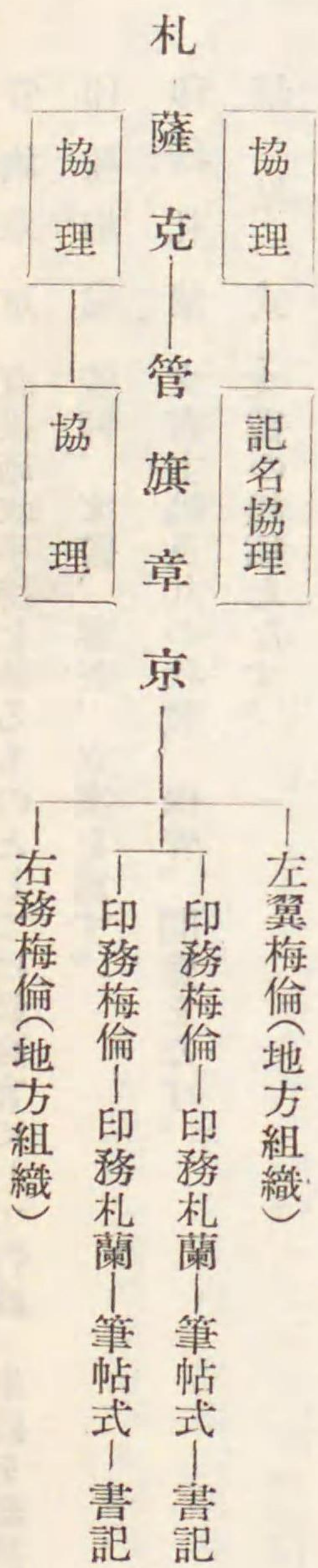
興安各省外の所謂省外蒙旗としては吉林省一、濱江省一、龍江省二の四旗とし、何れも各省に旗務科を設けて蒙古旗政に關する一切の事項を處理せしめてゐる。(本省公署に於ては現在舊制による分科規程を踏襲しつゝある爲め實際上旗務行政は行政科に一股を設けて之を行はしめてゐるが近く分科規程の正式認可と共に獨立の一科となるであらう)

即ち本省内に旗制を敷かれてゐるのは、杜爾伯特旗及依克明安旗の兩旗とす。旗は從來一種の王國をなし完全に自治を行つてゐたものであるが、建國後大同元年七月教令第五十六號を以て各旗に旗制を敷く事となつた。即ち旗制によれば「旗は法人とし國の監督を承け法令の範圍内に於て其の公共事務及法令に依り旗に屬する事務を處理す」るものと規定されてゐる。而して此等兩旗は新地方制度實施と共に本省管下に屬する事となり勅令第百六十八號を以て十二月一日より旗制を施行せられたのである。

今此等兩旗に就て舊、新兩制に付組織大要を示せば次の如くである。

(一) 舊制

(イ) 中央組織



(ロ) 事務執掌

札薩克 世襲を以て被封印官内の行政を獨裁總理す。

協理 札薩克の協理代理にして合議制を採り性質としては諮問機關的存在である。

記名協理とは協理見習の謂である。

管旗章京 直接施政事務を執るものとしては最高官にして行政、軍政を總括監督す。

印務梅倫 監督、文書、審査、立案を爲す。

印務札蘭 文書主稿及其の收發、保管、閱覽をなす。

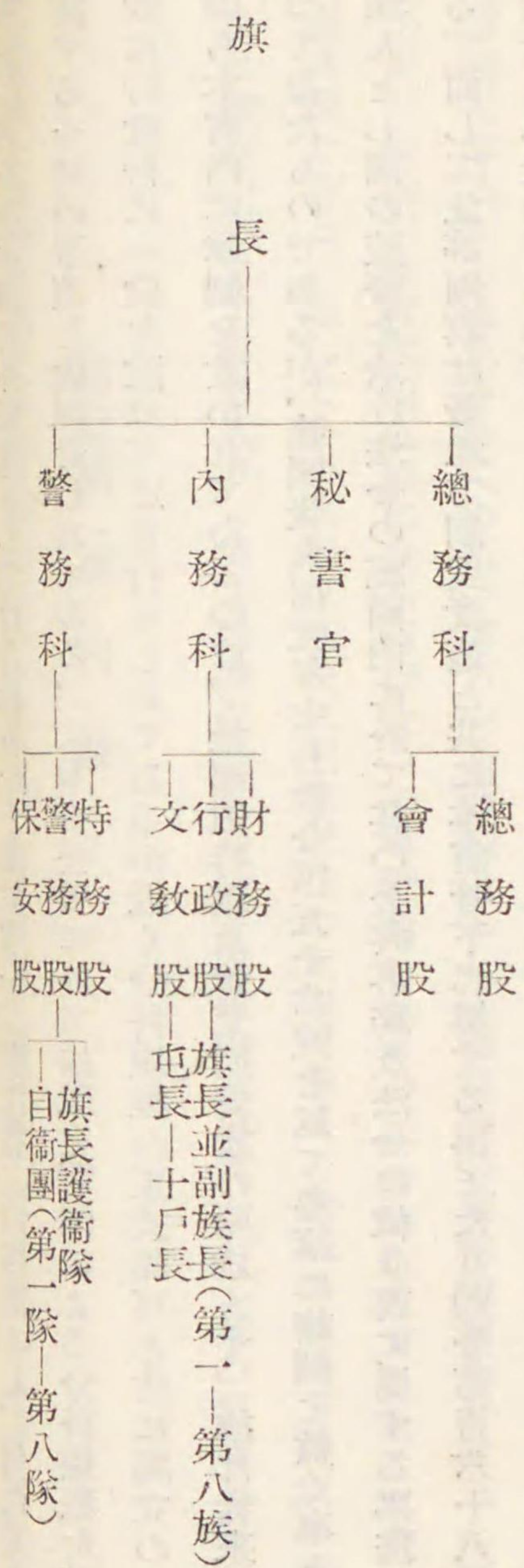
筆帖式 文書の起稿をなす。

書記 見習筆帖式にして公文の繕管をなす。

左(右)翼梅倫 左(右)翼參領及各旗長を指揮、監督し地方行政、征兵事項を管掌す。

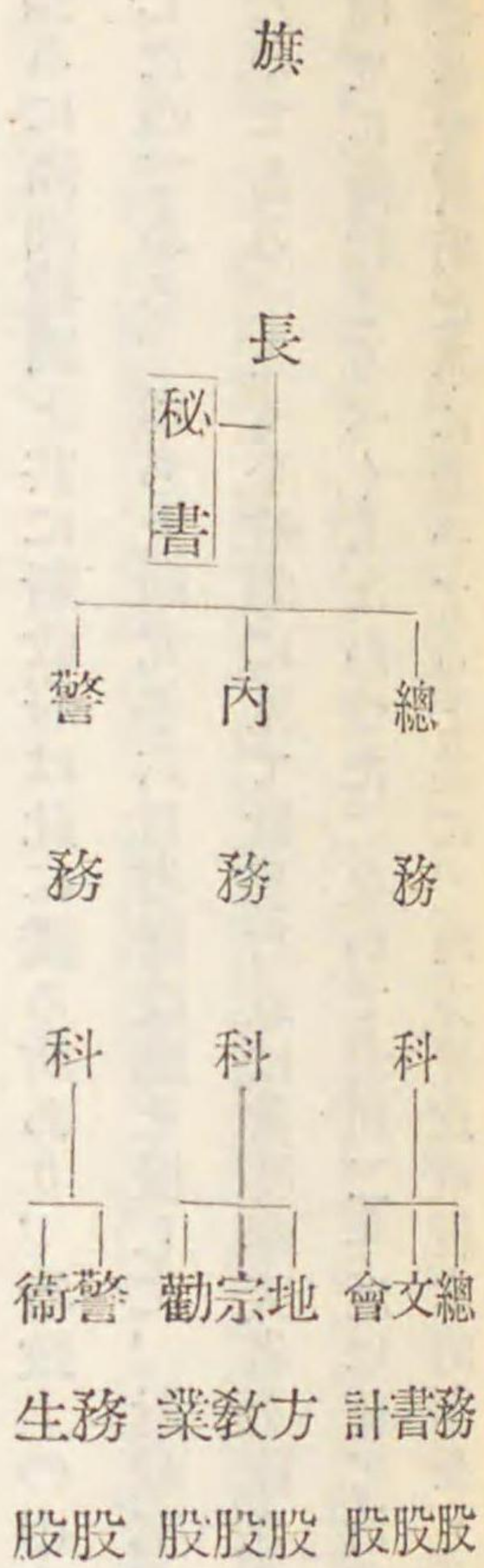
(二) 新制

(イ) 杜爾伯特旗組織



(ロ) 依克明安旗

第四項 區村制



區村制に就ては、民國時代に於ては法令の發布せられた事もあるが、徹底的に實施せられしものなく、滿洲建國後も未だ法規的に自治團體として認められず法制的統一を缺いてゐるが、嘗て地方的には民衆の基礎的自治團體として独自の發展をなすと共に、縣政補助機關としての實を擧げつゝある現状である。

區制は従來自治團體としてよりも寧ろ警察區域としての存在であり、内容も貧弱なものであつたが、區制の自治化も近年に至つて高唱され、整備された區に於ては縣政補助機關として有力なる活動をなしてゐる。

村制は滿洲社會に特有なる郷、村部落自治に基くもので、村公所を機關として正、副村長以下三名乃至五名の役員を置き、土地所有の多寡に據る村民の負擔を財源として、各村独自の財政を持ち教育、農事、水利、通路等に關する村政を行ふと共に、警察保甲自治團體と連絡して治安維持を補助する外、政府及縣公署の法令等を部落民に徹底知悉せしむる等、民衆生活上最大の接觸面を有する公共機關である。

第四章 財政・金融

第一節 財政

第一項 概説

滿洲建國前に於ては由來各省に獨立の財政廳を置き、省財政に就ては歳入歳出共に財政廳に於て統轄し、各廳は各々一定の豫算の配布を受けて請負式に經理せらるゝ實情にあつたもので、累年の豫算決算額は單なる形式的記録に止まり、其の實数は窺知すべくもなかつたのである。即ち決算上に表はれた數字は單なる經常的費用のみに止まり、臨時的支出は凡て其の都度省長決裁により財政廳豫備金より支出し、又省内市縣に於ける財務に關しては完備せる統一的法制存するなく縣公署の經理は國庫支辨の經費により、各局の經理は地方款により爲さるゝを原則とし、田賦契稅等の國稅は縣公署に於て委託徴收する事とした。

總するに建國以前に於ける地方行政組織は、地方分權たりし爲め、其の財政も亦區々にして相互の統制なく、概ね請負制度行はれ曖昧なる煙幕の裡にとざされてゐたものである。

然るに滿洲建國と共に新政府は此に鑑る所あり、行政上の中央集權はもとより經理事務の明朗化を計り、根本的刷新を期したのである。即ち大同元年六月省財政廳を廢して、財政部直轄下に稅務監督署を設け専ら稅務監督を司らしむる事としたのである。尤も全般的に見て財務行政は當時奉天省を除き各省内に於ては舊態依然として存し、實質的なる改革は一氣呵成に斷行さるべくもなかつた。次いで大同二年度に於て治安の確立と共に地方團體豫算決算制度の確立、地方稅制の整理等實質的改革に着手すると共に、地方財政の根本的調査を企圖し得る状態に立至つたのである。即ち前述省財政廳が

稅務監督署として財政部の直轄下に入つた爲め縣市財政の第一次監督個所に關しては事實上疑義を生じ殊に縣市の豫算査定事務に付各省に於て勢なからざる不都合を來したので當局は此の弊を除去し、第一次監督の責任所在を明かならしむる爲め大同二年度に於ては省公署民政廳内に財務科を設け縣市豫算決算に關する事務を管掌せしむる事とし、又縣會計規則に就ても各縣行政組織の改組に伴ふ新豫算様式を規定し之を舊奉、吉、黑三省(熱河省は特殊事情に鑑み舊制に依らしむ)に示達したのである。

斯くの如くして紊亂糊塗たる地方財務行政の劃一刷新を計り豫算經理主義の徹底、歳入歳出混淆防止等舊弊の打破を行ふ事を得たのである。

今本省財政に就て見るに康德元年度歳出決算及同二年度歳出歳入豫算は左表の如くである。

康德元年度歳出歳入一覽表

(民政部地方司編 「康德元年度地方財政概要」)

歳出總額	3,558,728	歳入總額	3,953,728
(一) 戶當	11,791	稅入	1,862,398
(一) 人當	1,932	(一) 戶當	6,170
公署費	1,282,050	(一) 人當	1,037
警察費	1,505,163	土地課稅	963,906
教育費	508,203	房屋課稅	75,471
土木費	64,852	營業課稅	306,045
衛生及病院費	1,150	雜捐	512,176
勸業費	32,154	戶別捐ト類似ノ課稅	4,800
社會事業費	2,870	稅外收入	1,606,330
電話電氣其他事業費	19,424	稅收入	52
會議費	—	稅外收入	48
治安維持及自衛團費	—	地方地債總額	337,889
積立金及基本財産造成費	1,302	事業費	—
其他諸費	141,560	流通券借款	179,500
		事務前後於ケル行政費	50,046
		(舊官銀行借款)	
		大同元年度行政費	108,343
		(國庫舊省庫金借款)	

康德二年度歳入歳出豫算一覽表

(民政部地方司調)

縣名	歳入			歳出			歳入欠陥額		
	當初豫算	追加豫算	合計	當初豫算	追加豫算	合計	當初補助	追加補助	合計
龍景甘宮訥	34,657	8,607	43,264	77,890	8,607	86,497	43,232	—	43,232
江星南裕河	11,527	2,149	13,676	38,400	9,254	47,654	26,873	7,105	33,978
嫩德龍通克	14,448	—	14,448	40,560	—	40,560	26,112	—	26,112
克拜明依林	8,470	—	8,470	29,050	—	29,050	23,084	—	23,084
山泉永安甸	138,887	—	138,887	138,887	—	138,887	—	—	—
江都鎮北東	8,470	471	8,941	37,150	6,471	43,621	28,680	6,000	34,680
康來東餐廣	8,995	—	8,995	32,880	1,074	33,954	23,885	1,074	24,959
泰安鎮大安	15,542	—	15,542	40,866	7,731	48,597	25,324	7,731	33,055
泰泰鎮大安	5,831	—	5,831	39,500	8,762	48,262	33,669	8,762	42,431
安南通榆泉	20,852	2,000	22,852	41,900	1,880	43,700	21,048	3,800	24,848
山泉永安甸	82,302	—	82,302	82,302	—	82,302	—	—	—
克拜明依林	129,807	—	129,807	129,807	—	129,807	—	—	—
泰安鎮大安	63,909	—	63,909	63,909	—	63,909	—	—	—
康來東餐廣	37,682	—	37,682	49,800	400	50,280	12,118	480	12,598
泰安鎮大安	31,707	2,272	33,979	55,100	4,222	59,322	23,393	1,950	25,348
康來東餐廣	7,604	—	7,604	23,580	—	23,580	15,976	—	15,976
泰安鎮大安	77,414	—	77,414	77,414	—	77,414	20,771	—	20,771
安南通榆泉	33,429	—	33,429	54,200	9,648	63,848	30,000	—	30,000
安南通榆泉	5,985	—	5,985	5,985	—	5,985	—	—	—
安南通榆泉	26,575	—	26,575	56,575	—	56,575	—	—	—
安南通榆泉	89,539	—	89,539	89,539	—	89,539	—	—	—
安南通榆泉	168,078	—	168,078	168,078	—	168,078	—	—	—
安南通榆泉	52,107	856	52,963	66,377	7,644	74,021	14,270	6,788	21,058
安南通榆泉	18,770	1,832	20,602	51,500	1,832	53,332	32,730	—	32,730
安南通榆泉	25,585	2,935	28,520	49,550	28,890	78,440	23,965	25,955	49,920
計	1,118,172	21,122	1,139,294	1,540,799	96,415	1,637,214	425,130	79,293	504,423

第二項 縣別財政

由來滿洲建國前に於ては、縣の行政機關に一元的行政官廳存せず、普通行政官廳の性質を有する縣公署と、特別行政官廳の性質を有する各局とが並存した事は、縣の財政を必然的に二元的ならしめ、縣公署に關する經費は省よりの支給額を以て之に充て其の出納も縣公署に於て掌り、從つて縣公署の豫決算と稱する場合は各局の豫決算を包含せず、各局の經費は財務局に於て徵收する地方稅收入を以て之に充て、其の出納は財務局に於て之を掌るを常とし、各局と縣公署との財政方面に於ける關聯は各局の支出に關し縣長の認可を要するのみであつた。

從つて國稅の請負徵收は縣長の私有財産と混淆し、地方稅は各局の人件費と局長の私囊を富ましむるのみで、何等地方事業には使用されず、財政には豫算決算なく専ら秘密主義を採り、會計検査の制行はれず、公私の別分明を缺き公金と雖も自由に費消し、制度の不備と官吏の墮落と相俟つて通弊其の極に達してゐたのである。

斯くて滿洲建國以來新政府は此に鑑る所あり、銳意地方行政の確立、財政の刷新を期し、舊弊を打破する爲め徵稅請負制度の廢止、徵稅機關と會計機關との分離及豫算制度の確立を計る事となつた。

然るに地方治安未だ全からず、加ふるに水災、蟲害等による農村の疲弊夥しく爲めに各縣共徵稅思はしからず赤字財政に苦しみ何等かの應急對策を講ずるにあらずんば、到底自立する能はざる縣も少なからぬ状態であつた。

此に於て政府は行政補助費の發給、行政借款の貸出を行ふと共に、農民金融機關の設立、春耕貸款の融通等の農民金融の圓滑を期してゐるのであるが、更に當局としては農村更生の積極的方策として目下復興計畫を樹立し

- (1) 安全地帯の擴大強化
- (2) 放棄されある舊耕地の恢復

- (3) 農民の復歸誘導促進（集團部落の建設）
- (4) 農民住宅の建設獎勵補助
- (5) 農耕資金の貸與、種子役畜の斡旋
- (6) 警備電話の架設
- (7) 警備道路の修築
- (8) 縣財政の確立

の要旨の下に五ヶ年繼續事業として實施し、農村恢復と共に縣自體の財政確立の促進を期してゐる。
 今康徳元年度縣別財政に付細目的に檢討すれば次表の如くである。

縣別歳入歳出總覽

（民政部地方司「康徳元年度地方財政概要」）

縣別	歳		入		税		入		税		外		歳		出	
	總額	一戸當	一人當	一人當	總額	一戸當	一人當	一人當	總額	一戸當	一人當	一人當	總額	一戸當	一人當	一人當
龍景甘宮	245,426	11,850	2,156	473	191,546	9,248	1,683	245,422	11,850	2,156	1,683	11,850	2,156	1,683	11,850	2,156
江星南裕	71,822	10,663	1,635	736	40,423	6,001	949	71,826	10,663	1,635	949	10,663	1,635	949	10,663	1,635
龍景甘宮	107,666	16,632	2,580	605	82,417	12,778	1,975	107,666	16,632	2,580	1,975	16,632	2,580	1,975	16,632	2,580
龍景甘宮	79,654	19,028	3,122	460	67,904	16,230	2,662	79,654	19,028	3,122	2,662	19,028	3,122	2,662	19,028	3,122
訥嫩德鎮	191,288	8,939	1,403	1,237	22,659	1,064	165	191,288	8,939	1,403	165	8,939	1,403	165	8,939	1,403
河江都鎮	118,723	26,577	5,247	749	101,764	22,781	4,498	118,723	26,577	5,247	4,498	26,577	5,247	4,498	26,577	5,247
訥嫩德鎮	81,476	22,098	3,707	802	63,830	17,311	2,905	81,476	22,098	3,707	2,905	22,098	3,707	2,905	22,098	3,707
北	106,302	31,182	5,766	1,118	85,685	25,135	4,648	106,302	31,182	5,766	4,648	31,182	5,766	4,648	31,182	5,766
道	57,195	21,697	3,801	1,754	30,798	11,683	2,047	57,195	21,697	3,801	2,047	21,697	3,801	2,047	21,697	3,801

克克拜明	101,201	13,806	2,338	842	64,722	8,830	1,496	101,201	13,806	2,338	1,496	13,806	2,338	1,496	13,806	2,338
東山泉安	215,239	7,840	3,635	2,226	83,344	3,039	1,409	215,239	7,840	3,635	1,409	7,840	3,635	1,409	7,840	3,635
依	240,176	5,668	955	898	14,344	337	17	240,176	5,668	955	17	5,668	955	17	5,668	955
林泰鎮	116,064	6,481	1,084	832	26,938	1,504	252	116,064	6,481	1,084	252	6,481	1,084	252	6,481	1,084
大	838,824	17,630	2,632	1,734	47,344	6,013	833	838,824	17,630	2,632	833	17,630	2,632	833	17,630	2,632
甸康來東	154,185	17,005	2,651	1,299	78,485	8,668	1,352	154,185	17,005	2,651	1,352	17,005	2,651	1,352	17,005	2,651
廣安南道	45,090	20,004	2,987	725	34,144	15,148	2,262	45,090	20,004	2,987	2,262	20,004	2,987	2,262	20,004	2,987
廣安南道	175,502	10,998	1,238	592	91,482	5,733	645	175,502	10,998	1,238	645	10,998	1,238	645	10,998	1,238
突	140,748	22,734	3,158	1,393	78,657	12,705	1,765	140,748	22,734	3,158	1,765	22,734	3,158	1,765	22,734	3,158
突	106,839	8,664	1,239	991	21,433	1,658	248	106,839	8,664	1,239	248	8,664	1,239	248	8,664	1,239
廣安南道	125,402	14,445	1,969	953	64,596	7,441	1,012	125,402	14,445	1,966	1,012	14,445	1,966	1,012	14,445	1,966
廣安南道	178,210	13,148	2,032	1,378	74,410	4,233	655	178,210	13,148	2,034	655	13,148	2,034	655	13,148	2,034
廣安南道	338,381	12,233	1,663	1,687	74,411	2,690	475	338,381	12,233	1,663	475	12,233	1,663	475	12,233	1,663
廣安南道	159,046	15,056	2,381	1,121	84,146	7,966	1,264	159,046	15,056	2,381	1,264	15,056	2,381	1,264	15,056	2,381
廣安南道	119,968	15,684	2,691	743	85,838	11,302	1,947	119,968	15,684	2,691	1,947	15,684	2,691	1,947	15,684	2,691
廣安南道	144,301	12,683	1,831	551	100,819	8,861	1,279	144,301	12,683	1,831	1,279	12,683	1,831	1,279	12,683	1,831
計	3,558,728	11,791	1,932	1,037	1,696,330	5,621	945	3,558,728	11,791	1,932	945	11,791	1,932	945	11,791	1,932

各縣項目別歳出内譯

縣別	公署費	警察費	教育費	土木費	衛生及病院費	勸業費	社會事業費	電話其他事業費	積立金及基本財産	其他諸費	歳出總計
龍景甘宮	81,167	85,672	48,181	—	—	2,200	—	—	—	28,206	245,426
江星南裕	28,660	30,142	8,070	1,450	—	948	—	—	—	2,550	71,822
龍景甘宮	32,910	52,116	6,440	—	—	—	—	—	—	16,200	107,666
龍景甘宮	40,864	29,274	9,516	—	—	—	—	—	—	19,200	79,654
龍景甘宮	45,864	94,771	29,568	1,885	—	—	—	—	—	19,200	191,288
訥嫩德鎮	44,688	27,080	14,652	25,543	—	—	—	—	—	6,760	118,723
江都鎮	33,850	36,486	11,140	—	—	—	—	—	—	—	81,476
縣	53,040	34,726	10,536	—	—	—	—	—	—	8,000	106,302

縣別	各縣項目別歲入内譯											
	北東縣	山泉水安縣	康來東餐廣縣	泰鎮大安縣	逃開騰突縣	通克縣	北東縣	山泉水安縣	康來東餐廣縣	泰鎮大安縣	逃開騰突縣	
通克縣	25,326	42,352	24,561	7,308	4,000	1,150	32,154	2,870	19,424	1,302	141,550	57,195
北東縣	79,425	84,184	101,020	30,532	—	—	4,262	—	—	—	—	215,239
山泉水安縣	45,544	71,172	54,216	16,304	—	—	—	—	3,480	—	—	240,176
康來東餐廣縣	56,698	49,406	63,678	22,875	12,150	—	5,326	500	—	—	250	138,824
泰鎮大安縣	27,314	68,716	15,474	2,302	—	—	—	—	—	—	—	154,185
逃開騰突縣	68,716	51,510	64,786	33,736	—	—	2,412	—	—	—	5,852	175,502
計	1,282,050	1,505,163	503,203	64,852	1,150	32,154	2,870	19,424	1,302	141,550	3,553,728	

縣別	稅收										稅外收入合計				
	土地稅	房屋課稅	營業之稅	雜捐	戶別課稅	稅收入額	財產收入	使用料及租	國庫補助及補給金	交付金		縣市債	前年度繰越金	罰款	其他收入
龍江縣	37,663	—	12,672	3,540	—	53,880	16,974	—	165,015	—	—	9,499	600	58	191,546
龍江縣	26,352	—	1,200	3,847	—	31,399	—	964	37,109	—	—	1,000	—	750	40,423
甘肅縣	18,498	—	—	6,751	—	25,249	—	350	67,417	—	15,000	—	—	—	82,417
甘肅縣	9,500	—	—	2,250	—	11,750	266	129	67,554	—	—	9,797	455	650	67,904
甘肅縣	23,886	—	30,150	114,593	—	168,629	200	—	11,288	—	—	—	—	650	22,659
計	10,549	—	2,800	3,610	—	16,950	200	—	101,564	—	—	—	—	—	101,764

縣別	稅收										稅外收入合計				
	土地稅	房屋課稅	營業之稅	雜捐	戶別課稅	稅收入額	財產收入	使用料及租	國庫補助及補給金	交付金		縣市債	前年度繰越金	罰款	其他收入
龍江縣	9,310	1,995	600	5,761	—	17,646	—	—	63,830	—	—	—	—	—	63,830
龍江縣	4,860	3,000	3,738	9,018	—	20,616	44	—	85,686	—	—	—	—	—	85,686
龍江縣	12,387	1,160	1,552	11,298	—	26,397	—	—	30,754	—	—	—	—	—	30,793
龍江縣	29,285	—	—	7,194	—	36,479	—	400	64,322	—	—	—	—	—	64,722
克山縣	84,000	—	3,000	40,005	4,800	131,805	120	7,060	—	—	—	—	—	76,254	83,434
拜泉縣	163,296	—	4,050	58,486	—	225,832	2,500	357	—	—	—	11,257	100	130	14,344
明安縣	69,766	—	2,120	17,240	—	89,126	—	—	26,938	—	—	—	—	—	26,938
依蘭縣	35,980	—	6,500	49,000	—	91,480	—	—	47,344	—	—	—	—	—	47,344
林甸縣	50,000	—	2,000	23,600	—	75,600	—	5,530	68,860	—	—	3,000	210	1,155	73,585
泰來縣	3,040	—	357	7,549	—	10,946	—	—	33,458	—	—	—	20	666	34,144
泰來縣	33,300	—	16,520	34,200	—	84,020	33	3,000	88,449	—	—	—	—	50	91,482
鎮賚縣	26,175	—	27,920	7,996	—	62,091	—	2,110	70,817	—	—	45,380	1,300	—	78,757
大安縣	51,200	—	11,896	22,310	—	85,406	443	2,720	16,500	—	—	—	500	1,270	21,433
大安縣	45,300	4,096	5,010	6,400	—	60,806	1,080	2,036	61,130	—	—	—	100	—	64,596
洮安縣	84,300	—	28,000	8,500	—	120,800	—	5,085	11,520	185	—	—	—	60	57,410
洮安縣	46,000	64,800	113,430	39,740	—	263,970	4,400	27,932	31,944	1,164	—	—	800	7,600	74,411
開通縣	30,000	—	25,400	19,500	—	74,900	212	2,900	55,864	1,000	—	50	3,500	620	84,146
瞻榆縣	25,000	—	2,180	5,950	—	33,130	17	1,400	77,951	60	—	—	720	630	86,838
突泉縣	34,254	420	4,950	3,858	—	43,482	—	905	89,081	1,873	—	200	740	20	100,819
計	963,906	75,471	306,045	512,176	4,800	1,862,398	26,289	63,001	1,374,215	4,282	15,000	14,347	89,957	19,256	89,983,1,696,330

更に康德元年度及本二年度行政補助金及行政借款に就て新省管下各縣に割當てられた發給狀況を見るに次表の如くである。
 康德元年度 行政補助金縣別一覽表 (民政部地方司調)

縣別	康德元年度	康德二年度
龍江	四〇三〇六	一〇〇〇〇〇

縣	名	康 德 元 年 度	康 德 二 年 度
龍景甘富訥嫩德龍通克拜明	江星南裕河都鎮東北泉	二〇,〇〇〇 八,〇〇〇 八,〇〇〇 八,〇〇〇 三〇,〇〇〇 八,〇〇〇 八,〇〇〇 一〇,〇〇〇 八,〇〇〇 一〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇 四五,〇〇〇 一五,〇〇〇	一八,〇〇〇 六,〇〇〇 九,〇〇〇 六,〇〇〇 六,〇〇〇 八,〇〇〇 七,〇〇〇 一〇,〇〇〇 九,一〇〇 一二,〇〇〇

康德元年度
康德二年度
行政借款縣別一覽表

(民政部地方司調)

突 計	泉	景 南 星	甘 裕	富 江	嫩 都	德 鎮	龍 北	通 東	克 安	依 甸	林 康	泰 來	泰 東	鎮 資	大 廣	安 南	洮 通	開 隆
七三,五〇〇 七七三,〇四八	七三,五〇〇 七七三,〇四八	三七,〇七九 五六,三九〇 三九,四三三 五四,七九三 四四,六五二 四五,六五二	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一四,〇〇〇 一三,〇〇〇 一三,〇〇〇 一五,〇〇〇 一三,〇〇〇 一〇,〇〇〇

第三項 旗財政

省制改革と共に本省所管に入れる杜爾伯特旗、依克明安旗の財政は一般縣財政と少なからず事情を異にしてゐる。即ち旗の收入は札薩克の收入とし其の收支は私經濟とも稱すべく極めて漠然たるのであるが、其の概況を示せば次の如し。

依林泰	康來	泰東	鎮東	大廣	安廣	洮南	開通	瞻榆	突泉
計	安甸	康來	東來	資東	廣資	南通	榆通	榆泉	泉泉
二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二七四、〇〇〇
一五、〇〇〇	一四、〇〇〇	四、五〇〇	一四、〇〇〇	四、〇〇〇	一六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一七七、六〇〇

依克明安旗康德元年度歲入一覽表

科	目	康德元年度 收入決算數	備	考
地租收入	大同元年地租	三七、四六〇・一五	駐泰安鎮租賦局徵收地租二千八百六十三元一角四分駐拜泉租賦局徵收地租二千八百九十九元九角七分	
	大同二年地租	七、六四二・三二	駐泰安鎮租賦局徵收地租二千八百六十三元一角四分駐拜泉租賦局徵收地租二千八百九十九元九角七分	
	大同二年地租	八、七五五・七五	駐泰安鎮租賦局徵收地租二千九百九十一元五角六分駐拜泉租賦局徵收地租二千九百九十一元五角六分	
	康德元年地租	二一、〇六二・〇八	駐泰安鎮租賦局徵收地租三千九百七十元零八角三分駐拜泉租賦局徵收地租三千九百七十元零八角三分	
街基租收入		三二七・八五	本旗駐泰安鎮租賦局徵收大同元年泰安鎮街基租大洋五十二元二角八分	
	大同元年街基租	五二・二八	本旗駐泰安鎮租賦局徵收大同二年泰安鎮街基租大洋五十二元二角八分	
	大同二年街基租	五二・二八	本旗駐泰安鎮租賦局徵收大同二年泰安鎮街基租大洋五十二元二角八分	
	康德元年街基租	二二三・二九	本旗駐泰安鎮租賦局徵收康德元年泰安鎮街基租大洋二百二十三元二角九分	
地方捐收入	割草刀票捐	一七〇・五〇	本旗生計地割草刀票捐每張五元全年發出二十五張計大洋一百二十五元	
	營業捐	四五・五〇		
	遠警罰款	二一六・二五		
司法收入	遠警罰款	二〇六・二五	本旗司法費全年收入二百零六元二角五分	
	訴訟費	一〇・〇〇	本旗訴訟費全年收入十元	
綜計		三八、一七四・七一		

(龍江省公署民政廳調)

依克明安旗公署康德元年度歲出一覽表

(龍江省公署民政廳調)

科	款	項	目	決算額	預算額	附記	
旗公署經費	一俸薪	一	扎薩克年俸	七、六〇・三三		扎薩克年俸はもと全年收入十分之四とし二萬二千三百八十一元を支出せるも康德元年份は稅收少なき爲め全年僅かに七千六百二十元零六角三分を支出す。	
			二	旗長俸給	二、〇八五・〇〇		康德二年二月より六月に至る五ヶ月間分俸給
			三	扎薩克公署職員薪金	七、一五・四四		本旗前扎薩克公署章京一員梅倫二人佐領四人扎蘭二人筆帖式六人自康德元年七月一日至本年一月末日七個月份薪金及夫役工資七千二百三十五元四角四分
			四	職員薪金	二、九三八・五九		本旗公署本年二月改組し科長三員秘書一員股長二員科員五員自二月至六月五個月份薪金二千九百三十八元五角四分支給
			五	僱員薪金	五、七・六六		本旗公署本年二月改組僱員七員を自二月至六月五個月份薪金五百三十七元六角六分支給
			六	夫役工資	一、七二・六四		本旗公署差役六名厨役二人夫役一人自本年二月至六月五個月份工資二百七十二元六角四分
			二	辦公費	四、一九五・七七		
			一	扎薩克公署	二、一〇八・一九		前扎薩克公署自康德元年七月一日至本年一月末日七個月份內部辦公應用文具紙張筆墨伙食消耗旅費郵電及其他各費共大洋二千二百零八元一角九分
			二	備品費	九五・三三		本旗公署自二月至六月末日需備品費九十五元二角二分
			三	文具紙張	一七・七二		本旗公署自二月起至六月末日文具紙張印刷費一百七十二元七角一分
四	消耗品費	五五・八五		本旗公署及前扎薩克公署全年度消耗品費五百五十二元八角五分			

三 隊保安	五	郵電費	七・三一		本旗公署自本年二月至六月郵電費七元三角一分
	六	修繕費	四、五・三〇		本旗公署及扎薩克公署全年度修繕費四百五十一元三角
	七	雜費	三、五九・六三		本旗公署及扎薩克公署全年度雜費三百五十九元六角二分
	八	旅費	三、四八・五七		本旗公署自二月至六月旅費三百四十八元五角七分
	一	保安旅薪餉	五、八〇六・八六		本旗公署及扎薩克公署全年度薪餉四千六百七十五元零一分
	二	辦公馬乾	四、六五・〇一		本旗公署及扎薩克公署全年度辦公馬乾六百元
	三	被服費	六〇〇・〇〇		本旗公署及扎薩克公署全年度被服費五百三十一元八角五分
	四	教育費	五三・八五		
	一	蒙旗教育委員會補助費	六六九・九七		本旗公署蒙旗教育委員會省補助費五百四十五元
	二	學校費	五四五・〇〇		本旗小學校經費不足の爲め維持困難に陥り康德元年一月停止し本年六月一日爾開す、之に對し教員薪金及辦公經費一百二十四元九角七分支給す
五 臨時預備費	一	臨時預備費	二、二四六・一一		本旗公署蒙旗教育委員會省補助費五百四十五元
	二	學校費	二、二四六・一一		本旗小學校經費不足の爲め維持困難に陥り康德元年一月停止し本年六月一日爾開す、之に對し教員薪金及辦公經費一百二十四元九角七分支給す
	三	被服費	二、二四六・一一		本旗公署蒙旗教育委員會省補助費五百四十五元
六 租賦局	一	拜泉租賦局費	七、一三三・六四		全年度交際招待各特別費及補助蒙旗辦事處慈善宗教等各費用二千二百四十六元一角一分
	二	泰安租賦局費	四、四四三・〇〇		拜泉租賦局康德元年七月一日至十二月末日經費二千三百二十三元本年一月一日至六月末日經費二千一百二十元全年度經費四千四百四十三元
二	泰安租賦局費	一、九〇八・〇八		泰安租賦局康德元年七月一日至十二月末日經費九百三十九元五角本年一月一日至六月末日經費九百六十八元五角八分全年度共支經費一千九百零八元零八分	

明 說	經 常 部 支 出	七 積欠租賦局 薪餉公虧	八 年度賞 與金	一 旗署及所屬 年度末各機 關賞與金	四 克東縣公署 徵費	五 克山縣公署 徵費	三 依安縣 徵租處費
一、本旗公署康德元年度歲出決算統計國幣四萬五千二百八十五元零八分 二、本署康德元年度歲出決算もと江洋及江市錢を以て本位とせるも茲には繁冗扣合を避け幣制に合致せしむる見地より 國幣に劃一寸	四五、八五・〇八	三、〇七・四四	一、五七・三三	一、五七・三三	一一・五〇	一七・五〇	五〇二・五六
		大同元二三年本旗租賦局は事變の爲め收入停頓積欠す、拜泉租賦局公虧は本年度補給三千零七十六元四角四分		本旗公署職員及保安隊小學校各租賦局本年度未賞與金は原則として七割五分とし七成五範圍支給共計國幣計一千五百七十七元三角三分	克東縣署代徵經費康德元年七月一日至十二月末日支經費七十五元本年一月一日至六月末日日經費三十六元五角全年度經費一百一十一元五角	克山縣署代徵經費康德元年七月一日至十二月末日日經費一百六十七元五角	依安徵租處康德元年七月一日至十二月末日日經費二百七十四元本年一月一日至六月末日日經費二百二十八元五角六分全年度經費五百零二元五角六分

依克明安旗康德二年度豫定歲入細目表

(龍江省公署民政廳調)

科 目	項 目	金 額
一 蒙 租	蒙 租	三二、四九八

依克明安旗康德二年度豫定歲出細目表

(龍江省公署民政廳調)

科 目	項 目	金 額
二 雜 收 入	蒙 租	三一、七五一
	街 基 租	七四七
	草 刀 捐	七五
一 旗 公 署 費	俸 給	七、七〇二
	事 務 費	二、九四〇
	俸 給	四、七六二
	事 務 費	八、四五六
二 自 衛 團 費	俸 給	六、五一六
	事 務 費	一、九四〇
三 教 育 費	俸 給	六、〇三二
	事 務 費	一、五六〇
	教育補助費	二、八二二
	教育補助費	一、六五〇

特爾伯特旗康德二年預定歲出細目表

科	款	項	目	金	額
一	蒙	租	蒙	租	六、九四九
			街	基	六、八二九
			墾	殖	一一〇
			魚	網	一一、七八〇
二	旗	稅	燒	商	三、四四八
			魚	網	三、四四八
			魚	股	三、二五〇
			魚	抽	三、二五〇
三	財產	收入	土	鹽	三、二五〇
			草	刀	三、二五〇
			舖	捐	三、二五〇
			舖	捐	三、二五〇
四	雜	收入	舖	捐	三、二五〇
			草	刀	三、二五〇
			土	鹽	三、二五〇
			舖	捐	三、二五〇

特爾伯特旗康德二年預定歲入細目表

科	款	項	目	金	額
四	財務	費	俸	給	五、八八八
			事	務	二、五二〇
五	努圖	克費	俸	給	三、三六八
			事	務	一、三二〇
六	特別	費	嘎	查	四二〇
			事	務	三六〇
七	衛生	費	寺	廟	四〇〇
			放	包	四〇〇
八	賞	與	衛	生	一五〇
			賞	與	一五〇
九	豫	備	豫	備	四五〇
			費	費	二、一二五

部	常					部
	一 旗公署費	二 自衛團費	三 教育費	四 財務費	五 努圖克費	
	事 俸	事 俸	事 俸	事 俸	事 俸	
	務 給	務 給	務 給	務 給	務 給	
	費 給	費 給	費 給	費 給	費 給	
	八、一〇一	三、〇六〇	五、〇四一	八、七一六	七、四一六	
	一、三〇〇	三、二五七	一、六二〇	六、一七	一、〇〇〇	
	二、一九二	九〇〇	一、二九二	二、三三一	一、五八四	
	四九七	二五〇				

部 時 臨	六 特 別 費	
	治 安 維 持 費	六 特 別 費
	俸 給	俸 給
	六〇〇	六〇〇
	三〇	二三〇
		二〇〇

第四項 現行地方税制と其の改革

滿洲國成立後財政部の税制に對する態度は地方税制方面にも反映し來り、財政的中央集權の確立を期せんが爲め現行税捐は其徵收機關の如何を問はず従前中央並びに省政府の歳入に屬せしものは總て之を國税とし、其他は之を地方税として市縣及び設治局の收入に歸せし、むる事とし(大同元年九月十九日財政部訓令第七十六號)從來省財政廳に於て徵收せしものを國税として引揚げた外、國税と地方税を劃分し、又舊政權治下に於ける甚しき惡税の應急的改廢を行ふと共に、其甚しからざるものは漸進的に改革を行ふこととし、先づ軍備補助の名を以て人民を重壓せし給養雜捐は一切免除せられ(大同二年七月二十九日民政部訓令第四七五號)次いで大同二年十二月には「各市縣にて徵收の車牌捐暫行規則」(康德元年八月には「地方税捐規則」を公布したのである。

斯くの如くにして政府は漸次地方税改正に意を用ひ特に民政部に於ては、縣市に於ける地方税制の整理に關し着々成案の作成に努めた結果、本年八月二十四日地方税法及同法施行規則を公布する運びとなり、來年一月一日より之を實施さるゝ事となつた。本税法は地方財政上最も重大なる關係を持ち一般の最も關心する處であるから、茲に現行税制の概要を明

かにすると共に新税制改革の趣旨を概説する事とする。

一、現行税制の概要

税制整理の問題が各般の施設中最も重要にして且つ焦眉の急務である事は、建國前民國政府に於ても論議せられ、殊に民國十九年に組織された東三省金融整理委員會が、前後數十回に亙る調査討議の結果に成る遼寧省財政問題と題する建議書中にも此の趣旨を掲げて居る。

省地方税、縣市地方税の兩者必ずしも同一とは言ひ得ぬけれども、従前の地方税は全く國家的統制の外に置かれ、各省各縣市當局は各自由の立場に於て之を設定又は變更するのみならず、財政に一定の計畫なきが爲め目前の需要を充たすに汲々として、朝に一税を設け夕に一捐を増し、所謂肉を削りて瘡を補はんとするの類であつて、而かも徵税の便宜のみ重んじた結果は殆んど目的課税乃至目撃課税に墮し、租税制度なしと斷ずるも差支なき混亂状態に置かれて居たのである。

従て地方税負擔の赴く所、國民の大宗である農民下層階級への重課となつて現はれたに對し、軍閥、官僚、政商、緣故者等は課税の埒外にあつて、何等の負擔を分擔しない實状にあつたのである。右の様な事情の下にあつた地方税が制度として見ても、個別的に見ても租税本然の機能に悖るものゝ多いことは當然であつて、即ち

- (一) 課税の便宜に重點を置く結果負擔の平等原則が閑却され、殊に階級的に極めて不公平であること
- (二) 目撃課税に墮したる結果物税偏在に陥入つて居ること
- (三) 國家的統制を欠く區々不統一なること
- (四) 課税に當り經費の減少のみに捉はれ、請負又は代徵の方法に依るもの多く爲めに税金散逸の虞極めて大であること
- (五) 地方歳入の弾力性が缺けて居ること

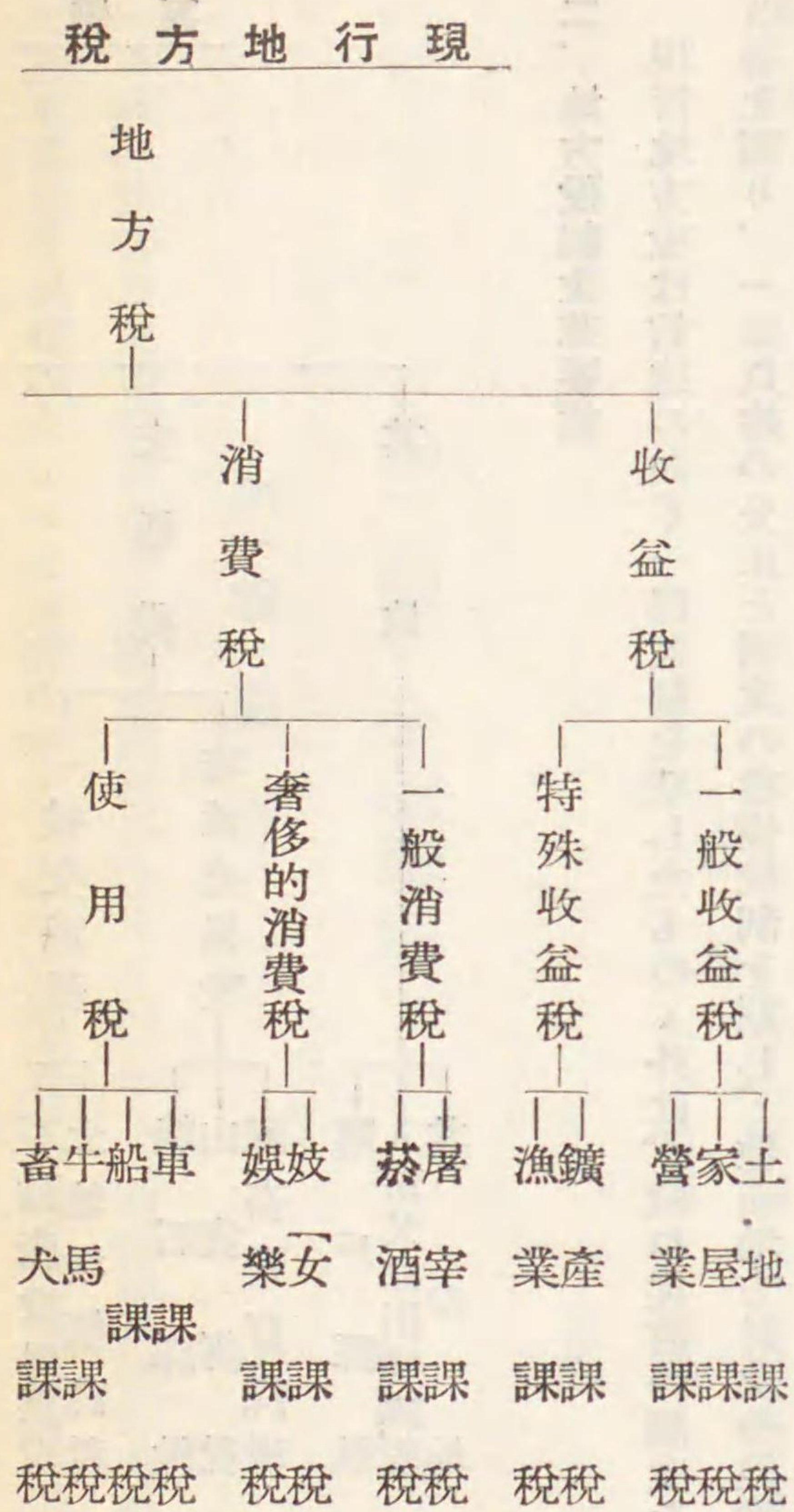
等其の主なるものである。

我國建國の際は事情上已むを得ず從來の地方税を其儘踏襲し、大同元年九月國地税の劃分を行ひ、各省毎に分離交錯したる國地税の收入區分を一應明確ならしめ、應急過度的の辦法を講ずると共に、後述の如く地方税制の全面的整理、改善を企圖し之が準備調査に着手したのである。

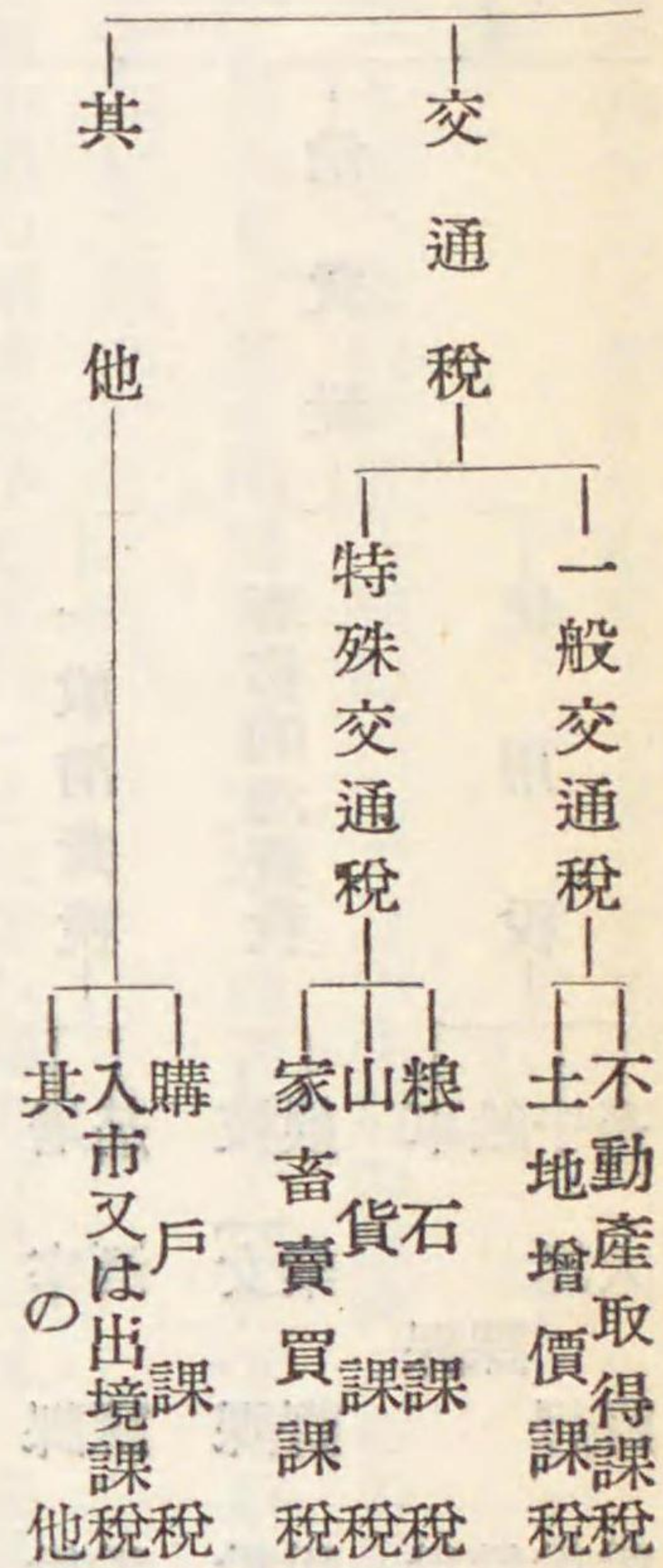
尙ほ地方税制の全面的整理に先立ち、大要左の如く二三の特定税種目の統制を試みたのである。

車牌捐(農用車税)の如きは最も移動性に富む物件に對する課税であるから、過渡的整理の要を認め大同二年七月動もすれば陥り易き重複課税を嚴禁し、賦課の率及方法を統制して低賦課率地への移動を防いだのである。

又木材に對する課税は康徳元年八月國税木税の改正を機とし、鑛業に對する課税は康徳三年九月實施さるべき國税鑛業税の改正を機とし之を統制し、其の賦課率の限度を法定し以て負擔の公正を圖ると共に、税源配分の適正を期したのである。現行地方税體系及其の税額概要は次表の如くである。



系體



二、地方稅制改革要領

現行地方稅は前述の如く一部統制を期したものの外は、概ね従前の制度を踏襲したに過ぎず、従つて可及的速かに之が改善を圖り、一面負擔の公正と制度の整備統制を期し、他面地方財政の健實なる進展に資すると共に、日本人課稅問題の解決を促進し、日滿渾然一體の實を擧ぐることゝ邁進せねばならぬ。

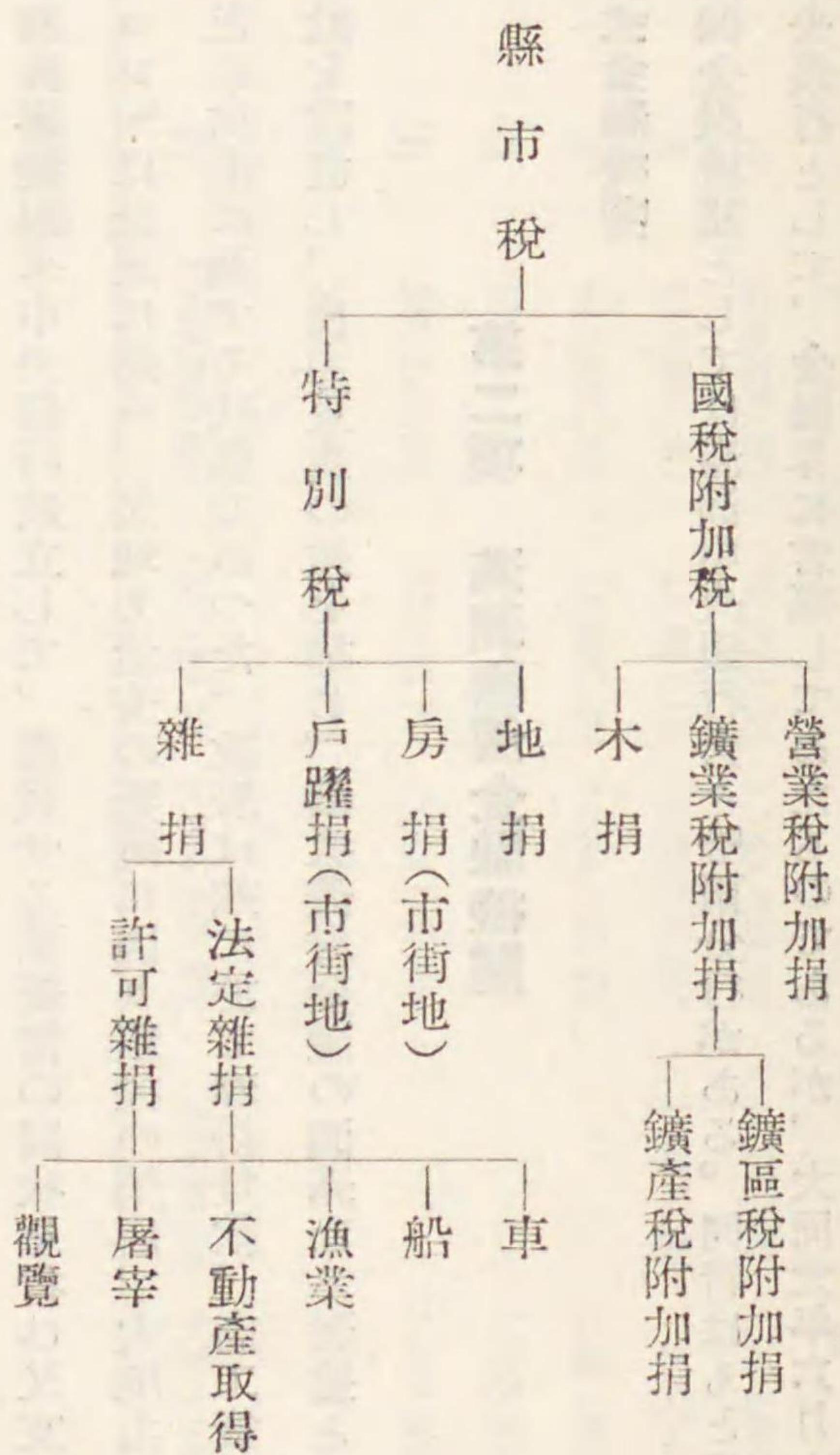
而して之が整理の方針は、第一に現行稅制の缺點を是正するに在ること勿論であつて、今次の整理に當つては次の諸點に其の重點を置いたのである。

- (一) 負擔に急激なる變動を來さしめざることを念慮し、可及的負擔の普通公正化を圖ること。
- (二) 國稅制度との調整を圖ること。
- (三) 歲入の確保を期すると共に國民の權利の伸張を圖ること。
- (四) 國家的統制の實を擧ぐること。

而して從來地方稅は各縣區々に定められたもので何等其の據るべき成法なく、監督指導上不便少なからざりしに鑑み、稅制改革に當り、地方稅法並同法施行規則を制定し、以て課稅權の所在を明確ならしむると共に全國的に統制ある規格の

下に課稅權を行使せしむることゝし其の監督指導の周到を期することゝなつた。
改正地方稅制に於ける體系は、國稅附加稅制度と特別稅制度との併用制を採る事としたが、之を表示すれば次の如くである。

改正地方稅制大系
(康德三年一月一日施行)



第二節 金融機關

第一項 概說

本省に於ける金融機關は滿洲國全般に於けると同じく、滿洲國自體の金融機關と、外國系金融機關とに二大別され、更に滿洲國側金融機關としては大體に於て、從來の錢莊其他舊式機關と新式銀行とに分つ事が出来る。

由來滿洲の金融機關は極めて幼稚なもので、其の發達は一九〇五、六年後に係るものと稱せられ、殊に民國以來目醒しい發展を遂げたものである。然るに之が發達の中心は大都會に限られ、地方金融機關は依然として極めて幼稚の域を脱し得なかつた。而かも住民の九割を占むる農民生活の程度は極めて低く、今日の資本階級に對立する能はず、又一面農民金融方面より見るに官銀號（現在の中央銀行）其他銀行各地儲蓄會等の機關はあるが、其の利息は月一分二三厘より二分以上及び、而かも抵當物を要する外、確實なる保證人を必要とし、其の取扱ひ甚だ酷にして此等機關の存在は一部地主階級を利用するに止まり、一般農民は何等の恩惠を蒙る處なき有様であつた。

然るに滿洲事變以來中央銀行成立して、濫發せる舊紙幣の回収を行ひ又支那系資本の本國に引揚ぐるもの少からず、「デフレーション」は急速に進み、又地方治安の紊亂に因り糧棧の閉店、大地主の移住するもの多くして、地方農民金融全く梗塞し、正に枯渴に瀕する状態であつた。政府は茲に於て春耕貸款、商工貸款等の辦法を以て應急的融資を圖ると共に、金融合作社を設置し、自力更生の途を構じ、漸次農村金融の圓滿なる發達と農民の福祉増進に努めてゐるのである。

第二項 滿洲國側金融機關

(一) 新式金融機關

滿洲國側金融機關としては滿洲中央銀行齊々哈爾分行がある。同行はもと黑龍江官銀號と稱し發券銀行として、本省に於ける中央銀行として、金融界に君臨してゐたものであるが、大同元年六月十五日滿洲中央銀行創立せらるゝや、舊來の發券銀行たりし東三省官銀行、吉林永衡官銀錢號及び邊業銀行と共に之を統一し、黑龍江官銀號は中央銀行齊々哈爾分行として同年七月一日營業を開始し今日に及んでゐる。

中央銀行齊々哈爾分行 (康德二年上半年期)

月 別	預		貸		出		爲		入		掛		替	
	國 幣	金 票	國 幣	金 票	國 幣	金 票	受 國 幣	金 票	入 國 幣	金 票	掛 國 幣	金 票	出 國 幣	金 票
一 月	575,830.20	22,273.58	1,749,059.98	15,000.00	1,964,568.70	63,722.69	1,712,166.06							
二 月	619,997.43	14,651.70	1,623,320.52	15,000.00	964,545.35	27,303.35	1,231,703.11							30.00
三 月	653,895.55	16,060.29	1,614,145.48		1,686,608.30	36,017.15	1,154,317.83							
四 月	518,994.79	18,588.19	1,591,377.07		1,143,932.31	102,822.28	1,166,160.49							21,052.90
五 月	586,749.29	23,028.70	1,534,067.68		1,261,421.41	96,495.78	1,210,187.05							5,466.00
六 月	585,473.69	31,177.85	1,094,834.38		1,298,911.61	104,698.76	1,107,339.25							4,340.50
合 計	3,540,940.95	125,780.32	9,206,865.06	30,000.00	8,319,987.68	431,060.01	7,581,873.79							30,889.40

(二) 舊式金融機關

本省内舊式金融機關としては儲蓄會、銀號、票莊、錢莊、錢舖、當舖等がある。爲替及び貸付を專業とする票莊は新式銀行の出現と共に消滅し、銀錠を鑄造し、預金及貸付をなす。儲蓄會、銀號は殆んど同性質のものであるが唯異なる所は銀號は法律的に株式會社なるも、儲蓄會は然らず、共に農商民の預金貸付を業としてゐる。錢莊は個人或は合資組織による兩替商にして、外國貨幣の投機的賣買を營業とし、傍ら爲替及貸付を營むものである。錢舖は小資本にて専ら兩替及び外國紙幣の賣買を主業となし、一般貸付をなすものは稀であるが中には預金、貸付等を營むものなしとしない。當舖は所謂質屋にして舊式機關中最も多數を占むるものは錢舖である。

以上に於て明かなる如く儲蓄會、銀號、錢莊、錢舖等は其業務上より見れば實質的には銀行業務と何等變る處なく唯其經營、商慣習に於て新舊の相違あるのみである。然るに銀行は一般公衆の利害に關する所多く、且つ國家産業の興亡にも密接なる關係を有するが故に、政府は之が指導誘掖に努むると共に適當なる取締を行ひ、産業の健全なる發達を助成せんが爲め大同二年十一月教令第八十六號をして銀行法を公布し(一)預金の受入、金錢の貸付又は手形の割引を併せ爲すこと(二)爲替取引をなすことの何れかに該當する業務を営む者は、其名稱の如何に拘らず總て之を銀行となし、舊來の銀行にして銀行業務を繼續して營まんとするもの及び從來實質的に銀行業務を営み來りしものにして、將來銀行として營業をなさんとするものに對しては、康徳元年十二月末を限り財政部大臣に對し許可申請をなさしむる事とした。其結果在來の錢莊、錢舖或は銀號にして新たに銀行法に據り營業を爲さんとするもの多きを加ふるに至つた。舊式金融機關も亦近代的都市に多く集中し、縣城鎮には僅かに當舖あるのみで、錢舖の存する所は極めて稀である。而かも事變と共に之等地方に存在するものは殆んど閉店し、其復活は他種當舖に比し極めて遅々たるものである。

省 内 當舖 一 覽 表 (康徳二年十二月末現在 滿洲中央銀行調査課調)

所 在 地	當舖名	稱	設 立 年 月 日	備 考
齊 々 哈 爾 濱	天 寶	當舖	民 國 4 年 9 月	
	義 生	當舖	道 光 20 年 1 月	
	裕 豐	當舖	民 國 9 月 1 日	
	鼎 恒	當舖	不 明	

南 滿 洲 省	利 義	當舖	同 不 明	
	萬 義	當舖	民 國 12 年 1 月	
	義 泰	當舖	民 國 12 年 10 月	
	利 德	當舖	大 民 1 年 8 月	
	接 隆	當舖	大 民 18 年 5 月	
	厚 世	當舖	同 統 11 年 3 月	
	廣 公	當舖	宣 統 1 年 2 月	
	公 濟	當舖	民 國 19 年 6 月	
	接 濟	當舖	大 康 元 年 4 月	
	接 濟	當舖	大 康 元 年 2 月	
	昌 昌	當舖	大 康 元 年 4 月	
	接 昌	當舖	大 民 19 年 7 月	
	陸 順	當舖	大 民 19 年 3 月	
	洪 仙	當舖	大 康 元 年 5 月	
	義 有	當舖	同 康 元 年 4 月	

せんとしたが、種々の理由に因り充分なる運用を見るに至らざりしのみならず、商民は依然として金融難に追はれてゐたので極めて簡単に、而かも出来得る限り低利の貸付をなし得ると共に相互扶助、自力更生を根本精神とする協同組合の組織により、地方の實情に關する金融合作社創設を要望するの聲漸く旺んとなつた。斯くて之が設立に就ては先づ奉天省公署に於て成案を作成し、中央政府に申請、特別法の制定により奉天省内に多數の金融合作社を設置せんとしたが、地方治安は未だ之を許さざるものあり、大同元年度に於ては取扱へず省内治安最も確立せる瀋陽及復縣の二縣に設立する事となり爾來縣民の利用多く成績良好なるに鑑み、政府は之を全滿に普及せんとし金融合作社に關する事項を中央財政部に於て管掌すると共に其數を増し、舊奉天省内八縣の外、舊吉林省永吉縣、舊黑龍江省龍江縣に之を新設する事とし、本省内に於ても克山縣其他に漸次之を普及せしむる事としたのである。

斯くて康德元年九月十七日金融合作社法發布せられ、爾來業務、職員に關する諸規程並に準則相次いで定められ、庶民金融機關として健全なる歩調を進めてゐる。

該金融合作社は金融合作社法（第五條）に於て左の業務を營む事と規定せられてゐる。即ち

- 1 社員に對する貸付（保證貸及擔保貸付）
 - 2 社員又は財政部大臣の認可を受け、社員ならざるもの、預金受入
 - 3 社員又は財政部大臣の認可を受け、社員ならざるもの、定期預金の受入
 - 4 財政部大臣の認可を受け手形割引をなすこと
- 之等業務に就て最近統計を示せば左表の通りである。

龍江省金融合作社短期貸款貸出狀況（康德二年十月末現在 龍江省公署民政廳編）

縣別	擔保		定期貸款合計	期貸		付		保		證		貸		付		貸款總額	貸款人數	一人當貸款額
	人數	貸款合計		一人當貸款額	貸出全額對ナル%	人數	貸款合計	一人當貸款額	全貸出對ナル%	貸款總額	貸款人數							
克山	851	160,022.00	188.00	95	97	6,995.00	72.11	5	167,017.00	948	176.17							
依安	832	188,245.00	265.25	100					188,245.00	832	226.25							
富裕	1	15.00	15.00	0.5	533	17,753.00	33.30	95.5	17,768.00	533	33.30							
拜泉	394	82,530.00	209.46	97	21	1,730.00	82.38	3	84,260.00	415	203.00							
龍江	61	7,375.00	120.90	36	309	12,985.00	42.00	64	20,360.00	340	59.88							
洮南	742	49,550.00	66.77	98	19	965.00	50.78	2	50,515.00	761	60.37							
洮安																		
洮南																		
洮安																		
訥河	735	44,320.00	99.58	81	220	10,415.00	47.34	19	54,735.00	655	83.56							
克東																		
大赉																		
泰來																		
開通																		
明水																		
合計	3,316	532,057.00	160.45	91	1,199	10,843.00	42.40	9	582,900.00	4,484	129.99							

備考

1. 長期貸款ナキニヨリ全縣設備ヲ省略ス

- 2. 擔保貸款及保證貸款人員合計數ト人員數ト不一致ナルハ同一人ニテ擔保貸款ト保證貸款ヲ借りタル者アル爲ナリ
- 3. 洮安、克東、大齊、泰來、開通、明水ハ未ダ貸出ヲ開始セズ

(ロ) 大興股份有限公司

舊軍閥時代奉天、吉林、黑龍江各省官銀號は其の附屬營業として、滿洲特産物の賣買を初め當舖、電燈、水道、鑛山、製粉、酒造、製織、油坊、航運、印刷、林業、製鹽等殆んど凡ゆる部門に亘る事業に投資し、或は直接經營をなし、其數六十有餘店に達してゐた。然るに滿洲建國後滿洲中央銀行創設せらるゝや、之等附屬事業は同行の手に移る事となり、之が統制機關として同行内に中央實業局を設け、之が整理廢合を行ひ漸次分離、獨立せしむることゝし遂に大同二年六月分離計畫成り、之等附屬事業中三十八店を合して大興股份有限公司を設立するに至つた。本公司は本店を新京に置き本省内には分店營業店を設けてゐるが其營業の根幹たるは當業（質屋業）にして、庶民金融機關として重要な役割を演じてゐる。擔保品は各種衣服類、毛皮類、貴金屬、銅錫物其他軍器、穀物不動産を除く動産にして、貸出利率は時に依り異なるも最近は月三分、期限は普通十二個月乃至十八個月、貸出總額國幣六、七百萬圓に達すると云ふ。

今本省内營業店を一瞥すれば次の如くである。

省内大興公司營業店一覽表

(康德二年十二月二十日現在)
大興公司計畫課調

所	在	地	店	名	業種	開設年月日
齊々哈爾	興隆街路北四		齊々哈爾廣信當	齊當	當	康二、二、二〇
	朝陽街路南二八		同	接當	同	
	永安里芙蓉街路南三六		同	永安里當處	同	
訥河	東柴市街伊家胡同路南六		同	東柴市處	同	康二、四、一
拜泉	北大街懋南胡同路北一六		同	訥支當	同	康元、四、三
洮南	拜泉國光南大街路東二四〇		海倫廣信當	拜支當	同	康元、四、七
	興隆中街路南一		洮南公濟當	洮當	同	康元、四、二五
	城内福順西街路二三		同	接當	同	
洮安	四通路北四		同	城支當	同	康二、一一、一一

(ハ) 商工復興貸款

地方金融難緩和を圖らんが爲め既に農民に對しては春耕貸款の貸出あり、同時に商工業者をも併せ救済し、農商工の復興を計り以て産業を助長せんとする機運濃厚となるに及び、康德元年商工復興貸款の貸放をなすことゝなつた。即ち水災匪禍等により被害を蒙り、窮乏せる商工業者又は特産買付資金に窮乏せる商工業者にして、借受希望者を以て組織せる各縣商工復興資金借款會會員に對し、其運轉資金として、中央銀行より貸出したのである。之によれば借受希望者は適當と認めたる房照、地照其他の動産、不動産を擔保として提供するを要し、滿洲中央銀行及商工復興貸款監理委員會縣分會は擔保物件の評價協定をなし、縣分會保證の下に、不動産に就ては評價々格の百分の六十を限度とし、動産に就ては百分の七十を限度として貸放するものにして擔保貸付としては一人三千圓、保證貸付にありては千圓を越ゆるを得ざる事とした。而して擔保物件を有しないものは借款會々員十名以上の連帶保證書を以て之に代ふるを得せしめ、月息七厘（銀行計算による）にして、借受期日より一ヶ年以内に元利を完済するを要し、若し六ヶ月以内に完済したる時は月息六厘五毛、一ヶ年を経過し尙完済するを得ざる場合は該延滞金額に對し月息一分の利息を附することゝした。

今本省商工復興貸款貸放最近の情況を市縣別に見るに次の如し。

縣別商工貸款(貸放)同收一覽表

(康德二年十月末現在)
滿洲中央銀行管理課調

縣別	貸付行名 (中央銀行)	原放額		收回額	收回率(%)	現在餘額		收進利息
		戶數	金額			戶數	金額	
克山	克山支行	七	二二,000.00	二二,000.00	100	—	—	一,三三.三六
龍江	昂々溪支行	一七	一七,七〇〇.〇〇	一五,九二五.〇〇	九	二	一,七五.〇〇	一,八七.五六
小計		二四	三九,七〇〇.〇〇	三六,九二五.〇〇	九三	二	一,七五.〇〇	三,二〇.九二

(四) 特殊金融

(イ) 春耕貸款

大同元年度に於ける春耕貸款は兵匪、水災を被れる貧農、春耕の爲め百响以下の自作農に對し、各縣々長責任の下に無利子を以て貸放し、秋期收穫と共に回収するを條件としたものであるが、偶々大同元年の大水災の爲め大部分之が救済に使用せらるゝ事となつた。

大同二年度に於ては前年度水災の被害もあり、春耕貸款の必要切實なるものがあつたので、早春より春耕貸款辦法を定め水災、匪禍により窮乏せる農業經營者に對し、同年耕作に必要な種子、勞力等の諸經費に充當する資金として、既墾地一响に付國幣三圓を限り(一戸當り一五〇圓を超過するを得ず)特定限度に於て滿洲中央銀行より貸出すこととなつた。之れが爲め省に春耕資金監理委員會本部を、縣に同分會を置き資金借受人の認定、金額の査定、元利支拂の鑑定、其他の重要事項を審議せしむる事とした。本貸款の貸放は既墾地を擔保とし、省監理委員會縣分會保證の下に行ひ自作農にして之が借受をなさんとする者は農耕實力の窮乏せる地主、自作農及び地主を連帶債務者とするを要し、月息八厘にして

翌年四月末までに返済せしむる事とした。
然るに本貸款は手續繁雜なるのみならず、一响當り貸放額過少にして且つ地理的に不利なる地方農民は、其借受到費用嵩み實際受取額は些少となるのみならず、又兵亂其他の爲め擔保に供すべき地券を喪失するもの少からずして、本貸款は充分なる目的を達成するに至らざる嫌なしとしない。

政府は茲に鑑みる所あり、康德元年度に於ては前年度と同組織なるも貸放條件を緩和し「農民復興貸款」として天災、匪禍により窮乏せる農民に對し特定限度に於て復興資金を貸與することとなつた。即ち本貸款を借受けんとする者は既墾地の地券を擔保とするを要するも、擔保物件を有せざる者は村長、十家長、地方紳士を含む五名以上の連帶保證書を以て之に代へ、均しく農民復興貸款監理委員會及同縣分會の保證を受け借款をなすことを得る事とし、借受金額は既墾地一响當り國幣九圓(一戸當り四五〇圓を超過するを得ず)を限度とし月息七厘(銀行計算法による)貸付日より三年以内に元利の完済をなすを要し、貸付期日を康德元年六月末と定めしたのである。
今大同二年度及康德元年度貸放狀況を見るに次表の如くである。

大同二年度春耕貸款(貸放)同收一覽表

(康德二年十月末現在)
滿洲中央銀行管理課調

縣名	貸付行名 (中央銀行)	原放額		同收額		合計	收回率%	現在餘額		收進利息
		戶數	金額	金額	金額			戶數	金額	
明水	明水辦事處	三,七四四	三九,〇〇〇.〇〇	—	三九,〇〇〇.〇〇	三九,〇〇〇.〇〇	100	—	—	三五.六八・九〇
依安	齊々哈爾分行	一,八一〇	二五,〇〇〇.〇〇	四〇〇.〇〇	二四九,五〇〇.〇〇	二五〇,〇〇〇.〇〇	二九.八	—	—	三三.四六・三九

縣名	貸付行名	原放		合計	收回額	收回率	現在餘額		收進利息
		現金	轉期				戶數	金額	
大饗	大饗支行	七〇,一三八・九〇	一三四,四八七・一〇	一,一一五	二九,四九六・三元	一五	一,〇八三	一〇,三七八・〇八	
泰康	齊々哈爾分行	三三五	三九,九三〇・〇〇	一七,〇一一・七〇	三九,九三〇・〇〇	四三	一	三,三五〇・九七	
景星	〃	一四四	二四,六五二・〇〇	六五〇・二〇	二四,〇〇一・八〇	三	一	二,一九四・五九	
克東	克東支行	一,四九四	一七八,八三三・〇〇	一,九九〇・三七	一七七,八一三・〇〇	一	一	一,〇〇〇・〇〇	
富裕	齊々哈爾分行	五六九	五七,九〇〇・〇〇	七九四・〇〇	五五,九六一・〇〇	一	一	五,一〇八・五九	
泰來	泰來支行	一,一四四	一八一,一〇三・〇〇	五,五四二・〇〇	一五三,一八七・〇〇	三	三	一四,九五五・六〇	
嫩江	嫩江辦事處	七三九	七五,二〇四・〇〇	七三一・〇〇	五八,八七一・〇〇	九	二	五,九一四・六七	
德都	克東支行	五一〇	七九,〇〇〇・〇〇	四〇・〇〇	六二,二〇九・〇〇	五	一	五,七四四・六四	
克山	〃	二,〇九六	四三〇,八三九・〇〇	五,七六一・九六	二六八,一九五・〇一	一	一	二七,六三四・六五	
龍鎮	北安鎮辦事處	二五八	四七,六一一・〇〇	三,二四三・〇七	二七,四〇三・六七	六	一	四,七九三・九三	
通北	〃	三五五	六三,三五六・〇〇	四六〇・〇〇	三三,九八三・〇〇	七	一	四,三六八・五〇	
訥河	訥河支行	二,〇一五	二六六,〇五一・〇〇	六,六五七・七九	一三八,六三六・〇九	二	一	二二,三六六・六三	
拜泉	拜泉支行	四,三四〇	七四四,〇〇〇・〇〇	一七,六六一・二四	三八四,七六三・七六	二	一	四二,五七二・八一	
林甸	林甸支行	一,七七五	三三三,七九一・〇〇	九,八八五・〇〇	一七三,四五四・二五	二	一	二二,〇三八・六六	
龍江	齊々哈爾分行	四,二六五	三三三,四九五・〇〇	二,三四七・〇〇	一〇四,六五三・〇〇	七	一	一〇,五一四・九七	
甘南	〃	三九〇	六〇,七五三・〇〇	八六六・〇〇	六七,三四一・〇〇	一	一	四,一〇一・六一	
安廣	洮南支行	二二〇	一〇九,九六〇・〇〇	三九三・七五	一〇九,五六六・二五	四	一	一一,八四四・九五	
洮南	〃	二五八	一〇〇,〇〇〇・〇〇	二,六三九・〇〇	九七,三六一・〇〇	三	一	一〇,七七四・一一	
嶺東	〃	一七五	九〇,〇〇〇・〇〇	七,五〇〇・〇〇	八二,五〇〇・〇〇	八	一	九,八八四・九二	

康德元年度春耕貸款(貸放)一覽表

(康德二一年十月末現在)
滿洲中央銀行管理課調

突泉	〃	六九	八〇,〇〇〇・〇〇	一五,四六七・〇〇	六四,五三三・〇〇	八〇,〇〇〇・〇〇	八〇,〇〇〇・〇〇	一九	一	二,九九二・一一
洮安	洮安支行	一〇四	八〇,〇〇〇・〇〇	一	八〇,〇〇〇・〇〇	八〇,〇〇〇・〇〇	八〇,〇〇〇・〇〇	一〇〇	一	八,四一七・三四
開通	開通辦事處	三八三	五〇,〇〇〇・〇〇	七,九七二・〇〇	四二,〇二八・〇〇	五〇,〇〇〇・〇〇	五〇,〇〇〇・〇〇	一〇〇	一	四,〇四九・七六
瞻榆	洮南支行	六三	四六,八三〇・〇〇	一,三〇〇・〇〇	四五,五三〇・〇〇	四六,八三〇・〇〇	四六,八三〇・〇〇	三	一	四,八〇二・四五
小計		二八,九六四・三五	一〇九,〇一九・〇〇	一三四,五三七・五二	九六九,八〇六・八六	三,一〇四,三四・四四	八,四二二,二四八・六四	八一六〇	一	三五,三八四・一三

縣名	貸付行名	原放		合計	收回額	收回率	現在餘額		收進利息
		現金	轉期				戶數	金額	
大饗	大饗支行	七〇,一三八・九〇	一三四,四八七・一〇	一,一一五	二九,四九六・三元	一五	一,〇八三	一〇,三七八・〇八	
明水	明水辦事處	一六〇,〇〇〇・〇〇	三八九,〇〇〇・〇〇	五六七・四	五四九,〇〇〇・〇〇	一四	四,三三三	一四,五七九・四八	
克山	克東支行	一三〇,九三三・四五	二六八,一九五・〇一	二,〇一七	三九九,一八七・四六	一三	一,八九三	一六,六〇七・八〇	
泰康	齊々哈爾分行	二九,〇一一・七〇	三三,九〇八・三〇	五五〇	五一,九二〇・〇〇	一三	五,一八	三,六五八・九〇	
拜泉	拜泉支行	三三九,〇五二・二四	三八四,七六三・七六	五,一八〇	六三,八二六・〇〇	一一	四,八〇八	一五,四九九・八三	
富裕	齊々哈爾分行	一七,〇〇〇・〇〇	五五,九六一・〇〇	七一四	七二,九六一・〇〇	九	七,二二	二,四九九・五四	
克東	克東支行	七五,九九〇・三七	一七五,八三三・六三	二,〇二二	一五一,八一三・〇〇	七	一,九九九	六,〇五一・二五	
訥河	訥河支行	一〇一,一九三・〇七	一三八,六三六・〇九	二,九五三	二三九,八九一・六	七	二,七九一	七,三五六・八六	
依安	齊々哈爾分行	七五,四四〇・〇〇	二四九,五六〇・〇〇	二,六三三	三三五,〇〇〇・〇〇	五	二,五九九	八,七五四・六三	

泰來	泰來支行	二元、九四〇・〇〇	一四七、六四五・〇〇	一、三八八	一七七、六〇九・〇〇	七、八三九・〇〇	四一、一八六	一六九、七七〇・〇〇	四〇、〇八四・三
嫩江	嫩江辦事處	三三、五四〇・〇〇	五八、八七一・〇〇	七〇六	八二、三五〇・〇〇	三、〇六〇・〇〇	三	七八、二六四・〇〇	六六・〇一
通北	北安鎮辦事處	二六、二九八・〇〇	三三、九八三・〇〇	四三〇	六〇、二八一・〇〇	二、〇六〇・〇〇	三	五八、二五五・〇〇	二、一七三・三九
龍鎮	〃	一三、九三九・〇〇	二七、四〇三・六七	二四〇	四一、三四三・六七	一、四六七・五五	三	三九、八七五・二	二、六五・六五
景星	齊々哈爾分行	一四、三三八・二〇	二四、〇〇一・八〇	二七〇	三八、三二〇・〇〇	一、五一九・〇〇	三	三六、九一〇・〇〇	二、三八七・六一
林甸	林甸支行	一〇七、八八九・七五	一七三、四五五・二五	一、八〇〇	二八一、三四四・〇〇	三、五四六・〇〇	一	二七七、七八〇・〇〇	四、一六四・三三
龍江	齊々哈爾分行	九八、三三三・〇〇	一〇四、六五三・〇〇	二、五五七	二〇三、八八六・〇〇	三、五四〇・〇〇	一	一九九、三六六・〇〇	二、九九九・八八
甘南	〃	一八、四七五・〇〇	六、七三四・〇〇	四二一	二五、一九一・〇〇	一、一九四・〇〇	四	二五、〇七・六〇	一、〇五一・八六
德都	克山支行	三〇、〇〇〇・〇〇	六、二九〇・〇〇	六三〇	九二、二九〇・〇〇	二、八〇〇・〇〇	三	九一、九九〇・〇〇	三、〇三六・一九
小計		一、二五〇、三六一・六八二	四八、二八八・六六	三、三〇三、六九八	六五〇・三九	三六、八九七・八六	八二八、八四三	三七一、七五・三三	一〇八、四八七・〇

(口) 農耕貸款

康德二年農耕貸款貸出に關しては關係各部會同協議の上、從來の如き春耕又は農民復興等一般的資金の貸出は之を中慮し、唯政府に於て資金の斡旋を爲すに非ざれば全然資金供給の途なく、農民を離散せしめ、農地を荒廢に歸せしむるの止あるものに付其の一部資金の貸出斡旋を行ふこととし、其の方法としては縣をして之が轉貸資金の起債を爲さしむることと決定し、貸款希望縣中原則として金融合作社所在の縣及他に資金を得る見込ある縣は之を除き、更に從來の此種貸款の償還狀況を参照し、各縣の内容に付厳選の上左記の通り農耕轉貸資金貸款實施要綱を定め、特殊の縣に對し貸放する事としたのである。

農耕轉貸資金貸款實施要綱

一、本貸款は縣債とし縣より農民に轉貸せしむるものとす。

一、起債要領

- (一) 起債名稱 農耕轉貸資金起債
- (二) 借入先 滿洲中央銀行
- (三) 借款利率 年六分五厘
- (四) 償還期限 次回糧石出廻期より第三年目の糧石出廻期に至る三回元金均等償還とす、但し繰上償還をなすことを得。糧石出廻期は概ね十一月乃至翌年二月を豫定するも、農家收入の地方的實狀に應じて之を定め、起債許可申請の際は何年何月と明示すること。
- (五) 償還財源 資金回收金及一般歳入
縣に於て轉貸資金を回收せるときは直に中央銀行に返還するものとす。

一、轉貸要領

- (一) 轉貸先 自作又は小作農に限ること。
- (二) 轉貸方法 なるべく現物(種子、家畜)を實際價格により貸付くこととし、出來得る限り現金貸付を避くること。
- (三) 轉貸條件
 - 甲、轉貸金額 一戸に付國幣百圓を限度とす。
 - 乙、轉貸利率 年利率一割八分以上とし縣内又は附近縣の金融合作社の貸付利率と均衡を保たしむ。
 - 丙、回收期限 なるべく借入年の收穫期に元利全額を償還せしむることとし、已むを得ざる場合に限り縣の起債償還期限以内に分期返還せしむる様になすこと。

丁、擔保方法 五人以上の連帯保證に依る信用貸とするも、擔保を徴し得るものは出來得る限り徴し置くこと

何れの場合を問はず別に村長、保、甲長又は之に準すべきものにして、地方的に責任を持ち得るもの

一人以上の償還保證人を取り置くこと。

一、右各項の外轉貸に關する詳細規程は關係各縣に於て適宜之を定めしめ、起債許可申請の際添附せしむること。

而して本省は全滿貸付縣數四十ヶ縣の中十八縣を占め、貸付總額一、〇九九、〇〇〇圓中二〇四、〇〇〇圓に及び縣數に於ては全滿の半に垂んとして第一位を占め、金額に於ては吉林省に次ぐものである。今本省内縣別貸付狀況を示せば次表の如くである。

康德二年省内各縣農耕貸款一覽表 (康德二年八月末現在 龍江省公署民政廳調)

縣別	貸放行名	貸放年月日	貸放金額	利率	備	考	
甘肅	齊々哈爾分行	2. 6, 1	15,500	65% 約定	康德三年二月末交 5,000	4年二月末交 5,000	5年二月末交 5,000
景星	〃	〃	13,000	〃	4,300	〃	4,000
泰康	〃	〃	5,000	〃	1,600	〃	1,700
大饗	大饗支行	〃	15,000	〃	5,000	〃	5,000
林甸	〃	〃	18,000	〃	6,000	〃	6,000
克東	〃	〃	8,000	〃	2,000	〃	3,000
克都	〃	〃	12,000	〃	4,000	〃	4,000
德都	〃	〃	13,000	〃	4,300	〃	4,400

嫩江	嫩江	〃	10,000	〃	3,300	〃	3,300	3,400
通榆	〃	〃	8,000	〃	3,880	〃	3,000	2,000
瞻榆	〃	〃	8,000	〃	2,600	〃	2,700	2,700
突泉	洮南支行	〃	10,000	〃	3,000	〃	3,500	3,500
安廣	〃	〃	10,000	〃	3,300	〃	3,300	3,400
鎮東	〃	〃	8,000	〃	2,600	〃	2,700	2,700
泰來	〃	〃	25,000	〃	8,300	〃	8,300	8,400
通北	北安鎮辦事處	〃	10,000	〃	3,300	〃	3,300	3,400
明水	〃	〃	6,000	〃	—	—	—	—
明安	〃	〃	10,000	〃	—	—	—	—
洮安	洮安支行	〃	10,000	〃	—	—	—	—
合計	合計	〃	204,000	〃	—	—	—	—

第三項 外國側金融機關

(一) 日本側金融機關

本省々城を中心とする日本側金融機關としては、朝鮮銀行支店のみであるが今同行康德二年度上半期の營業狀態を示せば次表の如くである。

朝鮮銀行支店 (康德二年上半期)

月別	預		貸		出		爲		替			
	金	票	金	幣	金	票	受	入	拂	出		
	國	幣	金 <td>票</td> <td>國</td> <td>幣</td> <td>金 <td>票</td> <td>國</td> <td>幣</td> <td>金 <td>票</td> </td></td>	票	國	幣	金 <td>票</td> <td>國</td> <td>幣</td> <td>金 <td>票</td> </td>	票	國	幣	金 <td>票</td>	票

月	預		貸		爲		替	
	金	幣	國	幣	入 (國幣)	拂	出 (國幣)	
一 月	138,545.52	708,433.00	696,975.09	215,690.32	240,520.00	390,694.00	95,067.00	1,284,000.00
二 月	144,543.00	787,904.00	619,572.00	258,602.00	47,584.00	300,079.00	52,040.00	624,013.00
三 月	190,132.95	725,508.94	571,085.28	233,425.88	68,584.00	993,512.00	15,198.00	405,769.00
四 月	162,253.00	733,235.00	533,588.00	263,728.00	97,243.00	784,494.00	66,098.00	237,097.00
五 月	214,368.00	831,129.00	470,854.00	255,045.00	162,509.00	676,705.00	26,970.00	520,936.00
六 月	244,506.16	757,140.57	425,718.58	267,383.24	89,696.00	671,837.00	49,401.00	482,587.00
合 計	1,094,348.63	4,543,350.51	3,319,792.95	1,493,874.44	706,136.00	3,817,321.00	303,774.00	3,654,462.00

(一) 中國側金融機關

中國側金融機關として本省々城に支店を有するものは、中國銀行及交通銀行の兩行であるが今此等の康徳二年度上半期營業状態を見るに次の如くである。

中國銀行齊々哈爾分行 (康徳二年度上半期)

月	預		貸		爲		替	
	金	幣	國	幣	入 (國幣)	拂	出 (國幣)	
一 月	265,703.85	254,021.19	254,021.19	112,463.36	112,463.36	5,535.39	2,342.39	
二 月	253,702.01	250,889.10	250,889.10	272,395.96	99,032.68	6,506.94	4,263.54	
三 月	271,385.83	225,775.99	225,775.99	67,140.86	63,524.60	12,903.00	34,454.96	
四 月	247,456.06	221,959.54	221,959.54	452,509.86	452,509.86	2,903.43	12,903.00	
五 月	228,264.62	1,468,477.48	1,468,477.48					
六 月	220,919.96							
合 計	1,487,431.53							

交通銀行齊々哈爾分行 (康徳二年度上半期)

月	預		貸		爲		替	
	金	幣	國	幣	入 (國幣)	拂	出 (國幣)	
一 月	537,088.36	254,196.49	254,196.49	36,643.68	36,643.68	2,895.00	2,053.64	
二 月	526,376.85	263,336.90	263,336.90	22,066.84	22,066.84	2,841.00	608.00	
三 月	547,669.97	250,386.90	250,386.90	11,124.61	11,124.61	1,270.00	1,650.00	
四 月	581,934.66	244,653.35	244,653.35	14,348.93	14,348.93	1,270.00	1,650.00	
五 月	602,416.39	246,591.41	246,591.41	14,684.98	14,684.98	1,270.00	1,650.00	
六 月	571,295.88	268,147.39	268,147.39	92,901.75	92,901.75	1,650.00	1,650.00	
合 計	3,366,782.11	1,497,312.44	1,497,312.44	191,770.79	191,770.79	11,317.64	11,317.64	

第五章 産業・經濟

第一節 富源概要

本省の富源に就ては省内中央大部分を占むる農業資源地帯を主とし、黒河省に接せる省境地方の鑛産資源地帯と、小興安山脈東南面地方の林産地帯に大別する事が出来ると思ふ。就中農産資源地帯は其の大部分を占め、省經濟の基礎を形作つてゐると言ふも過言ではない。

鑛産資源に就ては黒河省及興安省に接せる一部に埋藏せらるゝものゝ如くであるが、未だ正確なる調査行はれず、其の内容を知る事が出来ない。

林産地帯としては小興安嶺を中心として其の本、支脈を包含した鬱蒼たる原始林を有するが、從來は交通不便の爲め運材關係より見て、經濟上の價値は世人に詳かでない様である。又畜産資源としては、現在農家の役畜用として飼育せらるゝに止まる状態である。

第二節 農業

第一項 一般農業事情

由來北滿の地は地味豊穰にして、廣漠たる未墾地を有し、氣候、地質其他農業の自然的條件に恵まれ、滿洲國の穀倉として將來の開拓を約束されてゐるものであるが、殊に本省の如きは其の中央平原地帯をなし、農業資源豊富にして省經濟の基礎をなしてゐるのである。

今耕地面積に就て見るに、全省面積二七、五〇五、四八〇响中可耕地面積一、九七六、八二三响を占め總面積の四〇%強に相當してゐる。其内既耕地面積は二、四九七、五三〇响なるに對し、未耕地面積一、四九七、五三〇响の多きにより、幾多開發の處女地を擁する事を窺知する事が出来る。

又農家戸口に就て見るに總戸數二七八、〇一〇戸に對し、農家戸數二二七、六三一戸と稱せられ之が比率は八一、八%に及び其の生産勞力は農家人口に比し五八%強に上つてゐる。

斯くの如く老大なる耕地と農民を有する本省農産の大宗は大豆、小麥、高粱、玉蜀黍、粟等とし其他一般普通作物として、大麥、燕麥、稗、蕎麥、水稻、陸稻、特用作物として菸葉、青麻、線麻、小麻子、蘇子、大麻子、芝麻、瓜子等がある。

然るに滿洲國建國以來、北滿地方は數度に亘る未曾有の水災と頻々たる兵害、匪禍に悩まされ、農村の疲弊は其の極に達し、其の根本的建直しは尙ほ相當の時日を要すべしとされてゐる。昨年度の如きは農作物の比較的增收であつたに拘らず、對外爲替相場の變動により價格は極端に低落し、農産品の運賃依然として高く水災、匪禍と相俟つて、農家に致命的打撃を與へ農民の困窮夥しきものがあつた。當局は之が窮狀打開の爲め凡ゆる手段方策を講じ、農村更生に腐心しつつあるが、總するに本省農業開發は將來に残された重大にして多望なる事業たるを失はない。

以下農家戸口及土地利用狀況等に就て縣別に表示すれば次の如くである。

縣別農家戸口數

(康德元年末 龍江省公署實業廳調)

縣別	總戸數	農家戸口	總戸口=對ナル百分比
龍江	20,961	20,786	99.2

景 甘 景	南 裕 河	6,344	6,143	96.8
甘 富 訥	河 江	7,581	7,383	97.4
富 訥 嫩	都 鎮 北	4,145	3,387	81.7
德 龍 通	鎮 北 東	24,385	20,414	83.7
龍 通 克	鎮 北 東	4,142	3,459	83.3
克 拜 明	鎮 北 東	3,687	3,453	93.7
拜 明 依	鎮 北 東	2,110	1,234	58.5
明 依 林	鎮 北 東	2,429	2,096	86.3
依 林 泰	鎮 北 東	8,182	7,538	92.3
林 泰 泰	鎮 北 東	(24,751)		
泰 泰 鎮 大	鎮 北 東	43,095	39,122	90.8
鎮 大 突	鎮 北 東	17,907	9,511	53.1
突 總	鎮 北 東	13,026	10,661	81.8
	鎮 北 東	10,605	8,807	85.0
	鎮 北 東	2,404	1,609	66.9
	鎮 北 東	13,749	7,161	52.1
	鎮 北 東	6,201	5,971	96.3
	鎮 北 東	15,210	14,730	96.6
	鎮 北 東	8,786	8,582	99.8

洮 南	安 南	13,816	9,185	66.0
洮 南	通 榆	27,408	14,130	21.5
洮 南	突 泉	7,574	7,457	98.4
洮 南	突 泉	6,409	6,301	98.0
洮 南	突 泉	11,939	11,889	99.4
洮 南	突 泉	278,010	227,631	81.8

縣別總面積及土地利用統計表

(康德二年四月 龍江省公署實業廳調)

縣 別	總 面 積 响	地 地			不可耕地(响)	備	考
		可 計	既 耕 地	未 耕 地			
龍 景	1,240,020	982,573	191,063	791,510	257,447	(一) 本表ハ民國三年施行ノ清	
景 甘	1,212,705	203,561	44,661	158,900	1,009,144	(二) 一方將「一三五、六三	
甘 富	704,700	364,616	64,616	300,000	340,084	洮遼七縣ノ分ハ實業廳調	
富 訥	455,580	205,466	55,995	149,471	250,114	(三) 杜旗 總面積九〇〇、〇	
訥 嫩	1,023,705	939,113	198,972	740,141	84,592	依旗 同	
嫩 德	9,576,000	2,908,223	39,700	2,868,523	66,67,777	八六、〇	
德 龍	450,000	421,924	43,482	378,442	28,076		
龍 鎮	2,052,000	792,315	21,471	770,844	1,259,685		

依林泰泰鐘夫安洮洮洮開瞻突	安甸康來東餐廣安南通榆泉省	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	25.43 94.14 38.85 45.81 29.23 25.19 18.79 70.52 57.50 68.71 57.48 43.54	21.01 20.07 2.30 10.21 15.38 20.95 9.22 39.68 27.50 15.05 6.87 9.08	31.42 74.07 36.55 35.60 13.85 4.27 9.57 30.84 30.00 53.66 50.61 55.69 34.46	47.57 5.86 61.15 54.12 70.77 74.81 81.21 29.48 42.50 31.29 42.52 40.37 56.44	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	40.10 21.31 5.93 22.30 52.64 83.10 49.05 56.27 47.83 21.90 11.96 6.62 20.55	59.90 78.69 94.07 77.70 47.36 16.90 50.95 43.73 52.17 78.10 88.04 93.38 79.15
---------------	---------------	--	--	--	---	--	---	---	---

各縣年次別熟地及作付面積表

(康德二年四月 龍江省公署實業廳調)

(單位=响)

縣別	民國十九年度		同大年度		同大年度		康德元年		同大年度		備考
	熟地面積	作付面積	熟地面積	作付面積	第一次縣調查熟地面積	第一次調查熟地面積	第二次縣调查熟地面積	第二次調查熟地面積	第一次縣调查熟地面積	第二次調查熟地面積	
龍江省	191,063	190,831	75,778	87,600	104,000	159,920	203,733	90,000	151,910		

景星	44,661	61,861	66,210	40,000	31,262	42,100	36,185	11,745	38,880	(一) 民國十五年熟地面積ノ分ハ實業廳調査ニヨル(同簿ハ現在尙唯一ノ土地臺帳ヲリ)洮遼七縣ノ實業廳調査ニヨル
甘肅	64,616	59,280	66,210	72,225	40,445	33,350	31,047	8,169	29,680	(二) 洮遼七縣ノ熟地面積
富饒	55,995	56,662	11,966	20,000	31,357	28,060	31,356	15,588	27,500	(三) 洮遼七縣ノ熟地面積
納谿	198,972	202,808	14,000	100,000	100,000	141,650	44,896	80,714	137,150	(四) 洮遼七縣ノ熟地面積
嫩江	29,700	42,506	8,000	13,700	14,553	22,780	20,355	5,953	20,500	(五) 第二次ノ熟地及作付面積ハ康德二年二月現在
都鎮	43,482	45,666	17,772	30,000	30,000	21,810	30,000	3,265	21,600	(六) 洮遼七縣ノ熟地面積
德龍	21,478	24,413	80,000	21,222	17,182	8,860	17,355	4,206	7,940	
北東	69,863	82,002	19,386	50,000	42,000	61,360	40,048	40,048	58,300	
克山	155,106	228,997	140,000	140,000	112,000	206,240	112,000	146,645	204,340	
克山	401,050	422,894	236,820	300,000	272,000	307,390	292,846	263,059	305,900	
拜山	159,809	187,576	113,342	120,000	110,000	151,670	120,079	108,071	151,180	
明水	129,067	140,336	88,576	100,000	72,240	102,740	72,231	45,325	101,700	
依林	97,526	102,428	64,000	100,000	80,000	79,110	80,000	80,000	79,210	
泰來	23,233	25,824	11,293	16,000	16,263	8,120	4,982	12,000	6,960	
泰來	105,722	141,733	33,440	50,000	59,204	90,690	82,660	35,000	88,610	
大安	143,063	57,770	58,000	80,000	82,355		30,555	24,960	34,010	
大安	45,552		58,000	80,000	82,355		81,970	40,045	32,700	
大安							45,400	36,622	65,790	

安南	105,000					114,500	65,907	98,320	
開通	110,000					46,511	42,962	126,743	
開瞻	80,000					50,000	37,000	36,765	
突泉	38,709					15,500	9,089	25,372	
全省	38,600					21,127	7,999	14,446	
	2,443,665					1,641,635	1,331,255	1,878,036	

各縣年次別熟地及作付面積比率表 (康德二年四月 龍江省公署實業廳調)

縣別	縣面積 = 對スル比率			民國十九年度熟地 = 對スル比率			康德元年對スル比率		備考
	總面積	縣豫算面熟地	查定熟地	縣豫算面熟地	查定熟地	作付面積	作付面積	作付面積	
龍江	100	16.40	7.25	100	106.60	47.10	79.50	100	(一) 本表ノ前掲熟地及作付面積
景星	100	2.98	0.96	100	81.02	26.29	87.05	100	(二) 縣豫算面及查定熟地及作付面積
甘南	100	4.40	1.16	100	48.04	12.64	45.93	100	
富裕	100	6.90	3.40	100	56.01	37.63	40.57	100	
訥河	100	4.38	7.80	100	22.56	40.56	68.93	100	
嫩江	100	0.20	0.06	100	68.53	20.04	90.00	100	
	100	6.66	0.72	100	66.99	7.50	49.67	100	

鎮北	100	0.84	0.20	100	80.80	19.58	36.96	100	218.57	52.95	
通克	100	1.03	0.56	100	48.45	26.41	37.23	100	130.00	70.89	
克山	100	17.65	17.65	100	60.34	60.34	83.44	100	68.69	63.69	
拜泉	100	22.40	29.32	100	72.20	94.50	131.70	100	54.80	71.76	
明水	100	43.82	39.36	100	73.02	65.59	76.27	100	95.73	85.99	
依林	100	33.35	30.02	100	75.13	57.32	94.60	100	79.42	71.45	
泰來	100	11.76	7.38	100	55.96	35.11	78.79	100	71.02	44.56	
大安	100	16.46	16.46	100	82.03	30.08	81.22	100	100.99	100.99	
鎮賚	100	0.49	1.19	100	21.44	51.65	29.95	100	71.58	172.40	
廣安	100	7.99	3.38	100	85.78	33.10	83.81	100	93.29	39.49	
洮安	100	8.13	6.64	100	52.89	43.20	58.87	100	89.81	73.39	
洮南	100	11.67	5.73	100	57.29	27.99	22.85	100	250.67	122.46	
開通	100	9.19	7.41	100	99.88	80.39	144.40	100	60.01	55.64	
瞻榆	100	43.27	24.70	100	109.04	62.76	93.63	100	116.45	67.03	
突泉	100	11.62	10.74	100	42.28	33.05	115.22	100	36.70	33.29	
全省	100	9.41	6.96	100	62.50	46.25	45.95	100	136.00	100.60	
	100	2.75	1.65	100	40.04	23.48	65.54	100	61.09	35.82	
	100	2.16	0.81	100	54.73	20.72	37.49	100	146.24	55.37	
	100	5.97	4.84	100	67.17	54.47	76.85	100	87.41	70.83	

備考ニ基キ作成ス
付面積ノ康德元年度第二次各面積ナリ

尙ほ土壤に就て述ぶるに土壤は概して腐植質土壤が多く、微鹽基性の反應を有してゐる黒色土とし、開墾十五年内外に至つて施肥するのが常である。一般に地味は表土深く、二尺乃至五尺を有し而かも礫を含まず、有機物に富む土壤よりなり土地は頗る沃饒であつて、作物の栽培には極めて好適である。就中齊北沿線地方に於て最も地味肥沃なるは克山、拜泉、訥河、嫩江、徳都、克東の各縣とし甘南、依安、龍鎮、林甸之れに次ぎ、龍江縣は最も劣つてゐる。之等地方に於て開墾に困難なるは低濕地とし、雨期沼澤と化する沿河地方の窪地である。然しながら之等は適當なる排水法を施す時は良好なる田圃となすを得べく、現在では之等低濕地を放牧地或は燃料の採集地として利用されてゐる。地味は概ね南滿に比して肥沃であるが、人口稀薄なる上に雇傭勞銀高く、爲めに自然粗放農業が行はれ、従つて各穀類の收穫と其の品質は何れも劣等なるを免れない。

第二項 主要作物作付狀況

本年度農作物總作付面積は二、〇四〇、六七九响にして之を昨年度及び一昨年度に比すれば、恢復及び新墾せるものを合して夫々一五〇、一〇〇响及び一三三、一一六响の増加を示せるも、既墾地面積に對しては僅かに七六・五%の作付面積に過ぎず、事變後連年の水災、匪禍により荒廢したる耕地は未だ恢復に至らざるもの六五萬餘响の廣きに亘る現状である。本年度作物別作付面積並に其の比率を示せば左の如し。

普通作物	一、七九五、四一七响	八七・九八%
特用作物	一七八、三三九响	八・七三%
園藝作物	六六、九二三响	三・二七%

更に之等三者の各々に付其の主要作物を擧ぐれば、普通作物に於ては所謂「滿洲の五大作物」たる大豆、粟、高粱、玉

蜀黍及小麥を主とし、其の作付面積は總計一、四九七、六二九响にして、農作物總作付面積の七三・三%を占め更に普通作物總作付面積に對しては八三・四%の多きに上る。

今五大作物の各々に就き其の作付面積並に普通作物總作付面積に對する比率を示せば次の如し。

第一位 大豆	四五〇、一四〇响	二五・一%
第二位 粟	三八七、七四六响	二一・六%
第三位 高粱	二四一、八二二响	一三・五%
第四位 玉蜀黍	二一四、五三〇响	一一・九%
第五位 小麥	二〇三、三九二响	一一・三%

普通作物中之に次いで作付面積大なるものは大麥六〇、一一七响(三・三%) 黍五八、一七三响(三・二%) 蕎麥四九、三五二响(二・七%) 小豆二六、一〇六响(〇・九%) 等である。

特用作物に就ては荏其の首位を占め作付面積一一六、五七三响にして、特用作物總作付面積に對し六五・四%を占め、第二位は大麻(麻實を含む)にして四三、一四七响(二四・七%)なるが此等兩者を以て特用作物總作付面積の九割を占むる事となり、他は僅かに苧麻五、五〇二响(三・一%) 胡麻三、二四〇响(一・八%) 葉煙草一、八二九响(一・六%) 等作付せらるるに過ぎない。

園藝作物(蔬菜)に就ては馬鈴薯其の首位を占め一七、三三一响作付せられ園藝作物作付面積に對し二五・九%を占めて居るが、之に次ぐ主なるものは白菜、蘿蔔、甜瓜、胡瓜、葱等である。

斯くて當省に於て本年度作付面積より觀たる十大作物としては大豆、粟、高粱、玉蜀黍、小麥、荏、大麥、黍、蕎麥、小豆の順に數ふる事が出来る。

茲に各主要作物に就て其の分布状況を見るに、先づ大豆は大體全省一様の作付歩合を有するが、洮遼地方のみは稍少く粟も亦大體一様なる分布を有するが、中部以南にのみ稍多し。高粱は龍江以南に多く殊に洮遼七縣に於ては平均作付歩合二四%の多きを示せるが、龍江以北は北に向ふに従ひ少く、最北部に到りては作付皆無の状況である。小麥は之と全く相反し景星、泰來以南と龍江、泰康以北とは劃然たる差あり、景星以南は景星の四%作付より南に向ふに従ひ更に少く、洮遼七縣にては二%乃至皆無の状況を示せるに對し、龍江以北は總て其の作付歩合一〇%乃至二六%の多きに及んでゐる。更に小豆及び綠豆の作付歩合は北より南に向ふに従つて増加し、大麥は中北部一帯に多く、燕麥の作付は中部以北に限られ水稻は作付歩合少なけれども、南は洮南より北は訥河、徳都、通北に亘り作付せられてゐる。

特用作物に就ては荏、大麻及び麻實は中部穀倉地帯に於て多く、北部及南部地方に少くして、殊に荏の如き穀倉地帯の一〇%乃至二〇%の作付歩合に比し、北部及南部地方は一%に充たざるの状況である。胡麻の作付は殆ど洮遼七縣に、亞麻は北部地方に限られ、葉煙草及び苧麻は大體全省一様に分布せらる。

蔬菜に於ては馬鈴薯は中部以北に作付歩合多く、其他は大體一様に分布すれど、中部地方一帯に亘り稍多し。而して全國各省に對する當省の主要作物作付状況を觀るに、南滿各省に比しては特に高粱、水稻、陸稻等の作付歩合も荏、麻實、小麥等は多く、殊に荏の作付歩合は全國各省中首位を占めてゐる。

次に農作物作付状況の趨勢を明かにせんが爲め、先づ本年度の作物別作付面積と昨年度のそれを比較するに

普通作物	増 二一、三三六响
特用作物	増 八六、〇五一响
園藝作物	増 一九、九六五响

にして特用作物は激増し、普通作物及園藝作物も亦増加の傾向を示してゐる。

又昨年に比し増減甚しき十作物を擧ぐれば左の如し。

一、作付面積激増せる作物	
第一位 荏	増 九四、〇七三响
第二位 小麥	増 五五、七九三响
第三位 玉蜀黍	増 二三、八〇七响
第四位 大麥	増 一二、五六七响
第五位 高粱	増 一一、九四七响

二、作付面積激減せる作物	
第一位 大豆	減 四四、九五八响
第二位 黍	減 三〇、〇四八响
第三位 粟	減 一〇、四〇五响
第四位 麻實	減 九、三一五响
第五位 綠豆	減 一、四六六响

前記二表に就て其の増減理由を吟味せんに、大豆の激減と荏、小麥の激増せるは獨逸の滿洲大豆輸入禁止、日本に於ける豆粕の需要減或は支那に於ける關稅檣壁等に基く特産大豆市場の不況に由來し、大豆作付面積が昨年度に比し四萬餘响一昨年度に比し一九萬响の激減を見たるに伴ひ、市場經濟作物の範鑄に於て之が代作として荏、小麥の激増を見たものである。従つて他面恢復せられた廢耕地と雖も、間接的には主としてこの兩者の作付に轉換され居るものと思考せらる。荏の如きは省内にては最も新しき作物にして、耕作せられてより僅々二三年に過ぎず、而かも其の作付面積を見るに一

昨年度に於ては僅か二千响なりしものが、昨年度に於ては二萬餘响の作付を示し、更に本年度に於ては十一萬餘响に及び急激な増加を示してゐるが、之は當局の農家經濟向上を期しての奨励、指導策による以外に、更に一昨年他作物に比し荏が遙かに有利に取引せられ、農家經濟を潤した點に多大の影響を受けたものと考へらる。小麥は一部農民より危険作物として嫌惡せられて來たものであるが、當局に於ては北滿小麥の改良増殖を以て國內需要を充たし、國家經濟の向上を圖らんとし、専ら小麥の奨励、指導に努めたと之が市場價格の好調と相俟つて、年々激増の趨勢である。

次に自給經濟的作物の範鑄に於ては、主として農民常食糧に關係し、即ち粟、黍の激減に代り之と大體等量に玉蜀黍、高粱の激増を見る事となつた。尙ほ大麥及一部高粱の激増は、家畜飼料としての立場より家畜頭數に關聯し、麻實の減少は特用作物として荏の激増に關聯を有せるものと思ふ事が出来る。

更に本省農作物の大宗たる大豆、小麥其他に付其の耕作狀況を見るに次の如くである。

(1) 大豆

大豆は當地方農作物の王座を占め、其の栽培品種も可成複雑であるが要は皆在來種が地方的に變化されたもので、改良種の栽培を見るに至らない。大豆栽培の歴史は淺いが、將來當地方が全滿の大豆作の代表的産地となる事は疑を容れない處である。

播種は五月中旬に行はれ、入梅前後より中伏前後に至るまでに二、三回の除草中耕をなし、秋分前九月二十日頃に至つて收穫を終る。今之が營養價値を見るに

水分	八・五%
粗蛋白質分	四〇・〇%
灰分	五・五%

粗脂油分 一八・〇%
可溶無窒素物 二八・〇%
及粗纖維粉
の含有量を有し、蛋白質及油脂の含有最も多く、就中蛋白質の如きは諸種の穀物、豆菽は勿論肉類と雖も遙かに及ばざる處である。

而して大豆は豆油としても豆粕としても、其の用途の廣汎なる事は周知の如くであつて、之こそは滿洲に於ける天祐的農産であると謂ひ得るであらう。然しながら兩三年以來大豆の市價暴落の爲め、農家の經濟上大なる影響を受け之が爲め他作物に轉換せんとしつゝあるは悲しむべき現象であつて、之に關し當局としても銳意對策を講じつゝあるは當然の措置と謂はねばならない。

(2) 小麥

本省は濱江省に次ぐ小麥の産地にして、又北滿は南滿に比して絶對的多産なるに鑑みるも本種の適作地である事は明らかであらう。小麥は穀雨前後即ち四月二十日頃播種し、五月二十五日頃より初伏前七月十七日頃までに二回の除草中耕培土を行ふを通例とし、收穫は白露前(九月五日頃)着手し、霜降までにはその脱穀調製を了するを常としてゐる。

小麥は農民が夏收作物として他作物に比し早期に市場に搬出して、金融の圓滑を圖る唯一の作物とされてゐるが故に往々多雨年或は意外の病害等に遭遇し、凶作を招く事あるも農家は之が栽培を減ずる如き事なく益々増加の傾向を辿つてゐる。

以上の如き状態であるから、收穫期及び其の前後に來る雨による被害を避ける様耕種を行ひ、或は土地の選擇、品種の改良其他栽培法の改善等技術的に工夫を凝したならば、尙ほ一層良質、多收となるべく、小麥産の前途洋々たるものがあると思はるゝのである。

(3) 其他主要作物

大豆、小麥の外に高粱、粟、玉蜀黍、黍、大麥等本省の主要農作であるが之等の耕種は次表の如くである。

(作物名)	(播種期)		(第一回除草)		(第二回除草)		(第一回中耕培土)		(第二回中耕培土)		(收穫期)		(收量)
	五月上旬	五月中旬	六月中旬	七月上旬	六月中旬	七月上旬	六月中旬	七月上旬	七月中旬	九月上旬	九月中旬	九月下旬	
高粱	五月上旬	五月中旬	六月中旬	七月上旬	六月中旬	七月上旬	六月中旬	七月上旬	七月中旬	九月上旬	九月中旬	九月下旬	〇・九〇石
粟	五月中旬	五月上旬	六月上旬	六月中旬	六月上旬	六月中旬	六月中旬	七月上旬	七月中旬	九月上旬	九月中旬	九月下旬	一・二〇石
玉蜀黍	五月上旬	五月中旬	六月中旬	七月上旬	六月中旬	七月上旬	六月中旬	七月上旬	七月中旬	九月上旬	九月中旬	九月下旬	一・二四石
黍	五月中旬	五月上旬	六月上旬	六月中旬	六月上旬	六月中旬	六月上旬	七月上旬	七月中旬	九月上旬	九月中旬	九月下旬	一・二五石
大麥	四月中、下旬	五月中旬	五月中旬	六月中旬	六月中旬	六月中旬	六月中旬	七月中旬	七月中旬	九月上旬	九月中旬	九月下旬	一・五〇石

更に上記作物の輪作状況を一瞥するに農耕は總て南滿地方に比して粗放的に行はれ、耕作面積も一般に廣大で掠奪農業が行はれてゐる。

栽培作物の作付順序は其年の氣候状態と農家勞力分配により多少異なるものであるが、先づ一般に四月中旬は小麥其他麥類の播種に着手し、爾後秋作物である大豆、高粱、包米、粟の播種作業を五月中旬迄に終り、黍の五月下旬、蕎麥の六月上、中旬を以て全部の播種を終る順序になつてゐる。而して八月初旬夏收作物たる麥類の收穫をなし、十月中旬までに秋收作物の收穫を成すを常としゐる。

主要作物と輪作との關係に就て見るに、當地方に於ては不規則にして一定の順序を定むる事は出来ないが要は土質並に氣象上の相違、穀物の市價との關係、世帯の規模、種子の現存高等により年々變更せらるゝ場合が多く、之が不定の原因をなすものであると思ふ。

然しながら大豆、小麥の如く農産品として一般市場を有する作物及粟、黍の如き地方民の食料として必要なる作物は何れも耕地一定限度の面積を要し、従つて當地方に於ける主要作物の輪作位は各世帯の個々の組合はせにより各様異論ありとす。結局次の様な順序になると思ふ。即ち第一年目大豆作、第二年目高粱作、第三年目粟及び玉蜀黍とし、大體上記主要作物の三年輪作と見て差支なからう、小麥は連作を以て普通とする。

尙ほ當地方農家の作付率に就て見るに大豆、小麥の二大作物は圃場の六〇%乃至八〇%の面積を占め絶對的地位を擁するものである。

普通作物作付面積表 (單位 响)

(康德元年度 龍江省公署實業廳調)

種類	大豆	小麥	高粱	穀子	包米	小計	小豆	吉豆	其他豆類	大麥	玲當麥	黍子	稗子	蕎麥	稻子	粳子	雜穀	小計	總計	
龍江	35,060	51,100	25,000	27,650	8,050	146,850	110	85	100	—	600	17,000	400	1,500	120	—	—	19,915	166,775	
景星	5,800	1,100	8,600	6,360	4,100	25,960	1,200	1,300	1,000	20	—	2,200	—	1,200	500	120	—	8,540	34,500	
甘南	13,697	4,723	2,125	6,612	7,085	34,242	945	472	945	708	236	2,834	263	2,598	—	—	—	1,889	10,863	45,105
富錦	6,077	4,301	2,742	6,083	3,265	22,468	195	69	374	159	282	299	263	716	—	—	—	771	3,038	25,506
訥河	38,798	5,768	1,671	22,496	10,269	79,002	1,086	329	539	3,739	2,648	1,196	818	489	116	—	—	10,960	89,963	
嫩江	665	2,122	—	2,288	1,694	6,769	30	—	66	65	980	258	—	487	—	—	—	40	3,126	9,835
都龍	6,395	2,150	223	5,850	1,580	16,200	52	—	—	1,560	114	205	320	150	—	—	—	—	2,401	18,601
鎮通	6,000	3,400	—	4,000	1,500	14,900	—	—	—	2,100	—	300	100	—	—	—	—	—	2,500	17,400
北東	3,000	800	—	3,600	2,500	9,900	50	—	60	1,500	—	1,000	400	100	100	—	—	—	3,210	13,110
克山	9,033	2,492	954	6,700	4,606	23,787	169	80	122	3,930	—	1,274	544	—	—	—	—	274	6,393	30,180
克山	53,555	9,834	4,749	30,477	10,082	108,697	275	131	2,404	10,840	1,277	2,233	2,211	—	—	—	—	19,371	128,068	

泉	73,598	62,589	22,999	56,750	27,684	243,620	997	303	1,641	14,138	237	7,730	8,110	5,075	—	8,374	46,605	290,225
拜	20,776	7,349	11,168	34,043	12,210	85,546	276	80	196	3,600	136	1,810	3,024	1,677	36	96,506	107,466	193,012
明	31,001	6,239	8,856	22,208	8,505	76,809	238	239	448	1,142	—	2,548	710	1,179	—	643	7,147	83,956
依	17,654	3,322	9,213	12,142	7,090	49,421	440	403	383	668	—	2,207	3,040	1,851	—	2,750	11,846	61,267
林	2,266	1,629	1,186	3,103	915	9,099	50	44	51	—	—	1,700	10	918	—	247	3,528	12,627
泰	64,800	320	12,340	13,200	2,370	93,030	500	300	—	—	—	500	500	1,360	2,000	322	6,982	100,012
泰	8,670	—	6,870	3,870	5,120	24,530	100	300	320	—	—	1,700	—	1,585	200	—	5,005	27,535
大	8,656	4,567	12,356	15,985	8,760	50,324	957	960	—	1,320	—	9,560	1,538	1,530	—	1,335	17,200	61,524
安	25,937	815	12,342	21,559	9,572	70,225	1,792	1,935	3,637	471	—	2,125	150	1,267	259	988	14,624	84,849
安	20,806	900	28,920	26,000	9,500	86,120	1,100	3,200	500	1,100	—	3,200	800	5,800	—	—	15,700	101,820
洪	11,635	498	25,400	20,170	6,600	64,363	480	1,145	565	70	172	6,780	—	—	485	580	10,277	74,640
開	10,400	—	7,585	9,521	3,365	31,071	493	552	450	—	—	1,009	294	732	—	307	3,836	34,907
贈	2,553	12	6,213	5,196	4,295	18,269	370	1,288	472	8	—	3,495	—	2,809	—	298	3,743	27,012
突	3,600	1,000	6,000	13,300	300	24,400	400	400	—	—	—	3,200	—	3,500	500	1,200	9,200	33,600
總	480,428	177,030	217,514	379,163	161,477	1,415,612	12,215	13,615	16,276	48,398	6,682	76,982	22,467	36,523	4,316	117,524	356,475	1,772,088
比	0.4	10.0	12.3	21.4	9.1	79.9	0.7	0.8	0.9	2.7	0.4	4.4	1.3	2.1	0.2	24.4	20.1	

普通作物收穫量 (單位 各縣在來石 = ㄩㄩ)

(康熙元年度 龍江省公署實業廳編)

種類	大豆	小麥	高粱	穀子	包米	小計	小豆	吉豆	其他豆類	大麥	玲蕾麥	黍子	稗子	蕎麥	稻子	糜子	雜糧	小計	總計
龍	38,566	45,990	30,000	22,120	8,825	145,531	88	77	90	40	300	10,200	280	1,200	225	—	—	12,460	147,991
景	6,960	132	11,900	10,812	7,790	137,294	960	910	700	—	—	374	—	1,920	2,500	240	1,400	9,044	46,638
甘	16,436	2,362	2,125	1,322	7,075	29,330	662	189	662	496	165	850	142	1,819	—	—	1,511	6,496	35,826
富	6,760	4,510	3,869	10,134	6,840	32,133	134	136	226	1,835	2,028	1,079	214	7,932	—	—	345	13,949	45,880
訥	77,596	20,188	6,684	44,992	46,210	195,670	2,172	658	1,078	20,565	13,240	4,186	4,096	1,467	280	—	—	48,036	243,706
嫩	510	2,219	—	3,415	2,411	8,553	66	—	96	2,342	1,551	217	—	392	—	—	60	4,704	13,239
德	51,160	3,314	225	4,714	2,127	61,540	119	—	130	2,272	1,056	100	640	152	240	—	—	4,709	66,249
龍	3,600	1,200	—	2,000	1,300	8,100	—	—	70	140	—	80	100	—	—	90	—	480	8,580
通	4,500	2,400	—	7,200	12,300	26,600	60	—	120	9,000	—	2,000	1,200	200	1,000	—	800	14,380	40,980
北	18,070	7,486	1,526	14,740	18,424	60,240	253	120	207	19,650	—	1,656	1,088	612	—	466	24,052	84,292	
克	85,848	19,153	8,217	41,643	29,055	183,914	331	—	3,606	32,693	5,108	6,701	6,635	1,957	—	—	—	37,162	241,076
山	132,881	127,744	39,719	182,650	102,140	383,114	1,600	—	2,220	51,032	726	20,024	28,649	9,162	—	19,063	134,195	719,329	
泉	51,940	14,698	33,304	71,320	61,050	232,512	552	120	303	11,712	340	3,272	7,560	5,031	108	1,585	29,169	261,681	
明	77,503	18,717	17,712	44,416	21,263	179,614	476	478	896	3,426	—	5,096	2,130	6,537	—	643	19,682	199,293	
依	36,463	6,644	33,993	47,749	31,905	176,754	811	806	373	2,338	323	6,933	15,200	4,627	—	6,875	38,586	215,340	
林	6,205	3,658	2,529	10,970	3,038	26,420	140	88	142	—	—	6,748	—	2,019	—	441	9,578	33,998	
泰	38,004	160	7,404	10,560	8,460	75,484	—	48	—	—	—	1,800	—	1,100	1,800	1,932	6,680	82,164	

瞻榆	221	66	172	391	30	643	1,309	—	950	184	3,967
突泉	15	50	250	50	—	—	—	—	—	135	500
總計	9,819	6,837	10,069	80,325	25,006	2,398	1,687	—	376	581	136,124

特用作物收穫量
(單位 各縣在來石斤 = ヌル)

(康徳元年度 龍江省公署實業廳調)

種類 縣別	菸	葉	青	麻	線	麻	小	麻	子	子	莖	麻	芝	麻	落	花	生	爪	子	其	他
龍江	127,500	8,400	16,500	—	21	—	180	128	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
景星	2,200	14,400	40,000	220	986	180	252	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
甘肅	—	—	—	—	212	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富錦	18,030	10,842	14,105	378	764	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
訥河	112,500	180,000	300,000	696	8,448	3,046	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嫩德	19,950	5,100	7,500	60	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
龍鎮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
克東	44,000	12,000	18,000	16,200	7,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
克通	196,080	9,250	21,450	3,320	804	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
克東	136,385	80,100	353,900	12,292	3,727	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	861,600

拜泉	178,606	1,722,093	1,553,129	24,336	13,838	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明水	25,000	4,800	23,000	48,353	23,732	50	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
依蘭	19,600	63,200	404,000	—	2,680	420	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林甸	00	10,600	42,000	3,726	2,477	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰康	00	—	11,984	9	94	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
泰來	100,000	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鎮賚	146,000	—	300,000	80	—	40	350	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大安	154,000	75,000	83,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣安	162,000	63,100	32,000	630	300	140	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮安	300,000	200,000	300,000	600	—	160	1,020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
洮南	63,700	120,500	38,150	375	325	546	648	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開通	1,200	10,530	8,250	135	—	—	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瞻榆	177,600	9,900	20,640	291	45	771	1,309	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突泉	17,100	12,490	23,185	22	669	20	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	1,923,881	2,663,305	3,622,743	106,040	68,701	5,292	4,028	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三項 農村事情

次に省内農村の事情を一瞥するに當地方の農村は南滿に比し、其の發達比較的新らしく多くは約五十年乃至百年前の蒙

地開放以後に移住し形成したものであつて、未だ定着性少なく又農村の形體をも備へてゐない。而かも此等農村原住民の満、蒙人の他に移住民族である満人及一部朝鮮人が混淆せる爲め其の内容も可成複雑で、充分に其の真相を究める事は出來ないが、今農村の分布並に農家の種類に就て大要略記すれば次の如くである。

農村の分布は一縣平均四四六部落であつて、農業旺んな地方は部落數一、〇〇〇を越へ、北部僻遠の地方は一〇〇以下の處もあり、従つて一部落に於ける人口疎密の度も地方によつて異なり、標準數を示す事は不可能であるが假りに省内平均數を見れば、一部落の人口は二五〇人、戸數四二戸（一戸當り平均人口六人）であつて、一般に治安が維持され農耕旺んな地方は部落が少數に細分される傾向多く、之に反して僻遠の地は治安、警備の關係上小部落に密集する傾向を持つてゐる。

農家の經營面積に就ても大、中、小農雜多であつて一概に平均を示し得ぬが、奉天省の一戸當り面積約三町歩に比し遙かに廣く總延べ一戸當り平均の耕地面積約九町歩となり濱北、齊北線方面に於て平均八・四町歩西北部人口稀薄なる地方に於ては約十四町歩となつてゐる。又小農（一・八町歩未滿）中農（六・〇町歩未滿）大農（六町歩以上）の割合に就ても大農——四五・二％、中農——三九・二％、小農——一五・六％にして大農の數極めて多數を占めてゐる。次に自作農と小作農との割合に就て見るに、從來江省内土地の大部分が多く將領或は紳商の不在地主によつて占有せられてゐた關係上、一般に小作農多く自作農少なきものと豫想せられてゐたが、先年省當局の調査せる處によれば、縣により必ずしも一様ではないが全省平均すれば自作農四三％小作農三八％、自作兼小作農一九％の割合を示してゐる。然し乍ら此の割合は今後更に土地の所有權其他の關係を究明するにあらざれば、輕々に適確なる數字を斷ずる事は出來ないが、概して前記地主が次第に所有權を分割して自作農に讓渡してゐる傾向があると言はれてゐる。

要するに北滿農村は開發されてより日尙ほ淺き爲め、未だ其の形體を整ふるに至らず、而かも人口稀薄なる割合に民族

混淆し内容複雑となつて、標準農村を見極め難い状態にある事と、大地主や大農多き爲め耕作地や農家の種別も地方別に偏在し、自作農多き地方や少數の固定せる大農家と流民に等しき小作人多き地方とを生じてゐる。其他農村の統計的基準も不定にして當地方が目下發達過程にある事を物語つてゐる。

第四項 農業施設及農業機關

本省内農業施設としては克山農事試驗場及同龍江分場があり、専ら農作物の品種改良及農事指導に當つてゐるのであるが、克山試驗場は氣候、風土の關係より一地方に偏在せるの憾なしとない。故に將來農事指導上更に農事試驗場を増設し指導の普遍、徹底を期せんとしてゐる。

更に本省内には從來試作場苗圃十數ヶ所を有してゐたが、現在之等は悉く廢止せられてゐるので將來之に補助を與へ其の復活又は新設を期せんとし、一方農事指導員を常置して農民の指導、農耕の調査に當らしめ、農村振興をなさしむる事としてゐる。

農業機關としては各縣に農會がある。農會に就ては國民政府は民國元年六月農會規程を公布し、次いで十二年五月之に修正を加へ、更に十六年農會條例を頒布し、現今の農會は同條例に依據するもの最も多し。縣城に縣農會あり、縣下主要地に鄉農會を置き、農家の福利増進を圖ると共に他方農業に關する諸調査並びに意見の具陳をなす等、農政機關としての職務を執行してゐる。然し乍ら其活動は目覺しからず、其地位は商會の其れに及ばざる嫌なしとしない。

省內各縣農會調查表

(康德二年十一月)
(龍江省公署實業廳調)

縣名	項別	正幹事	副幹事	(設立年月日)
龍江	景星	黃興	武鳳閣	民國九年九月一日
甘肅	南星	馬恒	谷春和	民國十九年二月一日
富錦	裕南	形銘	翰閣	民國十八年四月一日
訥河	石壽	姚玉	新三	
嫩江	楊桂	石壽	孟憲日	
德都	崔昌	崔昌	王璽	
龍鎮	李葆	李葆	孫景	民國六年二月一日
通遼	崔元	崔元	李靜	民國十三年三月一日
克山	李文	李文	邊毓	民國二年一月一日
拜泉	趙城	趙城	許鳴	民國四年十二月一日
明水	閻維	閻維	高書	民國十三年二月
依安	丁鴻	丁鴻	馬慶	民國十四年八月
林甸	王文	王文	李春	民國十一年一月
泰康	張繩	張繩	李殿	

泰來	張東	張東	張東	民國十四年四月
鎮賚	馬玉	馬玉	柳鏡	民國九年八月一日
大興	孫鳳	孫鳳	孫鳳	民國十一年二月一日
安廣	魏廣	魏廣	唐萬	民國十一年十一月一日
洮安	姜興	姜興	石友	光緒二十九年三月一日
洮南	于海	于海	王紫	民國八年一月一日
開通	王玉	王玉	張宣	民國十三年三月十五日
瞻榆	劉玉	劉玉	張玉	
突泉	孫志	孫志	吳顯	

第三節 林業

第一項 分布狀態

本省は舊黑龍江省時代に於ては大興安嶺の東部並小興安嶺の西部斜面の大密林地帯を抱擁せるも、新省制により其の大部分は興安省、黒河省及濱江省に移り、森林は僅かに嫩江、通北並に龍鎮三縣に存するのみとなり、林業従つて見るべきものはない。此後當局としては薪炭林、保安林等の造成並に荒廢地の復舊を圖り、造林を行ふ豫定であるが今茲に省内森林面積及立木蓄積量を示せば次表の如し。

省内森林面積及立木蓄積量一覽表

(康德二年十二月末現在)
實業部林務司調

縣名	林野面積		合計	立木蓄積量	
	立木地	無立木地		針葉樹	闊葉樹
瞻榆	302,814.9		302,814.9		
開通	192,227.1		192,227.1		
突泉	261,900.0		261,900.0		
洮南	232,751.0		232,751.0		
洮安	77,937.6		77,937.6		
安廣	224,197.5		224,197.5		
大安	114,406.7		114,406.7		
泰來	177,542.1		177,542.1		
泰康	229,428.4		229,428.4		
景星	142,980.9		142,980.9		
龍江	656,461.2		656,461.2		
甘肅	339,322.0		339,322.0		
富錦	215,188.1		215,188.1		
林甸	225,999.2		225,999.2		

△樹種

針葉樹、テウセンマツ、タウヒ、モミ類、カラマツ等、
闊葉樹、カバ類、ドロ類、ナラ類、シナノキ等、

縣名	林野面積		合計	立木蓄積量	
	立木地	無立木地		針葉樹	闊葉樹
依安	136,937.7		136,937.7		
明水	53,076.4		53,076.4		
拜泉	62,018.7		62,018.7		
克山	144,644.8		144,644.8		
克東	102,143.2		102,143.2		
通北	285,700.0		285,700.0		
鎮東	350,886.6		350,886.6		
訥河	146,876.0		146,876.0		
訥東	400,321.1		400,321.1		
德都	308,789.5		308,789.5		
嫩江	910,354.4		910,354.4		
嫩江	579,100.0		579,100.0		
龍鎮	514,936.4		514,936.4		
杜爾伯特旗	370,797.4		370,797.4		
依克明安旗	24,374.3		24,374.3		
齊々哈爾市	462.0		462.0		
計	1,180,600.0	6,880,342.2	7,980,942.2	38,832,415	142,741,088

「カラマツ」は針葉樹中の主林木にして、大興安に於ては山脈の分水嶺近くに純林を形成し、小興安嶺に於ては比較的
低地に群生す。

「トウヒ」「モミ」類は「カラマツ」に次ぐも大興安嶺に生ぜず、「テウセンマツ」も亦同様である。

「カバ」類は潤葉樹中最も多く、大興安嶺に於ては群生地多し。「ドロ」「ナラ」「シナノキ」等是れに次ぐものである。

△用途

建築並土工用材、「テウセンマツ」、タウヒ、モミ類、カラマツ

薪材、シナ、ナラ、其他雜木

第二項 出材状況

本省は從來比較的交通便利の地なる爲、出材も比較的貧弱不振であつたが、最近鐵道の建設、其他土工工事の進捗に伴
ひ木材の需用も漸増しつゝある。今康徳元年度及二年度に於ける嫩江及北安鎮森林事務所管内出材量を示せば次表の如し
(薪炭材を含まず)

所管事務所	康徳元年度	康徳二年度
北安鎮森林事務所	五〇,〇〇〇石	六八,〇〇〇石
嫩江森林事務所	三〇,〇〇〇石	三〇,〇〇〇石
合計	八〇,〇〇〇石	九八,〇〇〇石

第三項 林場と林業公司

由來森林行政に就ては、民國國民政府は民國元年所有者無き山林は總て之を國有に歸する事とし、次いで同年十二月
「東三省國有林發放規則」を制定、同三年「森林法」を公布し、國有林の伐採は總て林務局又は森林局に對し、踏査申請を
なし其の許可を受くるを要する事とした(但し一人に付、二百方里以内の許可證有効期限二十年)然るに其の拂下げに當
り使用せらるゝ地圖は不完全なるのみならず、拂下境界は河川、山背を以てせし爲め、林場の重複を來す事少なからず、
之が爲め、常に紛争を醸し、此種事例夥しきものありしに鑑み、滿洲建國後、新政府は之が整理解決に腐心し、大同林業
公司を創立する等、善後處置を講ずる事としたのである。

又嘗て蒙地開拓の目的を以て移民を奨勵し、移民に對しては地券を下附し、地上林木は地上權者の自由處分に委ねた事
もあつたが、民國九年交通運輸機關の發達に伴ひ、地上木材の經濟的價值高まるに及び、利權回收の目的を以て之が接收
を圖り、自ら栽培せる事確實なるものを除いて未だ森林伐採許可證の下附を受けざる以前に於ては、其の森林が從來公有
地及私有地の範圍内にあると否とを問はず、該森林は總て國有に歸せしめたので、私有地、公有地上の木材伐採に紛議を
醸す事尙ほ少なからず、地方團體の圓滿なる發達を阻害する事夥しいものがある。

凡て現有森林には國有林、公有林、私有林の外に寺廟學校に對し荃木財産として時の政府より附與せられた寺廟林、學
有林がある。

今本省内林場に就て見るに從來通北縣内に二件、面積四〇〇方里あり、興東林業公司の所有に屬し、他に嫩江縣内、一
件面積五〇八〇方里あり、鐵嫩森林公司に屬してゐたのであるが康徳二年九月二十七日附「林場權整理法」公布せられし

に依り、期限満了せるを以て、消滅と審定せられ従つて現在に於ては既に存在せざる事となつてゐる。

林業会社に就ては前述の如く本省は林業比較的振はず、従つて林業公司として特に見るべきものなく、何れも有りて無きが如き微力なるものゝみであるが就中特に概述を要するは鐵嶽公司のみである。本公司は民國八年一月官商合辦（中國中央農商部、黑龍江省政府及地方士紳合同出資）により設立せられた株式會社である。翌九年七月鐵驪縣嫩江縣に各々一ヶ所の林場權を承領せるも、經營宜敷きを得ず、事業不振を續けて來た。後嫩江林場に就ては其の經營を黑龍江省農礦廳に委託する事となり、又現に前述の如く本公司の林場權は林場權整理法に依り消滅するに至り、又事業經營の能力なきを以て結局解散の外なかるべしと思料せらる。

第四節 鑛業

本省は其地質概ね新生代第四紀に堆積せる風成、或は水成の洪積層及冲積層を以て厚く被覆せられ、基盤岩石の露出區域僅小なる爲、其中に埋藏せらるゝ鑛産物の發見も亦甚だ少ない。

即ち小興安嶺西側麓に見る砂金の外は特筆すべきものなく、石炭は僅に設定鑛區三個所を有するも、炭質粗惡なる褐炭乃至亞炭に屬すべきものである。又顔料鑛とは所謂硅酸礬土の一種にして、之を哈爾濱に於て加工し、採色用塗料として市場へ給せられてゐる。其他螢石、石灰岩等の産出あるも未だ見るべきものなし。本省は康徳元年十一月省政改革に依り其省境著しく縮小せられたる結果省内鑛産分布狀況亦一變し、之が現況左の如し。

鑛區總數	九鑛區
金 鑛	三鑛區
顔料鑛	二 //
煤(石炭)	三 //
石 材	一 //

以上は所轄監督官廳たる齊々哈爾鑛業監督署に於て現在取扱中のものにして、爾今新規發見出願あるものと豫想せらる由來本省の前身は民國十八年の道尹制度廢止後、現今の興安東北兩省を始め、黑河省並に三江省、濱江省の松花江以北と共に黑龍江省の中心をなし、舊黑龍江省は所謂北滿の大部分に該當する廣大なる面積を占め、中に包含埋藏せらるゝ鑛物資源亦莫大なるものありと推測せられ、其の代表的鑛産物たる砂金及石炭は夙に知られて居たのである。

然るに土地僻遠なると、交通治安の全からざるに因り、人口亦稀薄なる爲、之等の鑛産資源開發は物質的不足と、技術的幼稚等に妨げられ、非合法的にして且つ遅々たるものであつた。

建國以來國家の産業部門開發方針確立せられ、鑛業方面に於ては、銳意之が研究、努力の結果、遂に康徳元年十二月省制改革に併行して鑛業監督署の設立を見るに至り、現在興安東北兩省を除く、舊黑龍江省全省を以て、齊々哈爾鑛業監督署の管轄區域と定められて居る。而して齊々哈爾鑛業監督署は實業部大臣の命に依り、管内鑛業の行政監督官廳として康徳元年八月發布の新鑛業法に則り、北滿鑛業開發の重大使命を遂行しつゝあるのである。

省内鑛産埋藏量及最近年産額

(康徳二年十一月現在)
齊々哈爾鑛業監督署調

礦種	推定埋藏量	單位	康德元年度產額	單位	摘 要
砂金	四〇、六五六	越	五一、八六五、四六	越	天德金礦は出願中なるを以て未開工
顏料	二、九〇三、〇〇〇	越	六〇、〇〇〇	越	徐鵬志の鑛區は休工中にして張泰永鑛區の産額を示す
煤	四九、七二四、〇〇〇	越	無	無	休工中出炭なし
石材	未詳	未詳	未詳	未詳	

省内鑛區一覽表

(康德二年十一月現在)
齊々哈爾濱鑛業監督署調

縣名	鑛區數	鑛種	鑛業人	同 上 住 所	備 考
嫩江縣	一	金	張沛雨	黑河達金金廠	宏業金廠
訥河縣	一	顏料	採金會社 張泰永	新京大同大街康德會館四層樓 哈爾濱道外太古街天增東	鑛區は黑河省に及ぶ 永興顏料石鑛公司
克山縣	二	煤	徐鵬志	哈爾濱道裏警察街八〇號	志遠顏料石鑛公司
龍江縣	一	石材	金德盛 馬蓋鄉	江省城北關 吉林濱江縣道裏	
龍鎮縣	一	金	高紹武 鄭岳五	工省一署門牌二十四號 龍鎮縣天德金廠	天德金礦

第五節 商・工業

第一項 商業

省住民の九〇%が農民なる關係上、農民の消長は直接間接、商業に甚大なる影響を與ふる事は明かな處である。前項農業に就て述べた様に、農産の大宗たる大豆が種々外部的影響と水災匪禍等により支障せられ、其の需要極度に減退した爲め特産界の慘狀は奥地一帶鄉村の疲弊困憊を來し、農民の購買力は殆んど半減せられ、商品の賣行停止の必然的結果として各地に於ける農民相手の商賣は極度の不況に沈淪するに至つた。

之に對して當局としては銳意善後策に腐心し、中銀を通じて春耕貸款の貸與を仰ぎ、救濟の一助たらしむる事とした。其他金融會社或は最近に於ては日滿實業協會の大連協議會、續いて滿鐵の特産對策委員會設置、新京に於ける日滿官民の支援協力により特産中央會の設置せらるゝ等、日滿朝野を擧げて全滿農村不況打開に奔走して居り、他面歐洲市場に於けるストツクの漸動を見、買氣漸く動くに至り幾分好轉の曙光を見出すに至つた。又一方國道の建設、鐵道の敷設、通信機關の整備等各般の施設漸次整ひつゝあると共に上述の人爲的救濟策も其の效を奏し、漸次農村恢復の氣配を呈し、農民購買力の増加と共に商況次第に活氣を呈するに至つた。今省内商會現勢に就て見るに左表の如くである。

商會一覽表

(康德二年十二月現在)
龍江省公署實業處調

名 稱	所 在 地	成 立 年 月	現 任 正 副 會 長	會 員 數		備 考
				定 額	現 員	

龍江省	總商會	齊々	清光緒 33年	王玉堂・王向賢	22	16	1,168
景星縣	商會	星縣	民國 18年	于長增・楊瑞祥	15	13	88
甘南縣	商會	南縣	民國 18年 1月	馮國棟・王思普	15	7	58
富河縣	商會	裕縣	民國 18年 6月	耿萬選・洪廣顯	15	4	45
訥河縣	商會	河縣	清宣統 1年 5月	孫如松・羅作綸	18	20	181
嫩江縣	商會	江縣	清宣統 2年 12月	白儀亭・劉顯廷	18	14	153
德都縣	商會	都縣	民國 18年 1月	鄭林泉・劉華三	15	12	45
北安鎮	商會	龍鎮	民國 18年 1月	任如松・劉鑄青	30	22	127
通北縣	商會	北縣	大同 2年 8月	王化民・趙漢卿	16	9	50
克東縣	商會	東縣	民國 15年 3月	吳鳳樓・吳景芳	19	13	120
克山縣	商會	山縣	民國 3年 4月	劉永起・魏文政	30	26	342
拜泉縣	商會	泉縣	民國 3年 8月	崔占鰲・劉名順	30	24	505
明水縣	商會	水縣	民國 3年 9月	張貽成・孫恪哲	18	15	38
依安縣	商會	安縣	民國 13年 1月	張文芳・宋麟亭	18	15	57
林甸縣	商會	甸縣	民國 8年	姚廷選・王雲書	22	21	87
小高子站	商會	康縣	民國 16年 9月	劉榮・孫伯漢	18	10	63
泰來縣	商會	來縣	民國 4年 10月	王佐臣・楊桂臣	30	15	90
鎮東縣	商會	東縣	詳	喬振采・林振遠	22	12	51
大慶縣	商會	慶縣	民國 4年 4月	于鳳池・李幹臣	15	21	181

安慶縣	商會	慶縣	民國 6年 6月	陳王貴・劉文超	15	1	53
洮安縣	商會	安縣	民國 17年	王香九・張翰臣	15	3	96
洮南縣	商會	南縣	民國 14年 10月	李芝・張思遠	22	16	793
開通縣	商會	通縣	清光緒 39年 8月	張雲峰・尹程九	22	15	91
瞻榆縣	商會	榆縣	民國 6年 8月	劉英榮・	15	—	35
突泉縣	商會	泉縣	未詳	高德恒・劉寶九	30	19	54
泰安鎮	商會	山縣	民國 14年 8月	趙新三・郭殿卿	22	22	345

第二項 工業

更に工業事情に就て其の概要を一瞥するに、當地方は農業資源に富むと雖も工業の必需條件たる燃料、水、鐵等を缺き且つ人口稀薄にして工業製品の需要範圍極めて狭小なる爲め、近代的化學工業發展の餘地未だし。只だ僅かに舊來の農産物と其の製造對照とする油房、燒酒、製粉、工業等稍々見るべきものあり、何れも幼稚なる技術を以て小資本を投じ窯業獸毛加工、製材、燐寸、製紙、織布、石鹼等の小工業を見るのみである。

依つて中央政府としては當省のみならず全般的工業不振に鑑み、其の振興策として、實業部商工司及其他關係各機關指導統制のもとに各省實業廳、民政廳、各縣實業局をして之が指導と税金の免除其他の特典を興へ、大いに勸業に努めつゝあり、治安の確立、交通の利便、人口の増加につれ將來相當の成績を招來するものと思料せらる。

尙ほ工業の將來として省内各縣には工業の要素たる燃料、水、鐵等を有せざる爲め現在に於ては製粉、製油、釀造等の如く地方消費を目的とする小規模なるものゝ外全く工業部門に入り得る形態を有するものはない様であるが。製粉、製油釀造等三、四主要工業に就て略記すれば

一 製粉

滿洲農産品の大宗をなす大豆の連年に亘る相場の下落到達、全く農家自身の收支のバランスを失するに至つた結果政府は之に代ふるに小麦自作の奨励を爲すに至り、漸次其の收穫の増加と國稅々率の改訂に伴ふ輸入粉新課稅は勢ひ製粉業發展を招來するものと見られる。

二 製油、醸造

油、酒は民間に於ける需要絶大なるものであるから、單に地方的消費を目的とする製造範圍内に止まる場合は、不況乃至は穀價の暴落を續けると雖も、採算の採れない様な事はなし。

三 電氣事業

電氣事業は其の利潤率大ならざるも堅實なる企業にして、世間の景氣、不景氣に煩らはさるゝ事少く、爲めに今後に於ける治安の恢復と人口の増加とは相當確實なる基礎を築くに至るであらう。
次に省内商工業戸口表並工場統計表を掲げ以て本省主要工業の大業を窺ふ事とする。

縣別商工業戸口表 (康徳元年末
龍江省公署實業廳調)

縣別	總戸數	商工業家戸數	總戸數に對する百分比
龍泉甘富	20,961	150	0.8
江星南裕	6,344	154	2.4
	7,581	167	2.3
	4,145	128	3.1

縣別	總戸數	商工業家戸數	總戸數に對する百分比
訥嫩	24,385	828	3.4
德龍	4,142	466	11.3
通克	3,687	131	3.6
克山	2,110	321	15.2
拜泉	2,429	83	3.4
明水	8,182	400	4.9
依林	(24,751)	—	—
泰來	43,093	1,985	4.6
泰康	17,907	164	0.9
廣安	13,026	1,301	0.9
大安	10,605	583	5.5
洮南	2,404	545	22.7
洮安	13,749	1,322	9.6
洮陽	6,201	230	3.7
洮南	15,220	321	2.2
洮安	8,786	148	1.7
洮南	13,816	450	3.1
洮南	27,408	2,428	8.9
洮南	7,574	88	1.2

齊	突	魯
製	茶	漆
278,010	11,959	6,409
12,424	70	99
4.5	0.6	1.5

齊々哈爾市及各縣工場統計表
製油業

(康德二年十一月末現在)
龍江省公署實業廳調

市縣別	工業名	家數	資本額	生產品	生產額	價格	備考
齊々哈爾市	製油業	八	二九,五〇〇元	豆餅	一,三二七,六一一	一七四,八三三元	
泰來	同	四	二九,四〇〇元	同	三三,七九三	九,三五一	
克東	同	五	二〇,一〇〇元	同	四一,五八〇	一三,四四三	
龍鎮	同	一	五,〇〇〇元	小麻子餅油	二八,〇八〇	一,六八五	
甘南	同	三	四,五〇〇元	豆餅	二五,四三二	二,四三三	
克山	同	七	二五,〇〇〇元	同	一六,九〇三	八,九三三	
大賚	同	二	七,六〇〇元	同	二〇,八〇〇	七,三一三	
嫩江	同	一	二,〇〇〇元	同	一〇,六二八	二,六五七	
鎮東	同	一	五,〇〇〇元	同	二六,二〇〇	八,八〇〇	

釀酒業

市縣別	工業名	家數	資本額	生產品	生產額	價格	備考
齊々哈爾市	釀酒業	三	六三,〇〇〇元	白酒	四,七八七	一三三,三八九元	
泰來	同	三	二五,九〇〇元	同	七,一五七	一六,九三九元	
克東	同	三	三二,〇〇〇元	同	二五,〇〇〇	二五,二七〇	
龍鎮	同	一	五,〇〇〇元	同	四,七九二	一,四二六	
甘南	同	三	一二,〇〇〇元	同	一七,五九六	三,二七五	
開通	同	二	二,〇〇〇元	同	四,五〇〇	二〇,四八元	
德都	同	二	一,五〇〇元	同	一,七五〇	四,一五〇	
景星	同	三	三,二〇〇元	同	一,四八〇	三,七五〇	
龍江	同	一	五,〇〇〇元	同	一,六六〇	六,六五〇	
依安	同	二	一三,五〇〇元	同	二,三三〇	五,四八〇	
林甸	同	一	四,〇〇〇元	大豆餅油	二,〇〇〇	一,三〇〇	
突泉	同	一	三,〇〇〇元	同	一,〇〇〇	四,二三五	
訥河	同	六	二四,四〇〇元	同	五,〇三三	二,〇二九元	
洮南	同	二	四五,〇〇〇元	同	一,五〇三	二,三〇七元	

齊々	哈爾市	醬油業	三	三七、八四〇元	麵醬	八二、三六〇〇斤	七〇、九六〇〇元
洪	南	同	一	六、五〇〇元	各種醬油	一七〇、〇〇〇〇斤	一五、九三〇〇元
〃	〃	〃	〃	〃	醋	六三、〇〇〇〇斤	六、一〇〇〇元
〃	〃	〃	〃	〃	香油	二九、〇〇〇〇斤	八七〇〇元
〃	〃	〃	〃	〃	麵醬	三、〇〇〇〇斤	九〇五〇元
〃	〃	〃	〃	〃	麵醬	二、七〇〇〇斤	三二四〇元

◎清涼飲料製造業

齊々	哈爾市	清涼飲料業	二	二、八四三元	サイダ!	一四〇、〇〇〇瓶	八、四〇〇元
----	-----	-------	---	--------	------	----------	--------

◎製糖業

齊々	哈爾市	製糖業	一	三〇〇元	雜辦糖	二〇、〇〇〇斤	四、〇〇〇元
----	-----	-----	---	------	-----	---------	--------

◎豆腐製造業

齊々	哈爾市	豆腐業	二	三一六元	豆腐	七一、七一〇塊	五、三四五元
----	-----	-----	---	------	----	---------	--------

◎貴金屬加工業

齊々	哈爾市	貴金屬加工業	五	六二、二六四元	銀金器	三九、九〇九三兩	四七、六五五二元
齊々	哈爾市	同	二	九、六〇〇元	同	二六、七七九〇兩	四四、七三四元
齊々	哈爾市	同	四	一七、六〇〇元	同	四、八〇二五〇兩	四四、五六〇〇元
齊々	哈爾市	同	〃	〃	同	九、七六三兩	二〇、三〇〇五元

◎木器製造業

齊々	哈爾市	木器業	七	四一、四〇〇元	各種木料	四、一七四件	一七、四一七元
〃	〃	〃	〃	〃	各種木料	九、五七〇根	一四、四一五元
〃	〃	〃	〃	〃	各種木料	一四〇、〇〇〇立方尺	一五、八五〇〇元
〃	〃	〃	〃	〃	各種木料	五、四一六磅	一八、九四八元
龍	鎮	同	一	一〇〇元	大頭椽	八〇〇寸	三〇四元
克	山	同	四	六、五〇〇元	木器	八四件	二、五八〇元
大	資	同	一	五、〇〇〇元	木器	七一五件	五、五七〇元
開	通	同	一	三、〇〇〇元	同	三四〇件	四、九三〇元
林	甸	同	二	二、七〇〇元	同	二、五〇四	二〇、八六四元
突	泉	同	一	三〇〇元	同	七五〇	七、三〇〇元
洪	南	同	七	四、一七〇元	同	一一七	一、二五五元
〃	〃	〃	〃	〃	〃	五、〇五二	四二、一〇三元

◎肥皂業

齊々	哈爾市	肥皂業	一	三〇〇元	黃胰子	四八、〇〇〇塊	二、八八〇元
----	-----	-----	---	------	-----	---------	--------

◎燃寸業

齊々	哈爾市	燐寸業	一	一二九、二八〇元	火柴	一三、六五一箱	一〇六、四九三元
----	-----	-----	---	----------	----	---------	----------

◎蠟燭業

◎馬具業

洪	南	馬具業	四	二、二五〇元	馬各	一〇、三一四件	六、八八三元
---	---	-----	---	--------	----	---------	--------

◎熟皮業

齊	齊	熟皮業	一	一、〇〇〇元	熟馬牛皮	一五五〇張	一、四〇〇元
---	---	-----	---	--------	------	-------	--------

◎毛筆業

洪	南	毛筆業	一	四〇〇元	毛筆	一、六六二封	二、四九七元
---	---	-----	---	------	----	--------	--------

◎印刷裝訂業

齊	齊	印刷業	六	一一、五二〇元	印刷字	三、二九五、五〇〇件	一三、〇〇一七元
克	克	印刷品	二	六、五〇〇元	印刷品	七、八三七件	四二、八一五元
洪	洪	印刷品	四	一六、七三三元	印刷品	四〇一、二〇〇件	九、四三〇元

◎製紙業

齊	齊	製紙業	一	二二〇元	紙呈	一、八〇〇疋	一、一七〇元
洪	洪	製紙業	二	一、七〇〇元	紙呈	一一、七四五元	一三、〇四〇元

◎寫真業

齊	齊	寫真業	三	三、四〇〇元	像片	一四、六〇〇張	一一、七〇〇元
---	---	-----	---	--------	----	---------	---------

◎窯業

齊	齊	窯業	一	二〇、〇〇〇元	磚	四、五〇〇、〇〇〇塊	五、四〇〇元
龍	龍	磚	二	五〇、二〇〇元	磚	八、五〇二、〇〇〇個	二九、三一〇元
克	克	磚	四	六〇〇元	磚	九五〇、〇〇〇個	一二、八七五元

◎嫩口石加工業

齊	齊	嫩口石	一	六〇〇元	煙嘴	四、〇〇〇個	二、四〇〇元
---	---	-----	---	------	----	--------	--------

◎硝子器製造業

洪	洪	硝子器	一	一、〇〇〇元	各種燈罩	六、七〇〇打	三、〇一〇元
洪	洪	硝子器	一	一、〇〇〇元	各種燈罩	二、三五〇打	一、九八〇元
洪	洪	硝子器	一	一、〇〇〇元	各種燈罩	六、八〇〇打	三、〇一〇元
洪	洪	硝子器	一	一、〇〇〇元	各種燈罩	二、一四四個	四、五二八元

◎建築用具業

洪	洪	建築用具	一	三〇〇元	蝶番等品		一、二、〇〇〇元
---	---	------	---	------	------	--	----------

◎電氣業

齊	齊	電氣業	一	八二一、四〇〇元	電力	二、八八〇、五三KWH	三七四、四七六元
龍	龍	電力	一	一〇〇、〇〇〇元	電力	一六四、四〇〇KWH	四九、三二〇元
克	克	電力	一	一〇〇、〇〇〇元	電力	六五七、〇〇〇KWH	二七五、九四〇元

訥	河	同	一	同	燈	一、二二五個	一、九六〇〃	同
招	泉	同	一	一〇、〇〇〇元	表燈	四〇〇〃	三、三〇〇〇	
〃	〃	〃	〃	〃	街	一二〇〃	七、二〇〇〇	
洮	南	同	一	五八〇、〇〇〇元	電燈	一、九六五個	一七、九四八元	奉天電氣局 南發電所
開	通	同	一	七〇、〇〇〇〃	燈	五五、三三〇個	八八、五二八元	

●鋸冶業

突	泉	鋸冶業	一	一〇〇〃	農器	一、八四〇個	七六四元
洮	南	同	三	二四〇〃	同	一五、七一〇件	四、二四八〃

●洋鐵器加工業

齊	齊	哈爾市	洋鐵器業	一	七、七〇〃	洋鐵用具	七二〇件	一、〇一八元
---	---	-----	------	---	-------	------	------	--------

●鑄物業

齊	齊	哈爾市	鑄物業	三	五三、〇〇〇元	鍊爐等品	九、〇五〇件	一二、〇七元
開	通	同	同	一	一、〇〇〇〃	同	九、六五〇個	四、三一六元
洮	南	同	同	一	四〇〇元	爐條類	一、〇一〇斤	二〇三元
							三〇〇斤	一二元

〔附記〕 本表は實業部臨時産業調査局の規定に基き大同三年一月一日より康徳元年十二月末日に亘り省内各市、縣に付五人以上の職工を使用せる工場を調査せるものである。(但し富錦、泰康、安廣、洮安、四縣は工場未設なるを以て摘記せず)

第六節 其他産業

第一項 畜産業

本省内家畜總數は現在九六九、九九四頭にして、全國のそれに對し九・五%にして、其の内首位を占むるものは豚の四〇八、六五四頭にして家畜總數の四二・一三%を占め、第二位は馬の二八九、七九七頭(二九・八八%)第三位は羊一二五、五七四頭(一二・九五%)第四位牛七〇、六八七頭(七・二九%)第五位驢三九、五四三頭(四・〇八%)第六位騾三五、七三九頭(三・六八%)を算ふ。家禽は總數八七八、五九三羽にして其の内鶏は六四〇、七二五羽にして七二・九%を占め、殘餘の二七・一%は主として家鴨、鶩鳥等である。

而して各家禽の本省に於ける分布狀況を見るに、豚は各縣を通し大體同し比率を以て分布し居れども、馬は中部穀倉地帯に多く南部地方に少し。羊及驢は中部以南殊に洮遼七縣に其の數多く、中部以北の諸縣に於ては甚だしく家畜總頭數の割に充たず。牛は大體一樣に分布すれども穀倉地帯に於ては稍少く、騾も亦大體一樣に分布すれども最北部地方のみは少し以上本省家畜現勢上、特異とすべき點は全國的に見て綿羊の飼養頭數甚だ多きと、馬の頭數又多く之に比するに牛、驢、騾等の頭數少きことである。

南滿各省に於ては一般に牛の飼養頭數は馬に比し遙かに多く、且つ驢、騾等亦相當多きに反し、本省に於ては、牛の飼養頭數は甚だしく馬の四分の一に足らず。更に驢、騾の飼養頭數も亦少く、牛、驢、騾合して尙馬に及ばざるの現況である。

這は北滿に於て特に地方運輸機關としての馬の重要性を物語るものと言ふべく、要するに本省に於ける牧畜は他省に比し土地其他の關係上最適とされ極めて有望視されてゐる事業の一つであり、將來之が改良増殖を計るに於ては前途有望なる。

るものあるは疑を容れない處である。

第二項 水産業

漁業に就ては見るべきものはないが、本省を縦貫せる嫩江に於て鯉、鮪、嫩江鯛等少量の淡水魚を有するのみで、現に二百數十隻の漁船と約千數百名の従業員があり。年産額五百萬斤以上に上ると稱せられてゐる。

省内水産概況表

(康徳元年末)
(龍江省公署實業廳調)

縣名	漁船	漁戶	漁夫	漁商	年漁獲		年取引		年消費	
					數量(斤)	價額(元)	數量(斤)	價額(元)	數量(斤)	價額(元)
龍泰	67	30	192	9	759,500	15,190	866,369	18,975	499,500	44,455
泰來	29	41	120	8	855,485	25,525	600,000	18,000	600,000	18,000
泰景	17	8	580	—	272,000	9,203	—	—	—	—
甘景	2	5	10	—	7,000	490	10,630	850	3,000	240
富林	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—
林依	8	9	31	9	281,480	5,535	281,480	8,455	—	—
依安	—	—	—	4	—	—	230,000	4,500	16,000	3,200
計	—	6	—	—	280,000	11,200	30,698	3,070	60,000	4,000

縣名	漁船	漁戶	漁夫	漁商	年漁獲		年取引		年消費	
					數量(斤)	價額(元)	數量(斤)	價額(元)	數量(斤)	價額(元)
山水	—	—	—	7	800	56	384,910	26,944	384,910	26,944
東泉	—	—	—	5	—	—	5,000	350	4,000	400
泉都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江鎮	2	5	10	4	6,100	250	4,500	180	4,500	180
嫩龍	6	8	42	15	45,600	3,242	45,600	3,242	43,600	3,092
通大	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
突安	120	39	356	16	2,283,915	47,239	800,000	24,000	400,000	15,000
鎮開	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瞻瞻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南安	2	1	5	—	10,000	200	10,000	200	10,000	200
通榆	4	17	50	3	132,620	2,652	100,000	2,400	32,600	652
計	—	—	—	—	—	—	43,100	3,410	34,100	3,410
計	247	169	1395	95	5,134,500	125,782	3,910,632	160,066	2,492,210	143,773

第七節 建國以降に於ける産業開發・施政概要

第一項 大同元年度

舊黑龍江省公署は其の組織に先立ち大同元年三月二十七日舊政權時代の實業、建設兩廳の政務を引継ぎ、實業廳として産業部門の行政を掌る事となつたが、大同元年七月始めて省公署の組織を確定すると共に、分科及文書取扱に關する諸規定を定め愈々其の緒に就く事となつた。折しも馬占山脱出の變あり、之に伴ふて各地に蹠居せる反滿抗日分子の蠢動するあり、爲めに産業開發の基礎たる各種の調査進捗上、至大の支障を來したのである。

然るに同年十月に至り馬占山の蘇聯逃走に依り稍々治安の維持せらるゝに至つたので、漸く大同二年に入つてより本格的活動に入るべく各種方面の専門技術者を招き、産業の基礎調査に傾注したのであるが他面人員の不足、交通の不便、匪賊の出沒等により其の効果を十分ならしめざりしは、遺憾とする處である。今茲に大同元年度内に於ける省當局實施事項を摘記すれば次の如くである。

實施事項表

關係部門	項別	趣	旨	結果
農林	大同元年農作物收穫量第一回豫測調査	實業部命による本年度豫測調査	完	成
	右同 第二回調査	同上	同上	同上
農林	本省管内家畜及牧場調査	實業部命により家畜家畜數量の調査	未	完
	本省管内匪賊による家畜家畜損失調査	同上	同上	同上
	本省管内水害による家畜家畜損失調査	同上	同上	同上
	農家副業情況調査	實業部命による農村經濟を明瞭にし以て改良救済の標準にせんとする調査	同	上
	家畜移動及飼料狀況調査	實業部命により家畜と農作との關係及其消費を明瞭にせんとする調査	同	上
	水産及漁業調査	實業部命に依る資源に關する調査	同	上
	小滿、夏至、大暑、處暑、秋分各作況調査	實業部命による農作物豫測に關する調査	未	完
	森林面積及木材利用狀況調査	林産の供給を明瞭にせんとする調査	〃	〃
	實業部令の資源調査	農作影響の参考となす	完	成
	木耳(木の子)生産賣捌狀況調査	林業副業の参考となす	未	完
	軍用資源調査	日本軍の依囑に依る	〃	〃
	存款調査	地方救済上の参考となす	〃	〃

礦務	本省各地土壤分析	研究改良の基礎となす	滿鐵公主嶺農事試驗場と連結をなし本廳より材料を提供し化學試験をなし大同二年二月より開始し現に維持研究中	研	究	中
	張鴻鈞發明製造の馬引鋤地機は龍江克山等十九縣及農林試驗場に分送	本機は張鴻鈞の發明に係り本省二十台購入し分送して農具改良を導く	同	上	上	上
	各縣農作物種子を徵收し農林試驗場に試作	品種と氣候及土壤關係の試験	同	上	上	上
	礦冶業の調査	部令に依り礦業統制上の根本となす	一部分調査報告済	未	完	成
	産金調査	部令に依る資源に關する調査	同上	未	完	成
	大青山石炭礦調査	開發計畫の基礎となす	尙ほ第二回大規模と實踐を要するも經費の都合上未實施	未	完	成

景星白土調査	同	上	研究	中
礪子山 炭礦調査	同	上	同	上
克東石礦調査	同	上	同	上
布西螢石礦試験	同	上	同	上
嫩江鐵高山石炭礦調査	礦商金徳誠の依頼に依る		尙ほ試探の要あり	
燒鍋(製酒業)の調査	實業部令により統制上の基礎並に勞資狀況を明瞭にする爲め調査		未	完 成
油房調査	部令により統制上の基礎並勞資狀況需給關係を明瞭にせんが爲め調査		〃	
めりけん粉工場調査	同	上	同	上
清涼飲料水工場調査	同	上	同	上
商業調査	部令に依る統制上の基礎となす		同	上
會社調査	同	上	同	上
質屋調査	同	上	同	上
糧棧調査	同	上	同	上
交易調査	同	上	同	上
銀行業調査	同	上	同	上
卸物價定期調査	同	上	同	上
當市の物價調査	生活程度高低の考査及貨物賣捌の狀況		逐月進行中	

當市の貨物輸入調査	將來統制の基礎となす		同	上
各商會制度の整理	所屬に通令し民國商法により主席を會長と改稱し並會務進行の督促		完	成
各縣の縣營、民營電話事業の調査	交通部の委託により統制の基礎となす		同	上
各縣電氣事業調査	審査眞理し以て統制の基礎となす		同	上
度量衡用器數量統計調査	部令に依り權度制統一の参考に資せんとする調査		未	完 成
各縣市現用の升尺秤の研究	同	上	報	告 濟
松浦權度局の撤廢	舊政權番代ノ建設廳度量衡を賣捌く爲め設立したるものにして我國の度量衡未だ發布以前は存在の必要なし		大同元年五月に始末せり	
松黑兩江郵船局の撤廢	所有の船舶碼頭家屋は均く廣信公司に租與し該局の經費を消費するのみにして存在の必要なし		大同元年九月撤廢し租借賃は實業廳管理に歸す	
札免林業籌公處の撤廢	滿鐵と合同公司折衝のため設くるものにして時五年を経過し具體的解決なく空費を節約する爲撤廢せり		大同二年四月撤廢し所管事務は實業廳にて引續く	

第二項 大同二年度

大同二年度は我國の一般政治が體制整備の軌道に入らむとする時期に當り、中央に於ては各部の整備、地方に於ては縣政の革新、保甲法の實施に依り行政の實大いに昂り、産業方面に於ても重要産業の統制開發計畫を實行し、着々其事業を進捗するに至つた。

然るに舊黑龍江省に於ては、全住民の九〇%を占むる農民の生業即ち農業は事變後引續き兵害、匪患、水災等に見舞はれ漸く餘喘を保つに過ぎず、聊かも回復蘇生するに至らなかつた。本年度は農産物の比較的增收を見たけれ共、世界的經

濟界の不況對外輸出貿易の障害、對外爲替相場の變動等により農産物（特に大豆）價格の極端なる低落を見、農家經濟は破産状態に陥り慘憺たるものであつた。之に對し應急救濟策として農産物の共同販賣會制度を實施し、且つ春耕貸款の貸付をなし一時的には相當の効果を收めたけれ共、未だ種々の資料を得るに由なく農村更生、農産業開發の根本策を立つるを得ず、從つて農林、工商共未だ殆んど基礎法規の發布を見ざる状態にあり、本年度の業績は資料の採集と元年度計畫の未成事項の繼續施行とに止まつたのである。

今該年度に於ける省當局實施事項を表示すれば次の如くである。

實施事項表

關係部門	項目別	趣	旨	結	果
農業	耕地面積及人口關係調査	開墾計畫の基礎となす		完	成
	農家經濟標準調査	實業部の指令により農家經濟の改善向上に資す		〃	
	優良小麥種子配付	齊北沿線各縣の不良小麥の改良を測り農民福利の増進に資す		〃	
	「種麥須知」の編纂	麥作の智識を普及せしめ大豆價格の下落により窮迫せる農民に麥作を奨励す	各縣に配付		
	藥材調査	農家副業の參考となす		未	完
	小作制度調査	小作民の生活向上に資す		〃	
	農業労働調査	實業部及民政部の指令による農業労働者の需給調節を計る		〃	
	省立農事試験場及各縣農事試験場調査	農事試験の指導に資す		完	成
	農會組織及會費徴收狀況調査	農會の改善指導に資す		〃	
	森林面積及木材利用狀況調査	元年度未成事項の繼續		〃	

畜産	水産	工業	項目別	趣	旨	結	果
畜産	水産	工業	「木耳」產出狀況調査	同前		〃	
			「黃花松」の苗木配布	實業部の提唱により造林を以て全國綠化を期す	各縣及各公共團體に配布す		
			官業整理	部省商の合辦事業たる鐵嶽森林公司の官業整理	完	成	
			「榆樹」種子配布	當省に適せる榆樹の種子を配布し造林事業の促進を計る	樹少なき縣に配布す		
			林業權調査	林木伐採の管理に資す		〃	
			北滿森林飛行調査	實業部事業に参加す		〃	
			省内家畜家禽調査	元年度未成事項の繼續	完	成	
			省内匪害損失家畜家禽調査	同前	完	成	
			省内水災損失家畜家禽調査	〃	〃		
			牛馬炭疽痛病豫防注射	牧畜上の大敵を除去す		〃	
水産	工業	「家畜傳染病」の編纂	防疫智識の普及を計る	各縣及各關係機關に配布す			
		馬匹調査	民政部の指令に依り馬匹の改良統制に資す	未	完		
		馬車調査	軍政部の指令に依り馬匹の改良統制に資す	〃			
		馬車輛調査	同前	〃			
		水産及漁業調査	實業部に依る元年度未成事項の繼續	完	成		
		油房（製油場）調査	同前	完	成		
工業	工業	燒鍋（製酒）調査	元年度未成事項の繼續	〃			
		火磨（製粉）調査	同前	〃			

商業	權度	礦業
清涼飲料工廠調査	同 前	觀都金鑛局整理
工業基本調査	實業部と滿鐵の協同に依る工業統制上の基礎となる	甘河石炭鑛整理
外國商人營業調査	元年度未完成事項の繼續	鑛冶業調査
會商調査	同 前	泰安鎮商臨時過斗法の規定
當舖(質屋)調査	〃	舊制度量衡の調査
糧棧(穀物商)調査	〃	善に資す
銀行業調査	〃	〃
一般商業調査	〃	事業整理
泰安鎮商臨時過斗法の規定	農商民間の反目を除去す	採金會社に移管す
舊制度量衡の調査	元年度未完成事項の繼續度量衡器の改善に資す	〃
鑛冶業調査	〃	〃
甘河石炭鑛整理	〃	〃
觀都金鑛局整理	〃	〃

第三項 康徳元年度

康徳元年夏期に於ける北滿一帯に亙る大洪水は家屋の流失、耕地の荒廢、從つて起る農作物の大減收は貧窮せる省内農民に食糧を補給し得ざる状態に立到り、其の慘狀目に餘るものがあつた。茲に於て當廳は各關係機關と共に緊急救済施設を講ずるの外、根本に溯り治水事業の大計を定むる事と、した。

農村振興計畫に至つては各縣保甲制度の整備に伴ふ各種調査の便宜より統計資料の正確度を期待し得て、茲に愈々立案實行の期となつたのである。恰も十二月一日地方行政制度の改新あり、實業廳は從來の總務、農務、工商、鑛務の四科を農務、工商の二科に改め、舊總務科の所管事項は之を農務科に包含し、舊鑛務科は新設の鑛業監督署に處屬せらるゝに至つた。又從來農務科の林業關係事業の一部は之に先立つて設けられた森林事務所に移管せらるゝ事となつた。斯くて實業廳は組織其他各般事項の整備全く成り面目を一新し、農村開發實行に邁進することとなつたのである。茲に省當局の實施する本年度事業々績次の如し。

實施事項

關係部門	項 別	趣 旨	結 果
總務	農事試驗場移管	康徳元年七月一日龍江農事試驗場を實業部に移管し、國立克山農事試驗場分場となす	完 成
農業	滿洲國地方制度改變に依る實業廳の組織變更	康徳元年十二月一日地方制度改變と共に當廳は總務科と鑛務科を廢し、農務科と工商科のみを置く鑛務科は實業部直轄工業監督署に處屬し總務科の處管事業は農務科に包含せらるゝに至る、尙ほ農務科内に於ける林業事業の一部は新設實業部直轄森林事務所にてなさるゝに至る	完 成
	藥材調査	二年度未完成事項の繼續	〃
	小作制度調査	〃	〃
	労働調査	〃	〃
	農作物作柄調査	實業部滿鐵と共同して行ふ農作物生の育狀況を調査す	〃
	水害調査	康徳元年大水災による農民被害の狀況を調査す	〃

蔬菜集散調査	日本軍の調査委託による	//
軍用資源調査	//	//
北滿交通路調査	農産物販出経路の考察に資す	//
農産物收穫量豫想調査	實業部令に依る 豊凶を豫想し事前に對策を練る	//
農家經濟調査	實業部令に依る、農家經濟の改善を計る	//
耕地面積土地利用状況調査	實業部令に依る、開墾に資す	//
氣象觀測器配布	氣象の觀測及豫知に資す	//
洮南等七縣農事調査	省改變に依る新加入縣の農事視察	//
糧食過不足調査	實業部令に依る、農作物不足に依る糧食缺乏状態を調査し對策を講ず	完 成
優良種子配布	省内大豆及小麥の改良を計る	//
模範農村調査	各縣に令し模範農村を選定せしめ、之に各種優良施設をなさせしめ、農村指導の核心體たらしめんとす	繼 續 中
農業労働過不足状況調査	農業労働者の補給調節を計る	//
農會調査	農會の改善に資す	//
奉天縣水田耕作希望地状況調査	水田耕作の指導	//
日鮮人移民調査	日鮮人の開墾移民に資す	//
林場權の整理	林場に關する係争を解決す	完 成
昨年度配布樹苗育苗調査	造林計畫に資す	//

綠化運動樹苗配布	實業部令に依る「落葉松」「黒松」苗木を各縣に配布し綠化を計る	//
白樺苗木の配布	齊々哈爾市公園に植樹し、美化を計り且つ見本樹となす	//
苗圃の植樹	苗圃の充實を計る	繼 續 中
牛馬炭疽病豫防注射實施	猖獗を極むる家畜の豫防ならず	完 成
馬匹現狀調査	民政部令に依る馬匹の改良を計る	//
馬事調査	軍政部令に依る軍馬の育成に資す	//
種豚貸與	實業部の指令に依るパークシャーを配布し、在來豚の品質改良を計る	//
「家畜防疫淺説」配布	農民に家畜防疫の知識を普及せしむ	//
炭疽病による馬匹死體處置	家畜防疫、馬政局と共同	//
種豚貸付斃死状況調査	實業部令に依る在來豚改良計畫に資す	//
家畜家禽數量	調査家畜家禽改良増殖に資す	繼 續 中
乳牛使用状況調査	酪業の發達を期す	//
水産物及漁業調査	實業部令に依る	完 成、實 業 部 に 轉 報
大同二年度漁業調査表	//	同 前
水産調査	水産業の助成發達に資す	繼 續 中

工業	工業調査		實業部送達
商業	商會調査	商會組織の改善及事業の指導に資す	
	商會收支豫調査	同 前	
權度	「度量衡デー」に於ける各種宣傳	改正度量衡の知識普及	完 成
	度量衡器具數量調査	度量衡の改正に資す	同 前
礦業	既成未成各礦區圖	實業部令に依る	完 成
	泰安鑽石礦調査	資源の調査	同 前
	本省礦區連絡圖	實業部令に依る	完 成

第六章 交通・通信・土木

第一節 鐵 道

本省に於ける鐵道は、省城齊々哈爾を中心として北は北安鎮に至る齊北線あり、北安鎮より更に北に走つて黑河省城に至る北黑線に連り、南行して濱江省城哈爾濱に連る濱北線走り、南部は齊々哈爾より奉天省四平街に至る齊平線あり、南北を縦貫してゐる。又横斷鐵道としては濱洲線中腹を横切り、南部は國都新京より扶餘洮南を経て興安南省に入る京大線新設せられ、漸次交通施設の整備充實に向つてゐるから之が北滿文化開發上、至大の効果を齎すべきは自ら明らかな處である。

今茲に當省内主要鐵道を一瞥すれば次の如くである。

第一項 齊 北 線

(1) 沿革

齊北線は齊々哈爾、北安鎮間二三〇・四料の路線である。該線は從來、齊克線と稱せられたもので敷設工事は昂々溪齊々哈爾間と齊々哈爾、泰安間二區に分ち、何れも建國前一九二八年六月起工し、前者は同年十二月、後者は一九三〇年三月竣工した。該線の建設に當つては、舊北鐵を横斷する爲め、舊北鐵蘇聯幹部の強硬なる反對あり、所謂クロス問題として紛糾したのであるが一九二八年春、蘇聯の讓歩によつて解決した。因みに齊々哈爾、昂々溪間の建設資金百二十萬元は奉、黑兩省及中國交通部（京奉鐵路）が各々四十萬元を支出したが齊々哈爾、泰安間建設資金に就いては黑龍

江省政府出資に係るもの、如く、其の額は判然しない。

尙ほ泰安、克山間及克山、海倫間併せて一六二・二軒は滿洲事變後、北滿開發の必要上、急遽之が建設をなす事となり、滿鐵之に當り一九三二年十二月竣工、同時に假營業開始翌年十二月鐵路總局に於て本營業を開始した。

(2) 沿線事情

齊北線は齊々哈爾(三間房)より嫩江流域に沿ふて北上し、平坦なる平野を貫いて寧年に至り、右折して胡裕爾河に沿ひ同流域の肥沃なる耕地を東走し泰安、克山を経て一路北安鎮に達する。沿線地方龍江、富裕、訥河、克山、拜泉の諸縣は何れも嫩河、胡裕爾河流域にして、克山附近に僅かな丘陵を認むるのみで廣漠たる平野である。此間齊々哈爾、寧年間は沼澤に富み不毛の荒地なるも、寧年以北は所謂黒土地帯に屬し、地味至つて肥沃にして大豆、高粱、粟、其他の農作物に適し、沿線は殆んど耕作され盡し、流石は北滿の穀倉としてうなづかれるものがある。

從來沿線各地は曾つて舊北鐵西部線の勢力範圍とせられたものであるが、齊北線完成以後沿線の穀物は平齊線を経由して、奉山線河北又は南滿に輸送され、全く西部線の勢力圏内より脱するに至つた。穀物は依然として、大豆其の最高位を占め小麦、高粱、粟等之に亞ぎ其の買却代金が、農民の重要な生活資源である事は勿論である。然し滿洲事變當時の馬占山、蘇炳文の反亂、續いて匪賊、水害等の爲め數量著しく減少し、特に近年の特産物の價格慘落は、農民はもとより之が賣買の衝に當る特産商をして、經營困難に陥らしめてゐる。

第二項 平齊線

(1) 沿革

本線は四平街、齊々哈爾間を經つ、五七一・四軒の路線にして齊北線、北濱線、拉濱線の各線を結んで北滿一周線をなすものである。最近まで四洮線(四平街、洮南間)洮昂線(洮南、昂々溪間)と稱し鄭家屯間はもと四鄭線と呼稱せられてゐた。

舊四洮鐵路は遠く一九一三年の日、支協定による所謂滿蒙五鐵道の一で四平街——鄭家屯、鄭家屯——通遼、鄭家屯——洮南の三區に分ち敷設したものである。即ち四平街、鄭家屯間に就ては一九一五年十二月中國政府と日本橫濱正金銀行との間に「四鄭鐵道借款契約」締結され中國政府は正金銀行を通じて、公債金五百萬圓を募集し、一九一七年四月起工同年十一月開通、翌年一月より假營業を開始した。

鄭家屯、洮南間は通遼、鄭家屯間と同じく一九一九年九月滿鐵と中國政府との間に締結された「四鄭鐵道借款契約」に基き三千二百萬圓の短期借款契約に依り一九二二年九月起工、翌年七月竣工、翌々年七月營業を開始した。滿鐵は借款契約に基き専務、工務、會計の三處長を派遣して、同鐵道の經營を援助、監督した。而して右短期借款は一九二六年を以て滿期となつたが、支那側は之が切替に應ぜず、滿鐵との間に問題を惹起したが、滿洲事變後一九三一年十二月滿鐵借款總額を金四千九百萬圓に切替へ改めて「四洮鐵路貸金及營業契約」を締結した。

舊洮昂線は一九一三年露國が白耳義財團を操縦し、敷設權獲得を策謀して失敗に終つた歴史を有してゐる。滿鐵は舊東北政權との間に一九二四年「洮昂鐵道建設請負契約」を締結し一千二百九十二萬圓の工費を以て、翌年五月起工、翌々年七月全線開通、假營業を開始した。而して本鐵道は工事完了と共に請負金額を支拂ふか又は借款契約を締結すべき約束であつたに拘らず、舊東北政權は此の契約を履行せず、未解決のまま、滿洲事變に至つた。

(2) 沿線事情

平齊線はその起點を四平街に發するものであるが、本省内即ち開通縣に入つてより一望千里、砂質平原地帯の曠野で愈々蒙地に入る實感がある。更に北上して洮南、洮安に入れば、縣内東南部一帶は概して平坦なるも、西北部一帶は興

安嶺支脈流れ、多少の山岳はあるが決して高峻と稱する事は出来ない。秦來の北方江橋附近に於ては嫩江相交又し、嫩江の兩岸は一大平原である。

第三項 濱北線

(1) 沿革

本線は三棵樹、北安鎮間三二六・一籽の路線である。本線はもと呼蘭―海倫を結ぶ鐵道の故を以て呼海線と稱せられ海倫より西北に伸びて克山に至る線は海克線と稱せられた。今、濱江より呼蘭、海倫を連ねて北安鎮に至る間を濱北線と呼び北安鎮、克山、齊々哈爾を齊北線と呼ぶ事となり、舊稱はすべて廢せられた。

呼海線の建設は日、露戰爭後に於て黑龍江省議會の問題となり一九一一年黑龍江鐵路籌備處が設立せられ、建設資金の募集に着手したが、偶々同年の革命によつて頓坐を來し、其後一再ならず計畫されたが何れも不成功に終つた。一九二五年に至り黑龍江省督辦吳俊陞の提唱に依り呼海鐵路会社が設立され、官民合辦資本金一千萬元を以て之が敷設を實現する事となり一九二六年工事着手、其後一時經費難に禍されたが一九二八年十二月馬船口、海倫間二二一・一籽竣工直ちに營業を開始した。本鐵道は北滿の穀倉と稱せらるゝ豊饒の地を通過し、従つて相當の成績を擧げてゐたが、北鐵接收前は該鐵道との利害相反する爲め連絡協定ならず孤立状態にあつた。本線中海倫、北安鎮間一〇六籽は事變後滿鐵の手により建設、一九三三年十二月竣工した。

(2) 沿線事情

濱北線は其の大部分濱江省内中央部を走つて北上し、省内に於ては海倫北方通北縣以北を貫いて北安鎮に至るものであるが、其の沿線は肥沃なる黒土に包まれ遍く耕墾され、其の地質の豊饒を物語つてゐる。沿線は何れも農業を主とし大豆、小麥、高粱、粟等を主要農産としてゐる。

第四項 北黑線

(1) 沿革

本線は北安鎮より大黒河に至る線で延長一三六・七籽、一九三三年六月起工、昨年三月三十日北安、辰清間竣工同年十月十五日便宜運送開始、次いで同年十二月一日鐵路總局に引繼がれて同日より正式に營業を開始した。沿線中間の龍鎮以南は相當開墾されてゐるが龍鎮以北は人煙稀薄で大部分未墾地である。然し本線の開通により今後肥沃なる土地を利用し、漸次開墾せられて將來の發展は期待されてゐる。

(2) 沿線事情

龍鎮縣は東部木庫山嶺山麓に亘り一面に花崗岩地帯なるも、龍鎮以西本省内の一帯は稍々肥沃なる沖積層を以て覆はれ、適當なる農耕地帯を形成する。龍鎮縣より黑河省内に入る沿線の生産物は小麥を最多とし包米、粟、之に亞ぐ。沿線は從來交通不便にして且つ建國當時に於ける馬占山輩下の暴政は、農民をして極度の疲弊に陥らしめ多年の耕地を棄て他に移住するもの續出し、農業は著しく衰微した。然るに其後滿洲國の施政此地に及ぶに至り漸く歸農する者多く今や沿線農民は嬉々として農事にいそしんでゐる。尤も該地方農産は辛うじて農民の自己の消費を充足し得る程度に止まり、縣外移出は極めて微々たるものである。

第五項 京大線

(1) 沿革

本線は新京より松花江、嫩江の合流點たる大賚に至るものにして、延長二二二籽、民國十七年舊政權時代、所謂新滿蒙五鐵道中の一線として嘗ては種々の問題を惹起したが、大同二年二月九日附交通部令に基き、本線の建設は康徳元年四月二十日滿鐵に委任せられたものである。

敷設工事は始め順調に進捗したが、昨夏の水災に依り著しく遅延し康徳元年九月中には新京、農安間六二・六籽の開通を見る可き豫定であつたものが十二月上旬漸くにして其敷設を見、直ちに假營業を開始した。本年一月農安より郭爾羅斯前旗内、扶餘對岸の地に至る八五・七籽の工事成り、一月十五日より新京、前郭旗驛間一四八・三籽の假營業を開始し更に前郭旗、大賚間は六月十五日より假營業を開始したが此等新京、大賚間の所謂京大線は大賚、白城子間（假營業なくして直に本營業にかゝる）全通と共に十一月一日より本營業に移る事となつた。

京橋圖書館

(2) 沿線事情

從來扶餘方面の特産大豆は背後地たる肇州、長春嶺、茂興站、們土坑官地等各地より多量に出荷し、第二松花江の舟運に依り京濱線、松花江驛に出で南下してゐるが、本線の開通は根本的に此の系統を打開し出廻特産は殆んど全部新線經由にて新京に出荷するものと思量せらる。

第六項 濱州線

本線は舊北鐵東部線であつて、北鐵接收後哈爾濱、滿洲里間濱州線と改められ本省の中腹部を横斷してゐる。沿線中本省内を走る區間一帯は農業地帯とし嫩江本支流に沿ひ、廣大なる平野は鐵道南側に展開せられてゐる。

京橋圖書館

第七項 訥河線

齊北線寧年より分歧して北方訥河に至る路線にして事變前寧年、拉哈爾のみ建設せられてゐたが、齊克線の延長工事と共に着手され大同二年十一月一日開通を見た。沿線は嫩江流域の肥沃なる平野に恵まれ農耕に適す。

第八項 齊昂線

本線は齊々哈爾、昂々溪間を繋ぐ私設鐵道にして延長二九籽、一九〇八年起工翌年竣工して同時に營業を開始せられ今日に及んでゐる。

第二節 水運

第一項 松花江

(一) 概説

本江は黑龍江の一大支流にして、本流の外に嫩江、呼蘭河の支流があるが、水運上何れも價值あるものとされて來たのである。尤も本流の本省内を流るゝ部分は其上流小部分に過ぎず、支流嫩江は本省西北部省境に沿ひ、本流に注いでゐるものであるが其の水運を記するに當つては、本流の全面的概要を記述するを便宜とすると思ふ。

本流は北滿及東滿を灌漑し、屈曲して三江省東北部に至り黑龍江に合してゐるもので其の南流は松花江の本流をなし北滿の穀倉地帯を貫流してゐる。

本江中最も水利に富むものは哈爾濱下流とし、此區域は一千噸以上の大船と雖も航行が可能である。而して其の中心地は上流吉林、中流松花江港、下流哈爾濱とし、吉林より伯都訥に至る上流は河流屈曲甚だしく水深淺き爲め我克を通ずるに

過ぎず。伯都訥、哈爾濱間の中流域も、減水期は淺瀬多く又匪賊の出沒ある爲め、水運による航行は殆んど稀である。

本江航行期は解氷期前後五ヶ月を除く期間とし、四月下旬より十月下旬又は十一月上旬までとし、汽船及び舢舨は航行期間中九回乃至十回、戎克は五回前後就航する事が出来る。

(二) 各區水運

(1) 吉林——上流間

水速急にして水深淺く吃水淺き小民船が稀に朝陽鎮、樺甸縣地方より吉林に來航するに過ぎず。

(2) 吉林——陶賴昭間

吉林は由來本航行の起點とし吃水淺き汽船は哈爾濱迄航行するを得、長さ約百二十哩、水深二呎乃至八呎、河幅三百乃至五百碼とし吃水二呎級の小汽船の往來がある。

(3) 陶賴昭——新城間

此間約一百哩とし河幅廣い箇所は一哩あるが水深二呎に満たざる處もあり、加ふるに水路の變動する事ある爲め、民船の外は航行容易でない。

(4) 新城——哈爾濱間

此間約百七十二哩、河幅廣きは二十町に及び水深八、九呎、水勢緩漫なるを以て航行容易である。殊に新城の下流約十二哩の地點は汽船の夜間航行も自由である。

(5) 哈爾濱——河口間

約四百三十四哩、河幅六町より二十町水深四、五呎より九呎あり、本江中最も水利に富む區間である。當だ減水時は汽船の航行を妨ぐる數箇の難所あり。就中最も難所とされてゐるのは三姓の難所とし、其の延長七哩の間は江底總て岩礁より成つてゐる。夏期減水期は各汽船航行終點を三姓までとし、其の下流域は主として帆船、戎克によるを普通としてゐる。此間の主なる港は八資通、老山頭、大榆樹、敖家溝、新甸、岔林河、三姓、蓮江口、新城鎮、高家屯、鬼子克、同江等である。

康德元年松花江配船表

(康德二年) 哈爾濱水運局調年

航路	使用船隻	隻數	一往復所要日數	就航回數
哈爾濱—富錦線	客船(定期)	一〇	一〇日	一日一回
同上	客船(臨時)	四	一〇日	月二回
同上	貨客船	五	一五日	同一〇回
富錦—黑河線	客船(定期)	二	九日	同六回
哈爾濱—黑河線	客船	六	二日	同八回
哈爾濱—虎林線	客船(定期)	九	二日	同一〇回
黑河—漠河線	客船	三	一日	同八回
哈爾濱—三姓線	貨客船	二	八日	同九回
哈爾濱—大賚—扶餘線	客貨船	三	二日	同八回
扶餘—吉林線	同	三	一日	同一回
漠河—瓊琿線	同	一	一五日	同一回
大賚—江橋線	同	一	一日	同三回

第二項 嫩 江

(一) 概 説

嫩江の本流は源を興安嶺中伊勒呼里山嶺の南腹に發し、幾多大小支流を合し西南方に流れて齊々哈爾に至り、東南に向ひ松花江に合し延長一、一七〇軒に及んでゐる。本江下流地域は河幅二百米より六百米、水深五尺より十尺に及び、松花江合流點より齊々哈爾附近迄は汽船の航行自由であるが、他は概ね水深淺く水速急にして、上流地方は航行不可能にして流筏を利用するに過ぎず、中流に於ても主として少數の船舶、戎克及び帆船の運航するに過ぎず、木材は流筏により運送せらるゝを普通とす。航行期間は五月上旬より十月下旬までとし比較的水利の便に富んでゐる。

航行日数は齊々哈爾、黑爾根間上航六日、下航四日とし齊々哈爾、伯都訥間上航十日、下航六日を要し沿岸主要埠頭としては三岔河、大賚、五家、大崗、北牌二站、滿爾加土等である。

(二) 水 運

現在嫩江航路は哈爾濱より新城、大賚に至る約六百八十支里間にして、其の間の主なる碇泊場は長春嶺達戸、肇州長城河大賚、新城等である。

嫩江の支流には稚爾河及綽爾河の兩河がある。前者の延長約一、支里、兩岸は均しく高原を形成してゐる。河幅は上流一、二間水深五、六寸乃至一尺餘に過ぎないが下流に至つて擴大し河幅四、五十米乃至三、四百米に及ぶ所あり、舟楫の便稍々開けてゐる。

綽爾河は源を西布特哈境內興安嶺山脈のカルピオボ山麓に發し、東南流して小流を併せ札伊河、哈巴奇河、托欽河を合し札賚特旗の北部中央を横斷し塔子城の西北、綽爾城に於て一支流を東北に出し、本流は東南流して各地窩棚に至り嫩江に會してゐる。

(三) 配 船

滿洲國から其の所有船舶の經營を委託された鐵路總局は、運行の將來と民間船主の利益を考慮し、官民船舶を糾合して新たに聯合形體を組織し、之を哈爾濱航業聯合會と稱し大同二年十二月滿洲國交通部の設立許可を受けた。現在に於ける加入會員は東北航務局、東北江運局、東北商船學校、東北造船所、廣信航業處、松黑兩江郵便局、江防艦隊、鐵路總局の八官署と民間四十七名、所有汽船合計一〇七、戎克一三一等配船されてゐる。

第三節 空 運

由來滿洲は航穴文化の恩恵に浴せず、纔に往々外國航空機の飛翔、通過するに當り其の立寄地としての用を爲すに過ぎずして、全く航空文化の圈外に取殘されて來たのであるが、吾國は其の建國と共に文化建設の工作手段として、航空事業の勃興に努めて來たのである。殊に吾國は其の地理的關係上、將來國際航空路を把握すべき使命を有し、且つ國內の事情亦航空事業の發達を促すべき礎地を備へてゐる。

即ち世界航空先進國は何れも國內及國外に亘り、其の航空路擴張に餘念なくして何れも世界航空路圖上、空疎なる東亞の空を目指して航空路開拓の手を延ばさんとして居り、滿洲は將來之等國際航空のメイン・ラインを抱擁すべき地歩を占むるものと謂ふべく、又吾國は其の國內交通機關未だ全たからず、即ち鐵道の敷設未だ密ならず、道路不備にして、水運の便豊かならず地方の交通設備は不完全且つ不安の域にあるもの多く、殊に北滿の地方は一層其の感を深ふするものがある。斯から事情は吾國が國土老大にして而かも其の大部分が平原であり、氣流、氣象の好條件と相俟ち、航空機は最も安全、確實にして而かも快速なる交通機關として利用せられ發達すべき自然の數を有すると言ふべきである。故に政府は航空事

業の確立を企圖し、滿洲航空會社を興して政府の保護、獎勵の下に航空事業を經營せしめ、同時に交通部路政司に於て之が取締に關する事項を掌らしむる事としてゐる。

斯くて滿洲航空會社は大同元年十月二十六日設立せられ旅客、貨物、郵便物等の航空輸送を經營し全滿主要地間を飛翔して至大の便益を齎してゐるのである。

龍江省に於ける航空の中心は省城齊々哈爾で他省主要地間の航空連絡を保ちつゝある。

即ち齊々哈爾には航空會社齊々哈爾管區事務所があり、左記の如く航空路の定期運營をなしつゝある。

(一) 航空路

(路 線)	(距離)	(回数)
(1) 齊々哈爾—哈爾濱—新京—奉天線	七八五籽	每週二往復
(2) 齊々哈爾—滿洲里線	五七五籽	每週二往復
(3) 齊々哈爾—大黑河線	四五〇籽	每週(往復)
(4) 齊々哈爾—新京線	五一〇籽	每週三往復

(二) 航空日

(1) 奉天方面行	每週 水、金曜日	二往復
(2) 滿洲里行	同 同 金曜日	同 (海拉爾經由)
(3) 大黑河行	同 同 金曜日	一往復 (北安鎮經由)
(4) 新京行(止)	同 月、水、金	三往復

(三) 所要時間及料金

(區 間)	(時 間)	(料 金)
(1) 齊々哈爾—新京	四時間五〇分	五六圓
(2) 齊々哈爾—海拉爾	三時間	五六圓
(3) 滿洲里—海拉爾	一時間半	二四圓
(4) 齊々哈爾—北安鎮	二時間	二一圓(軍用)
(5) 同 —大黑河	三時間半	五八圓(軍用)

第四節 道路 路

第一項 路 線

滿洲は由來本格的道路建設なるもの絶へてなく、行く處として泥土膝を没するてふ状態におかれてゐたのであるが、其の原因の一は農本國たる滿洲に於ては春、秋に亘つて耕耘し冬期結氷の期に及んで其の生産物の輸送を爲す事に依つて、農業經濟の調節が圓滿に行はれつゝある事實である。即ち嚴冬行く所として道のない季節に於ても、農耕を了つて閑散期にある人馬の努力と車輛とは直ちに生産物の輸送に充用せられ、彼此相利するの事情にあるのは當に農業合理化の一重點と謂ふべきである。従つて道路の建設は過去に於て必ずしも顧るの要なき状態であつた。

然るに滿洲國の將來は斯くの如き原始的交通状態に甘んずる事を許さず、即ち農業に於ては四時運輸の便あるに依り、其の生産物の價格調節を計り得ると共に、更に又一般貨物の迅速なる輸送と國防、治安維持並に急速に自動車運行を目的とす道路の建設を必要とせざるを得ないのである。

即ち國防を嚴にし、治安の全きを維持し得るならば、國家凡百の事皆其の緒に就き翕然として其の繁榮を望む事を得るもので之れ國道建設の重要な理由の一である。又自動車運行が自由なる國道の四通八達するならば、國內の交通系統は面目を一新し之に依り内政機能の敏活と、經濟力の増進は期して待つべきものであつて、且又國道建設により地方民に授職の機會を與ふる事は、疲弊せる農村救済の効果を擧げ得る事となるのであつて、之れ國道建設の重要な理由の第二である。

上述の如く國道建設の重要性に鑑み大同二年三月三日國道局設立せられてより、各主要地に建設處を設け十ヶ年六萬糶建設計畫を基準として、國道建設に當つてゐるのであるが本省内國道建設については、齊々哈爾濱建設處に於て掌られてゐるので該建設處所管に係る國道建設としては訥河—嫩江間八六・四糶及び洮南—王爺廟間一一〇・〇糶の兩者である。而して之等國道建設工事の經過に就ては概ね良好であるが、前述の如く、建國當初に於ける國內四圍の情勢は、速かに緊要なる地方に普遍的道路の建設を必要とせるのみならず、國家財政上劃一的に最良の道路を建設する事は殆んど不可能であつた爲め、現在計畫に屬する國道工事は主として無舗裝の儘「ローラー」の轉壓に依り、自動車の運行に支障がらむる程度の構造内容なるを以て、之れに改良工事を施して、益々其の利用價値の増添を期すべきであると共に、他面亦沿道住民の協力援助により補修工事を施して之を維持し、兩々相俟つて建設の効果を保持しなければならぬ。

第二項 自動車運營

政府は地方治安工作と經濟、文化開發の急速なる發達を計る爲め、鐵道の敷設と相俟つて國道建設を進め、國道局は十ヶ年間に自動車交通可能なる國道六萬糶建設の計畫を進めてゐるが、一方之等國道に於ける自動車運營に就ては(一)鐵道と競争となるべき路線、(二)鐵道の代營となるべき路線、(三)治安維持上及經濟開發上重要な路線は之を國鐵と

同様鐵路總局をして兼營せしむる事とし、他の路線は之を民營に委ねる根本方針を確立してゐる。

今當省内における康徳元年十二月末現在鐵路總局經營自動車路線に付既開線、豫定線を分ち示せば次の如くである。

● 開 通 線	區 間	糶 數	開通年月	所要時間	運 行 回 數
	訥河—黑河	三三〇	康徳元年三月	一七、三〇	四日一往復(二日行程)
	洮南—突泉	一〇五	//	三、三〇	一日一往復
	洮南—大賚	一五七	//	八、〇〇	一日一往復
● 豫 定 線	區 間	糶 程			
	嫩江—黑河	二六六・四			
	昂々溪—巴林	二二五・〇			
	奇克特—辰清	一五〇・〇			

第五節 通 信

第一項 郵 務

事變前に於ける滿洲の郵政を見るに、一九一三年東三省は東三省郵界となり奉天に管理局を設け、舊吉林省内に於ては長春(現新京)、吉林、哈爾濱に一等郵局を設けてゐたが後東三省郵界は南、北滿洲の二郵界に分割せられ、哈爾濱に管理

局を設け北滿洲郵界を管轄せしむる事とした。従つて本省は哈爾濱郵務管理局の管轄下に置かれ長春、吉林に一等郵局を設け其他の重要地に二、三等郵局及代辦所及信櫃を設け、必要に應じては市中の要所に信箱、信筒を設置し、村落には郷間信櫃其他の集配機關を置き、而して此等郵便物遞送は、汽車による汽車郵路、汽船による汽船郵路、民船による民船郵路、配達夫による郵差郵路の四に大別さるゝが、交通機關の見るべきものなき舊吉林省に於ては前三者に比し、郵差による遞送が最も重んぜられてゐた。郵差は歩差、馬差の二とし、豫め發着時間表を作成して豫定日時間に遞送せしむる事としたが、重要都市間を除いては普通二日又は三日に一回とし、甚しきは一週一回配達したのである。

滿洲國政府は大同元年四月一日を以て國內郵政接收を宣言し、新たに郵便切手、葉書を制定し、大同元年八月一日を期して滿洲國內に於ける郵政權の接收を斷行することに決し、七月十一日交通部郵政司より郵便法、爲替法、預金法等に關する條例を正式發表した所、南京政府は之に對し、滿洲郵政封鎖令を發し、七月二十四日以後全滿郵政局は一齊に閉鎖され一時郵務停止の已むなきに至つたが、政府は緊急善後策協議の結果、實力を以て接收することとなり二十五日完全に接收を終へ、郵務司に於て國內の郵政を統制し奉天、哈爾濱に郵政管理局を設置し、重要都市の順序に一、二、三等郵便局を設くることは從來と異なる處はなかつた。

康徳元年十二月一日地方行政制度改革の實施せらるゝや之と呼應し、交通部は郵政局官制第四條に依る郵政管理局管理區域を改正し、同日より實施することとなつた。即ち奉天、哈爾濱の外更に新京に管理局を設くる事となつた。而して本省內郵局は舊黑龍江省内は哈爾濱管理局管下に屬し、舊奉天省内の洮遼各縣は新京管理局の下に各縣郵局を配置してゐる。

▲哈爾濱郵政管理局管內 省内郵局並取扱事務一覽表

局名	開局		取		扱		事		務	
	年	月日	件函匣	遞配	快別保	保價	代收	代開	代爲	代爲
齊々哈爾	大	八月四日	○	○	○	○	○	○	○	○
齊々哈爾東門	同	同	○	○	○	○	○	○	○	○
昂々溪	大	八月十六日	○	○	○	○	○	○	○	○
拜泉	大	九月十四日	○	○	○	○	○	○	○	○
富拉爾基	大	八月八日	○	○	○	○	○	○	○	○
克山	大	八月九日	○	○	○	○	○	○	○	○
林甸	大	十一月十五日	○	○	○	○	○	○	○	○
泰安鎮	大	十一月二十四日	○	○	○	○	○	○	○	○
泰來	大	八月五日	○	○	○	○	○	○	○	○

(康徳二年十二月) 交通部郵務司調

善、擴張を圖つたのである。即ち同社は其の創設と同時に電信施設としては北滿、熱河及京圖線、拉濱線等新設鐵路沿線に電信機械の新設改良をなし、又主要地間の電信回線新設及電信方式變更改良に努め、新規回線の完備を期してゐるのである。斯くの如くにして各地との通信容易となり、殊に北滿地方の如き由來施設の見るべきものなかりし地方に於ても省内各主要地間の通信、連絡の便開け此等通信施設の擴張は文化の開發を促し、産業の開發、治安の確立上至大の貢獻をなしてゐるものと謂はなければならない。

第六節 土木事業

第一項 康德元年以前施工概況

本省内に於ける大同二年及康德元年度に於ける土木事業施工の主なるものを列記すれば次の如し。

- 一、大同二年六月より翌七月に至る間に於て土木科は克東驛南方十支里の地點、雨爾河の架橋工事を施工し、克東縣城間との連絡をなす。
- 一、大同二年六月より翌七月に至る間に於て土木科は克山縣泰安鎮南方十支里の地點、雨爾河の架橋工事を施工し依安縣城との連絡に便す。
- 一、大同二年六、七兩月に亘り齊々哈爾、富裕間の連絡を計るため雨爾河横斷、富裕縣界九道溝六ヶ所に架橋工事をなす。
- 一、大同二年六月より同年八月に至る間に於て大同元年度北滿水害による齊々哈爾、昂々溪間缺潰堤防復舊工事に着手し國軍警備の下に約四萬圓の豫算を以て工事を竣工せしむ。

一、大同二年七月より同年九月に至る間富拉爾基、景星間道路に於て、架橋十二ヶ所及道路補修並に改良工事をなす。本工事には日軍の援助を得工兵一ヶ中隊作業、自動車隊六臺は運搬、第十五聯隊一ヶ中隊指揮の下に警備の任に就き完成せるものである。

一、大同二年五月より康德元年三月に至る間に於ては呼蘭——幻彦、木蘭——通河間道路の手直及架橋又北滿水害の破損箇所、嫩江、訥河、拜泉、綏化、呼蘭、蘭西、肇州、大賚、泰來等各縣の堤防應急工事をなす。尙大同二年十月より同年十一月迄に於て北安鎮の都市計畫豫定地の實地測量を完成せしめ、更に齊々哈爾市の都市計畫に要する郊外の測量をなす。

一、康德元年に於て寧年、富裕間の橋梁架設及泰安、依安間の暗渠、濕地の盛土又は克東、克東縣城間の暗渠、濕地の盛土又鐵驪橋架設、林甸、泰康間の濕地滯の盛土等を竣工せしむ。

第二項 康德二年施工概況

▲道路及架橋工事

- 一、鎮東安廣兩縣界を流る、洮兒川河は、在來渡船を利用不便甚だしきに鑑み沿岸黑帝廟に木橋を架設す。
- 一、林甸、泰康間は元年度より施工着手し、二年度に到り主として暗渠布設及道路維持、修繕を施工す。
- 一、寧年、富裕縣城間道路も元年度より着手し本年度は路面修理及笠上工事を施工す。
- 一、泰安鎮、依安縣城間道路工事も元年度より着手し、本二年度は路面修理濕地滯の笠上工事をなし、夏季も容易に通行可能の道路となる。
- 一、克東驛及克東縣城間も元年度より着手し、二年度に於ては築立及修繕工を施工し夏季に於ても容易に交通可能となる。

一、北安鎮、德都間道路工事は二年度に於て省公署直營として架橋五ヶ所を施工し二、三兩年度に於て全路線の完成をな
さしむる様計畫中。

一、齊々哈爾市内龍革路補装工事及新生、新開路の連絡道路を施工す。
一、北安鎮城内の簡易マカダム式道路工事延長千六百米を完成せしむ。

▲堤防及護岸工事

一、洮南、洮安、鎮東、安廣の各縣界を流れる洮兒川の沿岸の堤防工事を各々緊急を要する要所要所の築堤及笠上工事を
省指定の下に施工せしむ。

一、龍江及泰來の嫩江沿岸の緊急を要する堤防工事を省指定の許に施工せしむ。

一、甘南縣音河川の流域一部分の堤防築堤及笠上工事を施工す。

一、依安、克東兩縣にまたがる雨爾河の沿岸にして緊急を要する築堤工事を省指定の下に施工せしむ。

一、龍鎮、訥河兩縣を流るゝ納謨爾河の沿岸孫家船口に堤防築堤工事を施工せしむ。又納河縣城外南方納河大橋の根固と
して護岸工事を施工す。

一、齊々哈爾葫蘆頭に齊々哈爾市民の水路、交通に便ならしむるため河川改修工事をなし荷揚場を新設す。

▲其他事項

一、齊々哈爾、洮安、北安鎮等の都市計畫に依る資料及村街調査並に齊々哈爾市、上下水道の計畫事項を調査研究す。

第七章 文教

第一節 總說

滿洲建國と共に文教局は建國の精神を宣揚する必要あり、大同元年三月二十五日國務院令第二號を以て各學校をして従
來の三民主義及黨義教科書を一律に廢止すると共に、王道主義の下に國家觀念の培養、禮儒の尊重を旨とせる文教方針を
提示した。

本省當局に於ても立國の精神を闡明し、中央文教當局の方針に則り、銳意文教の根本的刷新、更改に努めて來たのであ
るが更に康德元年十二月省制改革により地域縮小せられ、統制上頗る便益を得る事となつたので之を機として積極的
國民精神の振興と文化の向上に努むる處あり、漸次根本方針の具體的實現を見つゝある。

茲に其の大様を摘記すれば次の如くである。

一、學校教育は王道教育方針に則り、東洋固有の道德を發揚し質實、勤勞を尙び民族協和を目的とし、健全なる國民を養
成せんとす。

二、省立中等學校教員檢定を行ひ教職員職務規程、服務規程、訓育要目、改良塾師暫行辦法、視學須知を制定し教員の素
質向上、學校教育の内容充實を計る。

三、王道教育の徹底を期する爲め、期別に有能小學校教員を新京に於て教育講習所に入所せしめ、中等學校博物、地理、圖
畫、體操教員を選抜して文教部主催講習會を受けしめ又本省各縣に於て、圖畫、體操、音樂及教科書編纂趣旨に關する
各講習會を行ひ、以て小學校教員をして建國意義及教育者使命の重大なるを明記せしめ擔當學科目の研究を督勵す。

- 四、留日教員の選定、教育視察團の赴日視察、汎太平洋新教員會議及日・滿中等學校長會議に参加せしめ東洋文化を注入して以て他山の石たらしむ。
- 五、省立學校を充實し圖書、標本を設備し所用物品を發給し、以て各校内容の完備を期す。
- 六、校名を改正し統制を容易ならしめ、地方行政制度改進の具現たらしむ。
- 七、社會教育は王道立國の精神に基き以て民衆の道德振興、民衆の知識向上を計り以て優良、健全なる社會を建設せんとす。
- 八、社會教育指導者を日本に派遣留學せしめ、一般社會教育の理論及農村社會狀態と文化施設を研究し、以て歸國後専ら社會教育の指導に當らしむ。
- 九、民衆教育機關として民衆學校、日語學校、圖書館の外に民衆成年、勸學院、婦女勸學院、巡迴文庫六ヶ月間を創設し民衆日語講習會、家庭講習會を開催し、以て民衆知識の増進を謀る。
- 十、各縣に令して詔書奉讀式を舉行せしめ又縣城に於て日・滿學生交歡會を舉行し、一般民衆をして均しく日・滿緊密不可分の關係を知らしむ。
- 十一、建國記念第四次運動會第二次中等學校體育大會を舉行し、新京全滿都市對抗蹴球會、第四次滿洲國體育會等に參加せしめ運動會の新記録獲得に努む。
- 十二、童子團指導者を新京に派遣して實習を受けしめ、童子團十大教育方針指導具體規程、國旗掲揚順序を制定し、各縣に令して童子團服裝を嚴定強制せしめず、貧苦兒童をして童子團教育を受くるに便ならしむ。

第二節 學校教育

第一項 概 說

本省は由來僻陬の地に偏して、開化遅れ教育事業亦幼稚なるを免れず、學校教育の普及、發達亦遅々たるを免れざる状態にあつた。殊に滿洲建國直後、治安紊亂し、支出過多にして經營困難に陥り、中央より補助金計二十一萬餘圓を發給し専ら地方教育の復舊を計る事としたのである。大同二年治安漸く收まると共に、教育廳は極力整頓に努め日と共に復舊するに至り康徳元年上期に於ては中等學校に就ては省立のもの七校（學生一、二五〇名）縣立のもの十二校（學生八一八名）私立のもの二校（學生四一四名）、小學校に就ては省立のもの十校（學生三、〇四四名）縣立六百二十二校（學生四六、七六〇名）私立九十五校（學生五、八二一名）を數ふるに至つた。中等學校教科目に就ても大同元年下期毎級日語三時間經學二時間、小學校高級に於て毎級日語二時間を追加する事とした。訓育標準は王道を根據とし、古人禮教を尊拜せしめ學生自治、互助、親愛の精神を養成し、以て新國家の健全なる國民養成に努めてゐる。教科書に就ては建國當初、國定教科書出版前に於ては取敢へず、中國商務印書館發行に係る新學制教科書を採用し特に國體に合せず。排外的色彩せる個所に就ては、各校に令して之を刪除せしめ、次いで大同元年六月中央文教部に於て、南滿教育會教科書編纂部發行に係る教科書採用を決定したのである。更に康徳元年國定教科書出版せらるゝと共に官、私立學校をして一齊に之を採用せしむる事とした。

次いで康徳元年十二月一日新省制改革實施以來、教育廳は更に教育の向上を計り、左の如き方針を以て其の訓育に當らしむる事としたのである。

- (一) 教授科目 康徳二年春中等學校に於て毎級、毎週日語一時間を授く、一科毎級毎週其餘學科目は舊制に據る。
- (二) 訓育標準 康徳二年四月教育廳視學官室に於て訓育標準を定め、中等學校訓練に就ては (1) 忠孝 (2) 仁愛 (3) 禮讓

(4)協同 (5)勤勞 (6)美感を尙ばしめ、小學訓育に於ては (1)忠孝 (2)仁愛 (3)禮節 (4)公德 (5)勤勞 (6)清潔を旨とする事とし、各學校をして之を實踐せしむ。

(三) 教科用書 康徳元年下學期文教部編定中等學校教科書は、其種類少なく各中等學校所用に満たざるものあり、教育廳刪正の者を採用する事とし、康徳二年九月文教部に於ては中等學校教科書として十一種を認可し、其内稍々不適當の箇所を刪除せしむる事とした。

第二項 學制及教科目

本省現行學制は小學校に於て四二制、中學に於て三三制とし晉だ農、工兩中等實業學校は特殊性質に鑑み一三制度を採用し、豫科一年本科三年とす。

教科目に就ては小學校に於ては全省同一とし、中等學校に於ては各校必ずしも其の軌を一にせず、之を列記すれば次の如くである

一、小學校教科目

(1) 初級

修身、國文、算術、珠算、自然、手工、圖畫、體育、音樂

(2) 高級

修身、國文、算術、珠算、自然、手工、圖畫、國史、地理、經學、日語、體育、音樂

二、中等學校教科目

(1) 日語專修學校（高中程度）

修身、日語、國語、英語、經學、理科、數學、地理、教育、歴史、體操

(2) 省立師範學校

修身、經學、國文、日文、英文、算術、代數、幾何、三角、實用算學、物理化學、歴史、地理、植物、動物、教育史、教育心理、教育概論、教學法、小學行政、教育測驗、哲學概論、農業、注音字母、音樂、體操、藝術、童子軍、社會、地質礦物、生理

(3) 省立女子師範學校

國文、日文、英文、修身、經學、家事、教學法、小學行政、倫理、論理、教育思潮、教育概論、教育心理、幾何、代數、算術、三角、博物、生理、生物學、歴史、地理、珠算、物理、化學、手工、體操、音樂、圖畫、習字

(4) 省立兩級中學校

國文、經學、修身、算術、三角、幾何、代數、日語、英文、地理、歴史、物理、化學、生物、礦物、植物、動物、體操、音樂、圖畫、手工、習字、生理衛生、職業

(5) 省立工業學校

修身、日文、材料、英文、經學、國文、體操、測量、實用力學、材料力學、鐵道工程、代數、幾何、市政工程、建築學、橋梁學、製圖、圖畫、音樂、工業經濟、化學、幾何畫、機械學、物理、歴史、三角、地理、算術

(6) 省立農業學校

修身、國文、經學、地理、歴史、英文、日文、算術、代數、園藝、病虫害、測量、農業經濟、農產製造、土壤、肥料、農具、實習、幾何、動物、植物、物理、化學、生理衛生、音樂、體育、作物、畜產、三角、育種、農村社會、氣象、林學大意、農藝化學